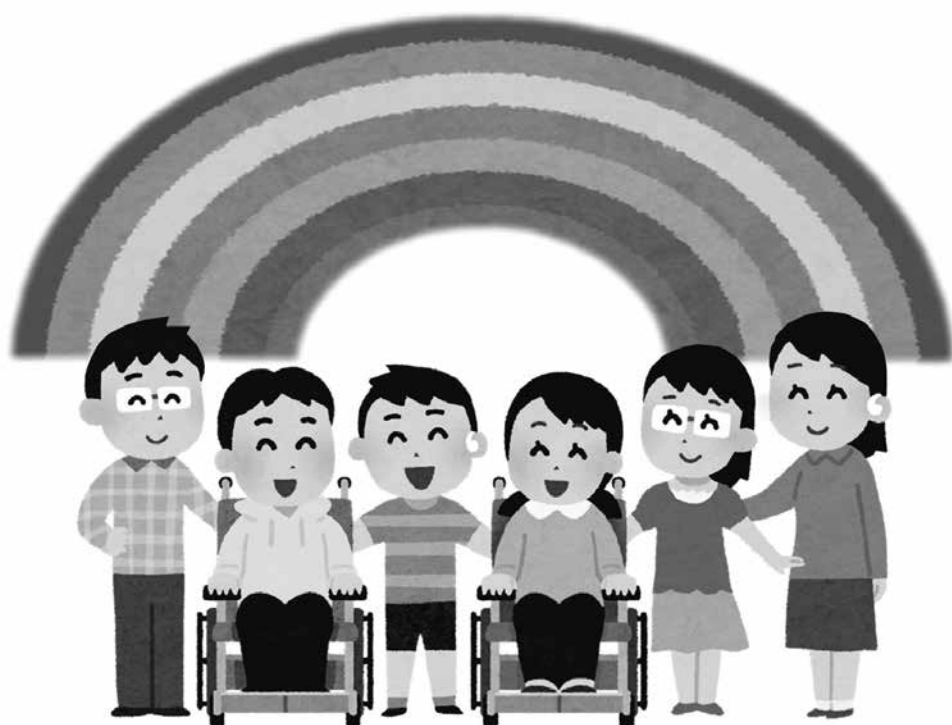


特別支援教育推進ガイド 【改訂版】

～一人一人が輝く共生社会の実現を目指して～



令和 6 年 2 月
福岡県教育委員会

特別支援教育推進ガイド 【改訂版】

～一人一人が輝く共生社会の実現を目指して～

福岡県教育委員会

令和6年2月

特別支援教育推進ガイド【改訂版】の目的・使い方

1 推進ガイド【改訂版】の目的は、「全ての学校種における特別支援教育の充実」です。

この特別支援教育推進ガイド【改訂版】（以下「推進ガイド【改訂版】」という。）は、令和4年に策定・公表された福岡県特別支援教育推進プラン（第2期）の理念を踏まえ、平成30年に作成した特別支援教育推進ガイドの構成を一部見直し、最新の情報に付加修正したものです。

この推進ガイド【改訂版】は、主に小・中・義務教育学校の教職員を対象として作成していますが、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園、保育所（園）、認定こども園等、全ての教職員と保護者、地域、関係機関の方々にとっても参考になるものとなっています。

幼稚園、保育所（園）等の就学前から、学校卒業後まで、障がいのある子供たちに関わる全ての方が、特別支援教育に関する理解を深めるとともに、支援を要する子供や保護者に寄り添い、自立と社会参加に向け、学校、地域、家庭が協力して一人一人の子供を育てることにより、障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を認め合える「共生社会」の実現が可能となるよう「特別支援教育の充実」を図ることが、本書の目的です。

2 推進ガイド【改訂版】は、こんな時に使います。

- 特別支援教育に関する疑問や悩みがあるときに、解決の手掛かりを探すことができます。
- 特別支援教育についての国、県の動向や法に基づく基本的な考え方が確認できます。
- 学校の「特別支援教育推進計画」を作成する際に、参考となる情報を得ることができます。
- 特別支援教育について学ぶ研修等において、参考資料として活用できます。

3 推進ガイド【改訂版】をさらに活用するために・・・。

本県の小・中・義務教育学校において作成される「特別支援教育推進計画」は、「福岡県特別支援教育推進プラン（第2期）」の5つの柱から作成することとしています。

また、この推進ガイド【改訂版】は、特別支援教育に関する総論と「福岡県特別支援教育推進プラン（第2期）」5つの柱にそった構成としています。

そのため、県教育委員会では、「福岡県特別支援教育推進プラン（第2期）」、「特別支援教育推進計画」、「特別支援教育推進ガイド【改訂版】」の3つをセットで活用することによって、効果的に特別支援教育を推進できると考えています。

推進ガイド【改訂版】の各項目は、Q&A形式になっています。各アンサーの最後に、引用文献や参考資料、法的根拠など関連する文献資料等を◆マークで示しています。この推進ガイド【改訂版】をきっかけとして、より深く、より詳しく調べることにより、特別支援教育に関する理解を深め、児童生徒理解や日常の子供とのかかわり、教育実践の質的向上等に役立てていただきたいと思います。

なお、推進ガイド【改訂版】には、索引を掲載しており、キーワードからも主な関連事項を調べることができるようにしています。

目 次

総 論

Q1 特別支援教育について

- Q1-1 特別支援教育とは 15
- Q1-2 インクルーシブ教育システムとは 15
- Q1-3 特別支援教育の対象となる幼児児童生徒とは 16

Q2 福岡県の特別支援教育に係る事業等について

- Q2-1 福岡県特別支援教育推進プラン（第2期）とは 16
- Q2-2 特別支援教育推進計画とは 16
- Q2-3 巡回相談とは 17
- Q2-4 福岡県内の特別支援学校や特別支援学級等の設置状況や進学・就職等の情報を調べるには
..... 18

Q3 障がいのある幼児児童生徒の学びの場の決定について

- Q3-1 障がいのある幼児児童生徒の就学先を決定するのは 18
- Q3-2 教育支援委員会等とは 19
- Q3-3 小・中学校等から特別支援学校（特別支援学校から小・中学校等）への学びの場の変更はで
きるのか 19
- Q3-4 児童生徒の実態把握の方法とは 20

Q4 合理的配慮について

- Q4-1 合理的配慮とは 21
- Q4-2 合理的配慮の観点・項目とは 21
- Q4-3 合理的配慮を提供する際の留意点とは 21
- Q4-4 基礎的環境整備とは 22

Q5 個別の教育支援計画及び個別の指導計画について

- Q5-1 個別の教育支援計画及び個別の指導計画とは 23
- Q5-2 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の様式とは 23
- Q5-3 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成期限とは 24
- Q5-4 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用における保護者との合意形成とは
..... 24
- Q5-5 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の学校内における活用とは 25
- Q5-6 個別の指導計画に記載する教科等とは 25
- Q5-7 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の管理とは 26

Q6 交流及び共同学習について

- Q6-1 交流及び共同学習とは 27
- Q6-2 交流及び共同学習を進める際の手順とは 27
- Q6-3 特別支援学級や在籍児童生徒の障がい等についての理解啓発とは 28

(柱1) 連続性のある多様な学びの場における教育の充実

【I 小中学校】 【II 高等学校】

通常¹の学級

学校全体で組織的に対応する特別支援教育推進体制の充実

- Q7 通常¹の学級には、特別な教育的支援を必要とする児童生徒が、どれくらい在籍していますか。…………… 29
- Q8 発達障がいとは、どのような障がいですか。…………… 29
- Q9 学校の教員が、児童生徒の発達や困難さについて気になったときは、誰に相談すればよいですか。…………… 30

教育的ニーズに応じた個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用

- Q10 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・評価は、誰が行うのですか。…………… 30
- Q11 通常¹の学級に在籍する配慮の必要な児童生徒にも、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成するのですか。…………… 30
- Q12 前の在籍機関が、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成していない場合は、どうすればよいですか。…………… 31

生徒指導との連携に基づく児童生徒理解の促進

- Q13 通常¹の学級で個別に合理的配慮を提供すると、不公平にはなりませんか。…………… 31
- Q14 学習障がいの傾向がある児童生徒への支援や配慮のポイントは何か。…………… 32
- Q15 集中が持続しにくい児童生徒への支援や配慮のポイントは何か。…………… 32
- Q16 問題行動を繰り返す児童生徒への支援や配慮のポイントは何か。…………… 33
- Q17 特定の感覚をいやがる児童生徒への支援や配慮のポイントは何か。…………… 33
- Q18 学校での児童生徒の様子を伝え、保護者と連携して支援を行うには、どうすればよいですか。…………… 34
- Q19 学校が保護者に特別な支援の必要性を伝えたい場合、どうすればよいですか。…………… 34

特別支援教育の視点を生かした通常の学級における指導の充実

- Q20 各教科等において、学習への参加や学習内容の理解が難しい児童生徒に対して、日常的にできる配慮の工夫には、どのようなものがありますか。…………… 35
- Q21 ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくりのポイントは何ですか。…………… 36
- Q22 学級の支持的風土を醸成するためのポイントは何ですか。…………… 37
- Q23 学習上の困難さを助けるための、ICTの活用にはどのようなものがありますか。…………… 37
- Q24 教室内に、困難さのある児童生徒が複数いる場合、教員はどのような工夫をすればよいですか。…………… 38

【Ⅰ 小中学校】 【Ⅱ 高等学校】

通級による指導

通級指導教室の適切な設置

- Q25 通級による指導とは、どのようなものですか。…………… 39
- Q26 通級による指導では、どのような指導が行われるのですか。…………… 39
- Q27 通級による指導の対象となるのは、どのような児童生徒ですか。…………… 40
- Q28 知的障がいのある児童生徒は、通級による指導の対象になりますか。…………… 40
- Q29 不登校の状態にある児童生徒は、通級による指導の対象になりますか。…………… 41
- Q30 通級による指導での授業時間数には、制限がありますか。…………… 41
- Q31 自校通級、他校通級、巡回指導の違いは、何ですか。…………… 41
- Q32 年度の途中から通級による指導を受けることは、可能ですか。…………… 42
- Q33 通級による指導を行うことで、在籍学級で受けられなくなる授業は、どのように補えばよい
ですか。…………… 42
- Q34 他校に通級する場合、行き帰りに要する時間も、授業時間としてカウントすることになるの
ですか。…………… 42
- Q35 通級による指導を放課後や夏休みなど、在籍学級で授業が行われていない時間に行うことは
できますか。…………… 43
- Q36 中学校で通級による指導を受けていた場合、卒業後どのような進路が考えられますか。… 43
- Q37 高等学校での通級による指導は、どのように行われていますか。…………… 43

個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用

- Q38 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・評価は誰が行うのですか。…………… 44
- Q39 通級による指導を受けている児童生徒の引継ぎのために、どのような準備をすればよいです
か。…………… 44
- Q40 指導要録には、どのような内容を記入すればよいですか。…………… 45

通級による指導の充実

- Q41 自立活動とは、どのような学習ですか。…………… 45
- Q42 通級指導教室の教室環境は、どのように整えたらよいですか。…………… 46
- Q43 通級による指導では、どのような指導形態が考えられますか。…………… 46
- Q44 通級指導担当教員と在籍学級担任との連携を進めていく上での、ポイントは何か。… 47
- Q45 通級による指導の終了に向けてどのように取り組めばよいですか。…………… 48
- Q46 保護者との連携は、どのように進めればよいですか。…………… 48
- Q47 通級による指導の記録とは、どのようなものですか。…………… 49

【I 小中学校】

特別支援学級

学級の実態に応じた適切な教育課程の編成

- Q48 特別支援学級の対象となるのは、どのような児童生徒ですか。…………… 50
- Q49 LD・ADHDのある児童生徒は、特別支援学級の対象となりますか。…………… 50
- Q50 特別支援学級における「特別の教育課程」とは、何ですか。…………… 51
- Q51 自立活動の時間は、必ず必要ですか。…………… 52
- Q52 自立活動の時間は、どのように設定すればよいですか。…………… 52
- Q53 各教科等を合わせた指導とは、どのような学習ですか。…………… 53
- Q54 自閉症・情緒障がい特別支援学級で、各教科等を合わせた指導を行うことができますか。
…………… 54
- Q55 特別支援学級の時間割を作成する際の留意点は、どのようなことがありますか。…………… 54
- Q56 特別支援学級の児童生徒には、特別支援学級担任が全時間教えるのですか。…………… 55
- Q57 中学校での各教科については、どのような教員が指導することができますか。…………… 55
- Q58 知的障がいのない児童生徒の教科等の学習は、全て交流学級でした方がよいのですか。… 56

一人一人の障がいの状態や発達の段階に応じた個別的教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用

- Q59 個別的教育支援計画や個別の指導計画の作成・評価は誰が行うのですか。…………… 56
- Q60 通知表の書き方は、通常の学級と違いがありますか。…………… 57
- Q61 指導要録を作成する際の留意点は何ですか。…………… 57

交流及び共同学習の充実

- Q62 交流学級の担任との連携は、どのようにすればよいですか。…………… 58

特別支援学級における指導の充実

- Q63 授業づくりの手順や留意点は、どのようなことがありますか。…………… 58
- Q64 学年・実態の異なる児童生徒を指導する際の留意点は、どのようなことがありますか。… 59
- Q65 障がい種の異なる学級が、合同で授業をしてもよいですか。…………… 59
- Q66 保護者と連携をする際の留意点は何ですか。…………… 60
- Q67 特別支援学級の児童生徒の目標設定と評価は、どのようにすればよいですか。…………… 60
- Q68 学習評価のためのテストは、誰がどのように作成し、評価すればよいですか。…………… 61

【Ⅲ 特別支援学校】

一人一人の実態に応じた指導の充実

- Q 6 9 特別支援学校では、どのような教育を行っているのですか。…………… 6 2
- Q 7 0 特別支援学校と小・中学校の教育課程は、どのような違いがありますか。…………… 6 3
- Q 7 1 特別支援学校の教育課程は、どのように編成されるのですか。…………… 6 4

障がいの重度・重複化及び多様化に対応した専門性の向上

- Q 7 2 特別支援学校において、道徳教育や特別の教科である道徳の指導は、どのように実施すればよいのですか。…………… 6 4
- Q 7 3 特別支援学校において、ICTを活用する際の視点や留意点は何ですか。…………… 6 5

交流及び共同学習の推進

- Q 7 4 小・中学校と特別支援学校との交流及び共同学習には、どのようなものがありますか。… 6 6
- Q 7 5 居住地校交流を進める上での留意点は何ですか。…………… 6 6

地域における特別支援教育のセンターとしての役割の発揮

- Q 7 6 特別支援学校の見学をしたい場合、どのように進めればよいのですか。…………… 6 7
- Q 7 7 福岡県特別支援教育推進ネットワークとは、どのようなものですか。…………… 6 7
- Q 7 8 特別支援教育に関するセンター的機能とは、どのようなものですか。…………… 6 8
- Q 7 9 特別支援教育に関するセンター的機能を活用するためには、どのようにすればよいのですか。
…………… 6 8
- Q 8 0 特別支援学校の教材・教具を借りることはできますか。…………… 6 9
- Q 8 1 特別支援学校の教員に、校内研修会への協力や支援を依頼することができますか。…………… 6 9

【IV 一貫した継続性のある指導及び切れ目ない支援】

学校間接続時の連携の充実

- Q 8 2 学校間引継ぎは、必ず実施しなければいけませんか。…………… 7 0
- Q 8 3 引継ぎの機会は、どのように設定するのですか。…………… 7 0
- Q 8 4 学校間接続時の引継ぎの内容や留意点には、どのようなことがありますか。…………… 7 1
- Q 8 5 保護者や本人が主体となって進学先等へ引継ぎを行うための様式はありますか。…………… 7 1
- Q 8 6 ふくおか就学サポートノート（引き継ぎシート）とはどのようなものですか。…………… 7 2
- Q 8 7 学校間接続時に保護者との連携に当たって、留意すべきことはどのようなことですか。… 7 3
- Q 8 8 県立高等学校の受検の際の特別措置とは、どのようなものですか。…………… 7 3
- Q 8 9 高等学校を受検（受験）する際に、特別な支援が必要であることを伝えると不利になりませんか。…………… 7 4

特別支援学校における一貫した継続性のある指導・支援の充実

- Q 9 0 学びの連続性を重視する上で、教員がすべきことは何ですか。…………… 7 4

障がいの状態や発達の段階に応じた合理的配慮の提供

- Q 9 1 合理的配慮を提供する際の留意点は、どのようなことですか。…………… 7 5
- Q 9 2 合理的配慮提供に関する参考資料は、ありますか。…………… 7 6

(柱2) 就学前における早期からの相談・支援の充実

幼稚園等における特別支援教育推進体制の整備

- Q93 保育所（園）や幼稚園では、どのように特別支援教育が進められていますか。…………… 77
- Q94 保育所（園）や幼稚園でも、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成しているのですか。
…………… 77

市町村教育委員会における早期からの相談・支援体制の整備

- Q95 就学先決定について相談ができる機関はどこですか。…………… 78
- Q96 小学校に入学してからの支援について、どのように決定していくのですか。…………… 78
- Q97 就学前児の支援は、市町村ではどのような担当部署が関わっていますか。…………… 79
- Q98 福岡県では、就学前の発達気になる子供をもつ保護者を対象とした教育相談は、行われていますか。…………… 79

障がいのある子供の就学相談や学びの場の検討等の支援の充実

- Q99 就学先決定までの流れとは、どのようなものですか。…………… 80
- Q100 保護者から、学校見学の希望があった場合、どうすればよいですか。…………… 81

保健・医療及び福祉との連携の充実

- Q101 関係機関との連携を行う際の留意点は何ですか。…………… 82

(柱3) 卒業後の自立と社会参加を目指した支援の充実

キャリア教育の充実

- Q102 特別支援教育における「自立」とは、どのような意味ですか。…………… 83
- Q103 特別支援教育におけるキャリア教育とは、どのようなものですか。…………… 83

職業教育の推進

- Q104 一人一人の社会的・職業的自立に向けての基盤となる能力・態度とは、具体的にはどのようなものですか。…………… 84

関係機関との連携の強化とICTを活用した就職支援の充実

- Q105 ICTを活用した就職支援には、どのようなものがありますか。…………… 84

学校卒業後に向けた引継ぎ及び移行支援の充実

- Q106 特別支援学校や特別支援学級の卒業後の進路先には、どのようなところがありますか。… 85
- Q107 中学校における障がいのある生徒への進路指導は、どのようなことに留意して行うとよいですか。…………… 86
- Q108 卒業後の日常生活等の支援を行う関係機関には、どのようなものがありますか。…………… 86
- Q109 特別支援学校高等部を卒業して、大学を受験することは可能ですか。…………… 87
- Q110 福岡県では特別支援学校の生徒の就労のために、どのような取組を行っていますか。…… 87

社会体験活動、障がい者スポーツ、文化芸術活動の推進

- Q111 障がい者スポーツや社会体験活動等に関する福岡県の取組には、どのようなものがありますか。…………… 88

(柱4) 安全・安心かつ効果的に学べる教育環境の整備

特別支援学校設置基準等に基づいた学校施設の整備

- Q112 学校施設の整備を進めるために、何をすればよいですか。…………… 89
- Q113 障がい特性に応じて、教育環境を工夫したいです。具体的にはどのような例がありますか。
…………… 89

ICT環境の整備と活用の推進

- Q114 障がいのある児童生徒がICTを活用することには、どのようなよさがあるのですか。… 90

医療的ケア児への支援と関係機関との連携の推進

- Q115 医療的ケアとは何ですか。…………… 91
- Q116 医療的ケアは誰がするのですか。…………… 91
- Q117 医療的ケアを実施するための手続きは、どのようにするのですか。…………… 91

障がいによる学習上または生活上の困難に応じた教育環境の整備

- Q118 特別支援学校の通学区域は決まっていますか。…………… 92
- Q119 特別支援学校には、どのようにして通学するのですか。…………… 92
- Q120 特別支援教育支援員とは、どのような役割があるのですか。…………… 93
- Q121 障がいのある幼児児童生徒への支援について、どこに相談すればよいですか。…………… 93

(柱5) 専門性の向上と支援体制の整備・充実

特別支援教育を担う人材の育成及び専門性の向上維持

- Q122 特別支援教育に関して、教員が身に付けるべき資質・能力には、どのようなものがありますか。…………… 94
- Q123 教職員の専門性の向上のために連携できる関係機関には、どのようなところがありますか。…………… 95
- Q124 特別支援学校教諭免許状の取得方法には、どのような方法がありますか。…………… 96
- Q125 特別支援学級や通級による指導を担当する場合、特別支援学校教諭免許状が必要ですか。…………… 96
- Q126 特別支援教育に関する学習指導案や教材について、参考となるものはありますか。…………… 97

組織としての専門性の強化及び支援体制の整備・充実

- Q127 特別支援教育に関する校内委員会とは、どのようなことをするのですか。…………… 98
- Q128 特別支援教育コーディネーターの役割は何ですか。…………… 99
- Q129 学校内OJTで、特別支援教育の専門性を向上しようとするとき、参考となる資料はありますか。…………… 99
- Q130 福岡県の小・中学校を支援できる関係機関の連携先は、どうすれば分かりますか。…………… 100

教師に求められるICT活用指導力の向上

- Q131 特別支援教育におけるICT活用のポイントは何ですか。…………… 100

巻末資料

巻末資料1	特別支援学校、特別支援学級及び通級による指導の対象となる障がいの種類と程度	101
巻末資料2	特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）.....	102
巻末資料3	通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告 （概要）.....	107
巻末資料4	福岡県内の特別支援学校所在地一覧.....	108
巻末資料5	福岡県内の特別支援学校一覧.....	109
巻末資料6	「福岡県特別支援教育推進プラン（第2期）」（概要版）.....	110
巻末資料7	特別支援教育推進計画（様式）.....	112

索引

索引	113
----	-------	-----

総論

Q1 特別支援教育について

【Q1-1 特別支援教育とは】

A 特別支援教育とは、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、学習上又は生活上の困難を改善・克服するための適切な指導及び必要な支援を全ての学校・学級で取り組む教育です。

特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障がいだけでなく、知的な遅れのない発達障がいも含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものです。

さらに、特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障がいの有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味をもっています。

- ◆ 「特別支援教育の推進について(通知)」平成19年4月 文部科学省
→ 我が国の特別支援教育の理念等が示されています。

【Q1-2 インクルーシブ教育システムとは】

A インクルーシブ教育システムとは、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みのことです。

障害者の権利に関する条約第24条によれば、「インクルーシブ教育システム」とは、人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みと定義されています。そのために、障がいのある者が教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされています。

中央教育審議会は、インクルーシブ教育システムについて、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であるとの認識の下、我が国においては、小・中学校等における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要とされています。その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考えます。

- ◆ 「障害者の権利に関する条約 第24条」
- ◆ 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」平成24年7月 中央教育審議会初等中等教育分科会
→ インクルーシブ教育システムの考え方や仕組みについて述べられています。

【Q1-3 特別支援教育の対象となる幼児児童生徒とは】

A 特別支援教育の対象となるのは、知的な遅れのない発達障がいを含めた特別な支援を必要とする幼児児童生徒です。

特別支援教育は、対象となる幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものです。特別支援教育の対象となる幼児児童生徒は、障がいの種類や程度によって特別支援学校、特別支援学級、通常の学級のいずれかに在籍します。また、通常の学級に在籍し、通級による指導を受けている場合もあります。障がいの種類や程度に応じた就学先区分については、法律や文部科学省通知で示されています(巻末資料1参照)。

◆ 「学校教育法施行令 第22条の3」

→ 特別支援学校への就学の対象となる障がい種と障がいの程度が示されています。

◆ 「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」

平成25年10月 文部科学省

→ 小・中学校の特別支援学級又は通級による指導の対象となる障がいの種類と程度について示されています。

Q2 福岡県の特別支援教育に係る事業等について

【Q2-1 福岡県特別支援教育推進プラン(第2期)とは】

A 福岡県特別支援教育推進プラン(第2期)とは、本県が目指す特別支援教育の理念と、その実現のために重点的に取り組む施策等を示したものです。

本県では、特別支援教育に係る施策推進のための指針となる「福岡県特別支援教育推進プラン」を平成29年4月に策定し、令和3年度までの5か年にわたって施策・事業に取り組んできました。その成果と課題、近年の国の動向を踏まえ、基本的な視点としての5つの柱は、第1期推進プランの柱を継承するとともに、柱の名称の一部見直しを行い、今後5か年間で取り組むべき施策の方向性を示しています。

◆ 「福岡県特別支援教育推進プラン(第2期)」令和4年4月 福岡県教育委員会

→ 福岡県教育委員会ホームページからダウンロードすることができます。

◆ 「福岡県特別支援教育推進プラン(第2期)リーフレット」令和4年4月 福岡県教育委員会

→ 福岡県特別支援教育推進プラン(第2期)を簡潔にまとめたものです。福岡県教育委員会ホームページからダウンロードすることができます。

【Q2-2 特別支援教育推進計画とは】

A 「特別支援教育推進計画」とは、市町村立小・中・義務教育学校における特別支援教育推進のための全体計画です。

平成30年度より政令指定都市を除く県内全ての小・中・義務教育学校で統一した様式を用いて作成しています。様式は、「福岡県特別支援教育推進プラン(第2期)」の5つの柱を基本に構成し、各学校において総合的に計画を策定できるものとしています。

◆ 「特別支援教育推進計画」福岡県教育委員会

→ 巻末資料7に様式(記入例)を掲載しています。

特別支援教育推進ガイド〔改訂版〕

【Q2-3 巡回相談とは】

A 巡回相談とは、発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒などに対する適切な指導と必要な支援を行うことを目的として、福岡県が「発達障がい児等教育継続支援事業」の1つとして実施しているものであり、県内の園・学校等へ特別支援教育に関する専門家を派遣し、支援する取組です。

巡回相談の効果的な活用方法として、下表のような相談タイプがあります。

相談タイプ	具体的な相談内容
Aタイプ (講話)	○学校等内における特別支援教育に関する理解・啓発 (例1)職員の共通理解を図るための研修における講話
Bタイプ (支援体制)	○学校等内における推進体制整備に関する助言 (例2)校内委員会やコーディネーターを対象とした助言
Cタイプ (個別相談)	○学校等内における個別事例に対応した相談 (例3)行動観察(授業、休み時間等)や心理検査の実施、結果説明 (例4)学級担任や保護者を交えた相談 (例5)ケース会議(事例検討会)における助言 (例6)個別の指導計画等の作成に関する助言
Dタイプ (連携支援)	○学校等間連携における支援 (例7)保幼小連絡会や中高連絡会における助言 (例8)校区合同研修会・合同授業研究会等における講話や助言 (例9)放課後児童クラブ(学童保育)との連携に関する助言
混合タイプ (混合型)	○A～Dタイプの混合 (例10)公開授業(行動観察)+職員研修会

巡回相談は、私立を含む、認定こども園、幼稚園及び保育所、小学校、中学校、高等学校、義務教育学校及び中等教育学校で実施されています。巡回相談を申請する相談窓口は以下のとおりです。

- 公立の学校等(就学前を含む) → 学校を設置する自治体の教育委員会、各教育事務所
- 私立幼稚園、私立認定こども園 → 私立幼稚園協会
- 私立学校 → 私学協会
- 保育所 → 保育協会

巡回相談を活用した園・学校等では、相談を一過性のものに終わらせず、障がいのある幼児児童生徒に対する一貫した継続性のある支援体制を整備するために、相談や助言を受けた内容を個別の教育支援計画等に反映させ、組織的な支援に生かしていくことが肝要です。

◆ 「特別支援教育コーディネーターガイド」平成30年10月 福岡県教育委員会

→ 巡回相談実施の手順等について示されています。

※巡回相談の詳しい手続等については、毎年度、福岡県教育委員会から各市町村教育委員会・各学校等に送付される「発達障がい児等教育継続支援事業」の巡回相談実施細目をご覧ください。

【Q2-4 福岡県内の特別支援学校や特別支援学級等の設置状況や進学・就職等の情報を調べるには】
A 特別支援教育資料(福岡県教育委員会:毎年発行)によって情報を得ることができます。毎年5月1日現在の情報が掲載されています。

【特別支援教育資料の主な内容】

- 1 特別支援学校の現状
 - ・学校数、学級数及び幼児児童生徒数
 - ・対応障がい種別学校数、学級数及び幼児児童生徒数
 - ・学校数、学級数及び幼児児童生徒数の推移
- 2 特別支援学級の現状
 - ・学校数、学級数及び児童生徒数
 - ・学校数・学級数及び児童生徒数の推移
- 3 通級指導教室の現状
 - ・学校名、教室数及び児童生徒数
 - ・学校数・教室数及び児童生徒数の推移
- 4 卒業後の進路状況
 - ・特別支援学校中学部、中学校特別支援学級卒業生及び通級による指導を受けた中学校卒業生の進路
 - ・特別支援学校高等部卒業生の進路
- 5 研究指定、調査研究協力校等
 - ・文部科学省委託事業
 - ・県教育委員会重点課題研究指定・委嘱校及び研究主題等

- ◆ 「特別支援教育資料」毎年発行 福岡県教育委員会
 → 福岡県教育委員会ホームページからダウンロードすることができます。

Q3 障がいのある幼児児童生徒の学びの場の決定について

【Q3-1 障がいのある幼児児童生徒の就学先を決定するのは】

A 就学先を決定するのは、対象の幼児児童生徒が住所を有する市町村教育委員会です。決定に当たっては、教育相談を行い、幼児児童生徒の可能性を最も伸長する教育が行われることを前提に、本人・保護者の意見を踏まえ、総合的に判断されます。

市町村教育委員会からは、まず、就学に関するガイダンスも含め、保護者に対してそれぞれの学びの場に関する情報が提供されます。具体的な就学先の検討段階においては、保護者面談や幼児児童生徒に関する情報収集、学校見学・体験入学などを経て、教育上必要な支援内容等の判断・調整が行われます。そして、市町村教育委員会は、障がいの状態や教育上必要な支援の内容、地域における教育体制の整備状況、本人・保護者の意見、専門家の意見等を総合的に勘案して、適切な就学先を決定します。本人・保護者の意見については、障害者基本法第16条第2項(障がい者である児童生徒、保護者に対する十分な情報の提供及び可能な限りの意向尊重)を踏まえ、可能な限りその意向を尊重しなければならないことに留意する必要があります。ただし、特別支援学校、小・中学校等の特別支援学級及び通級による指導のいずれの場合も、対象となる障がいの種類と程度に該当する必要があります。

- ◆ 「障がいのある子どもの教育支援と就学事務の手引(令和4年度改訂版)」
 令和4年4月 福岡県教育委員会
 → 特別支援学校、特別支援学級及び通級による指導の対象となる障がいの種類と程度が表にまとめられています(巻末資料1)。また、就学先決定の基本的な流れと考え方についても示されています。

【Q3-2 教育支援委員会等とは】

A 市町村教育委員会が、就学先となる学校や学びの場を検討するに当たって、教育学、医学、心理学等の専門家から意見を聴取するためのものです。

教育支援委員会等は、就学先決定時のみならず、就学後の一貫した支援についても助言を得る観点から、以下のように、その機能の充実・拡充を図っていく必要があります。

- ①市町村教育委員会と連携し、本人・保護者に対する情報提供を行うこと。
- ②個別の教育支援計画の作成について助言を行うこと。
- ③就学先の決定に際し、市町村教育委員会に対して総合的な判断のための助言を行うこと。
- ④市町村教育委員会と保護者の意見が一致しない場合に、第三者的立場から調整を行うこと。
- ⑤就学先の学校に対して適切な助言や情報提供を行うこと。
- ⑥就学後の「学びの場」の見直しについて助言を行うこと。

なお、教育支援委員会等における専門家からの意見聴取は、就学先を決定する際に、その総合的な判断に資するよう実施されるものであり、就学先を決定するのは教育支援委員会等ではなく、あくまで市町村教育委員会であることに留意が必要です。

- ◆ 「障がいのある子どもの教育支援と就学事務の手引(令和4年度改訂版)」
令和4年4月 福岡県教育委員会
→ 就学に関する事前の相談・支援についてまとめられています。

【Q3-3 小・中学校等から特別支援学校(特別支援学校から小・中学校等)への学びの場の変更はできるのか】

A 小・中学校等から特別支援学校への転学の場合と、特別支援学校から小・中学校等への転学の場合のそれぞれで、法令上、転学できるケースが規定されています。

【小・中学校等から特別支援学校への転学】

- ①在学する児童生徒が、学校教育法施行令第22条の3に該当する視覚障がい者等となったことにより、小・中学校等に就学させることが適当でなくなったとき
- ②在学する視覚障がい者等である児童生徒について、障がいの状態等の変化により、小・中学校等に就学させることが適当でなくなったとき

【特別支援学校から小・中学校等への転学】

- ①在学する児童生徒が、学校教育法施行令第22条の3に規定する視覚障がい者等でなくなったとき
- ②在学する児童生徒について、その障がいの状態の変化等により小・中学校等への就学が適当であると判断されたとき

知的障がいについては、上記のような転学は、教育課程に留意する必要があります(Q50参照)。

- ◆ 「障がいのある子どもの教育支援と就学事務の手引(令和4年度改訂版)」
令和4年4月 福岡県教育委員会
→ 転学に関する手続や法的根拠について記載されています。

【Q3-4 児童生徒の実態把握の方法とは】

A 学校で行う実態把握には、以下の3つの方法があります。3つの方法で得た結果を総合し、検討することにより、児童生徒の様子を詳しく知り、理解することができます。

- 観察法…児童生徒の理解の基本となる方法で、日常の生活や学習場面の観察と記録、その蓄積と分析を通して、発達の様子を知り、生活や学習上の課題を明らかにします。観察の際には、児童生徒の行動の背景を整理することで児童生徒の支援を具体化する方法が考えられます。
- 面接法…児童生徒本人や保護者、前の担任等との面談を通して情報を収集し、発達の様子を知ることができます。
- 検査法…標準化された検査を通して、客観的なデータを得ることにより、発達の様子を教育的に診断することができます。

検査には、資格を有する専門家によって実施する検査(WISC-IVなど)と、教員が実施することが可能な検査(S-M社会生活能力検査など)があります。

専門家によって実施する検査については、これまでに引き継がれている検査結果をもとに、公認心理師や臨床心理士、特別支援教育士などの専門家による分析を行います。また新たに検査が必要な際には、検査を実施できる専門家との連携を図りながら進めていきます。

なお、学校で行う実態把握に伴い、児童生徒の就学先等について、実態把握の結果からすぐに決めてしまうということがないように、慎重に検討するよう留意する必要があります。

◆ 「特別支援学級・通級による指導 教育課程編成の手引(改訂版)」平成31年3月 福岡県教育委員会
→ 実態把握の方法と留意事項についてまとめられています。

Q4 合理的配慮について

【Q4-1 合理的配慮とは】

A 学校教育における合理的配慮は、次のように定義されています。

- 障がいのある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障がいのある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの。
- 学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。

- ◆ 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」
平成24年7月 中央教育審議会初等中等教育分科会
→ インクルーシブ教育システム構築に関連して合理的配慮について示されています。

【Q4-2 合理的配慮の観点・項目とは】

A 学校教育における合理的配慮は、3観点11項目で整理されています。

<「合理的配慮」の観点(1)教育内容・方法>

<(1)-1 教育内容>

(1)-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

(1)-1-2 学習内容の変更・調整

<(1)-2 教育方法>

(1)-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

(1)-2-2 学習機会や体験の確保 (1)-2-3 心理面・健康面の配慮

<「合理的配慮」の観点(2) 支援体制>

(2)-1 専門性のある指導体制の整備

(2)-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

(2)-3 災害時等の支援体制の整備

<「合理的配慮」の観点(3) 施設・設備>

(3)-1 校内環境のバリアフリー化

(3)-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

(3)-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

- ◆ 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」
平成24年7月 中央教育審議会初等中等教育分科会
→ インクルーシブ教育システム構築に関連して合理的配慮について示されています。

【Q4-3 合理的配慮を提供する際の留意点とは】

A 「合理的配慮」は、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、設置者・学校と本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ、「合理的配慮」の観点を踏まえ、可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましいとされています。また、その内容を個別の教育支援計画に明記することが求められています。

- ◆ 「インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の充実 ～合理的配慮提供の7steps～」
平成29年3月 福岡県教育センター
→ 合理的配慮提供の考え方や手順・方法等が分かります。
- ◆ 「学校教育分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドライン」
平成28年3月 福岡県教育委員会
→ 合理的配慮の具体例や特別支援教育推進のために必要な取組等が分かります。

【Q4-4 基礎的環境整備とは】

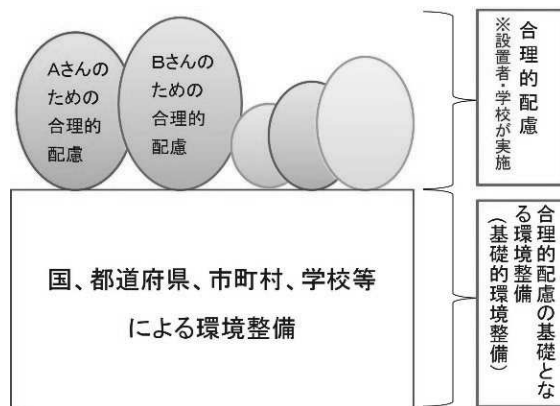
A 中央教育審議会初等中等分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」(平成24年7月23日)では、基礎的環境整備について、次のように説明しています。

【基礎的環境整備とは】

障がいのある幼児児童生徒に対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行います。これらは「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、「基礎的環境整備」と呼ばれます。

「基礎的環境整備」は「合理的配慮」と同様に体制面、財政面を勘案し、均衡を失した又は過度の負担を課さないよう留意する必要があります。

これらのことを図で表すと、右のようになります。「合理的配慮」は、「基礎的環境整備」を基に個別に決定されるものであり、それぞれの学校における「基礎的環境整備」の状況により、提供される「合理的配慮」は異なることとなります。



※文部科学省説明資料より

◆ 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」
 平成24年7 中央教育審議会初等中等教育分科会
 → インクルーシブ教育システムの考え方や仕組みについて述べられています。

Q5 個別の教育支援計画及び個別の指導計画について

【Q5-1 個別の教育支援計画及び個別の指導計画とは】

A 個別の教育支援計画とは、関係機関と連携しながら乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫した教育的支援を行うことを目的として作成される計画のことです。

個別の指導計画は、個別の教育支援計画等を踏まえて、より具体的に個々の教育的ニーズに応じて、指導目標や指導内容・方法等を盛り込んで作成される計画のことです。

個別の教育支援計画及び個別の指導計画は、障がいのある児童生徒など一人一人に対するきめ細やかな指導や支援を組織的・継続的かつ計画的に行うために重要な役割を担っています。

特別支援学校及び特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒に対する2つの計画は、全員に作成することとされています。また、通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒などで、通級による指導を受けていない児童生徒については、2つの計画を作成することに努めることとされています。

- ◆ 「小(中)学校学習指導要領解説 総則編」平成29年7月 文部科学省
→ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用について示されています。
- ◆ 「個別の教育支援計画・個別の指導計画の新様式例・記入例」令和3年 福岡県教育委員会
→ 学びの場ごとに様式例と記入例を作成しています。福岡県教育委員会ホームページからダウンロード可能です。

【Q5-2 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の様式とは】

A 個別の教育支援計画及び個別の指導計画については、児童生徒の実態に応じて市町村教育委員会や学校等が使いやすい様式を使用します。

様式の項目については、次のような項目を設定します。

- ①基礎情報(児童生徒名、作成日、学年・組、出身校)
- ②将来像(将来の児童生徒像を保護者や本人の考えに基づいて記入します。)
- ③身に付けさせたい力(内容)の記入欄(卒業までにどのような力を付けていくのかを記入します。)
- ④支援者と関係機関(児童生徒を支援するために連携を図る関係機関及び検査結果など)
- ⑤実態(児童生徒の興味・関心、得意なこと、長所など)
- ⑥合理的配慮(児童生徒に提供する主な合理的配慮を記入します。)
- ⑦指導の記録(児童生徒への対応についての留意点等を記入しておくこともあります。)

平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に伴い、合理的配慮の提供が法的義務となりました。合理的配慮については、個別の教育支援計画への記載が必要です。合理的配慮については、3観点11項目(Q4-2参照)から、特に優先順位の高いものを個別の教育支援計画に記載します。福岡県では、これまでの個別の教育支援計画・個別の指導計画の様式例を見直し、学校等において、個別の教育支援計画・個別の指導計画を作成する際の手がかりとなる合理的配慮の提供に対応した新たな様式例を示しています(令和3年4月)。福岡県教育委員会のホームページからダウンロードができます。

- ◆ 「個別の教育支援計画・個別の指導計画の新様式例・記入例」令和3年 福岡県教育委員会
→ 個別の教育支援計画の様式で、記載内容や記入例が示されています。
- ◆ 「小(中)学校学習指導要領解説 総則編」平成29年7月 文部科学省
→ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用について示されています。

【Q5-3 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成期限とは】

A 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成時期については、保護者からの情報や前籍校(園)からの引継ぎを基に、4月下旬までに作成します。

Q5-1で示したように、個別の教育支援計画や個別の指導計画は、障がいのある児童生徒など一人一人に対するきめ細やかな指導や支援を組織的・継続的かつ計画的に行うため不可欠なものです。

また、特別支援学級や通級による指導における教育課程の編成の基本的な方針を明らかにする際、重要な情報となるものです。

そのため、合理的配慮や適切と思われる配慮など個々の児童生徒の障がいの状態や特性等に応じた指導・支援に取り組むためには、できるだけ早い時期に作成する必要があります。

新入児(生)については、入学前の教育相談で得た情報や入学後に引き継いだ資料等を基に、実態把握を行いながら、入学後すぐ(4月下旬まで)に作成に取り掛かることが望ましいと考えます。

また、在園児・在校生については、新旧の担任の引継ぎを早期に行い、既存の個別の教育支援計画及び個別の指導計画を活用し、進級後すぐ(4月下旬まで)に作成に取り掛かります。

どちらの場合も、個別の教育支援計画・個別の指導計画は、はじめから完成されたものではなく、必要に応じて書き加えていくものです。まずは作成に取り掛かり、日頃の指導・支援を通して見直していくことが大切です。

- ◆ 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)」平成30年8月 文部科学省
→ 留意事項として、個別の教育支援計画に関する基本的な考え方が示されています。
- ◆ 「教育と福祉の一層の連携等の推進について(通知)」平成30年5月 文部科学省・厚生労働省
→ 個別の教育支援計画等を活用した学校と福祉の連携の考え方について示されています。

【Q5-4 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用における保護者との合意形成とは】

A 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成に当たっては、本人や保護者に対し、その趣旨や目的を十分に説明し、理解を得る必要があります。また、第三者に引き継ぐ旨についてもあらかじめ引継ぎ先や内容などの範囲を明確にした上で、同意を得ておくことが望ましいと考えます。

個別の教育支援計画等は、重要な個人情報であり、かつその情報を支援者が共有するために作成するものです。また、支援に関する本人及び保護者の意向や将来の希望等を踏まえた上で作成するものです。そのため、本人及び保護者と合意形成を図りながら作成し、可能な限り保護者の了承を得る必要があります。

しかし、保護者からの了承を得ることができない児童生徒の中には、校内委員会等で特別な教育的支援が必要だと判断される児童生徒がいることも考えられます。そのような場合は、児童生徒により良い支援を行うための校内資料を作成し、活用することが望まれます。ただし、保護者の了承がない資料は、引継ぎ資料として活用することはできません。

福岡県では、特別な支援を必要としている全ての児童生徒に対して、個別の教育支援計画・個別の指導計画を作成し、進学先等へ引き継ぐことを目標としています。

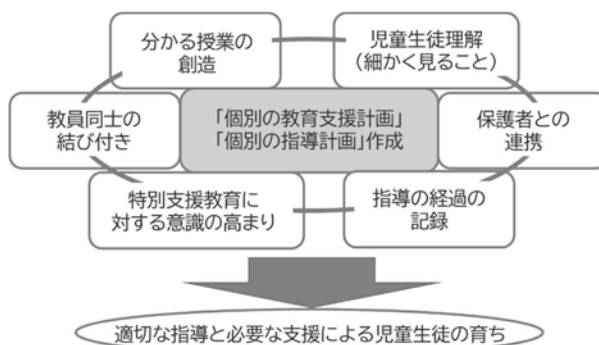
- ◆ 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)」平成30年8月 文部科学省
→ 個別の教育支援計画の作成、引継ぎ、保存及び管理について示されています。
- ◆ 「小(中)学校学習指導要領解説 総則編」平成29年7月 文部科学省
→ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用について示されています。

【Q5-5 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の学校内における活用とは】

A 個別の教育支援計画・個別の指導計画を作成し、対象児童生徒と関わる教員同士が連携し、対象児童生徒への必要な支援を共有することで、組織的に支援を行うために活用します。

児童生徒の情報や支援を共有し、活用を図ることで、児童生徒に対する教員の意識を変えることにつながります。さらに、右図のような効果が望めます。

学習指導要領では、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成、活用に努めることとされ、作成だけではなく、効果的に活用することが求められています。



◆ 「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編(幼稚園・小学部・中学部)」

平成30年3月 文部科学省

→ 個別の教育支援計画等の作成・活用に関する法的根拠です。

◆ 「これならできる！「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」作成ハンドブック」

平成23年2月 福岡県教育センター

【Q5-6 個別の指導計画に記載する教科等とは】

A 個別の指導計画に記載する教科等は、対象となる児童生徒によって記載内容が異なります。

- ① 特別支援学校及び特別支援学級に在籍する児童生徒については、教育課程で取り扱う全ての教科等を記載することが望ましいと考えられます。
- ② 通級による指導の対象児童生徒については、通級指導担当教員が自立活動の内容を中心に記載します。在籍学級担任は、実態に応じて学級での指導場面を設定します(③と同じ)。
- ③ 通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒は、実態に応じて指導場面を設定します。学習場面で共通して行う支援については、「授業中共通」と記入することや各教科等で支援を具体化するのであれば、その教科等を記入します。

◆ 「個別の教育支援計画・個別の指導計画の新様式例・記入例」 令和3年 福岡県教育委員会

→ 個別の指導計画の①、②、③の様式例が、記載内容や記入例とともに示されています。

◆ 「小(中)学校学習指導要領解説 総則編」 平成29年7月 文部科学省

→ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用について示されています。

【Q5-7 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の管理とは】

A 個別の教育支援計画は、記載された個人情報漏洩したり、紛失したりすることがないように、学校内における個人情報の管理の責任者である校長が適切に保存・管理することとされています。個別の指導計画についても個別の教育支援計画同様と考えられます。

平成30年8月27日付け「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)」において、個別の教育支援計画の保存及び管理は「校長が適切に保存・管理すること」と示されています。また、保存期間については、条例や法人の各種規程に基づき適切に保存されるものでありますが、指導要録の指導に関する記録の保存期間を参考とし、5年間保存されることが文書管理上望ましいと示されています。

個別の指導計画に関しては、特に示されてはませんが、個別の教育支援計画を参考に同様な対応が考えられます。

- ◆ 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)」平成30年8月 文部科学省
→ 個別の教育支援計画の作成、引継ぎ、保存及び管理について示されています。

Q6 交流及び共同学習について

【Q6-1 交流及び共同学習とは】

A 「交流及び共同学習」とは、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒と一緒に参加する活動を通じた学習のことです。

こうした学習は、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面という2つの側面があるものと考えられます。「交流及び共同学習」とは、こうした両方の側面が一体としてあることをより明確に表したものです。また、この2つの側面は分かちがたいものとして捉え、推進していく必要があります。

◆ 「交流及び共同学習ガイド」平成31年3月 文部科学省

→ 交流及び共同学習の意義が掲載されています。

◆ 「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知)」令和4年4月 文部科学省

→ 交流及び共同学習を実施する上での留意点が示されています(巻末資料2)。

【Q6-2 交流及び共同学習を進める際の手順とは】

A 交流及び共同学習を実際に推進していく際には、次の手順が参考になります。

- 1 関係者の共通理解
- 2 組織づくり
- 3 指導計画の作成
- 4 事前学習
- 5 交流及び共同学習の実施
- 6 事後学習
- 7 評価

(文部科学省「交流及び共同学習ガイド」より)

実施する前の組織的な連携や計画的な準備が重要です。よって、学習の前に目的を明確にして、手立てを検討し、その有効性を評価することが重要であるといえます。

文部科学省の資料では、上記の手順についてのさらに詳しい留意点や様々な学校種での事例が示され、例えば実施計画の作成について、通常の学級の担任と特別支援学級担任が連携しながら、積極的に校内委員会等で提案することが求められています。各学級の担任間で密に情報交換を行うとともに、双方にどのような教育的効果があるのかを明らかにした上で臨むことが重要です。

交流及び共同学習は、特別支援学校や小・中学校等の特別支援学級など学校種によっても、その形態が異なります(Q74、Q75参照)。

◆ 「交流及び共同学習ガイド」平成31年3月 文部科学省

→ 交流及び共同学習の手順や留意点、障がい種ごとの具体的な配慮や学校種ごとの実践事例が掲載されています。

◆ 「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン ～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～」平成29年3月 文部科学省

→ 校内外の様々な立場で、学校の支援体制整備を進めるためのポイントがまとめられています。

【Q6-3 特別支援学級や在籍児童生徒の障がい等についての理解啓発とは】

A 小・中学校等で、特別支援学級のことや在籍する児童生徒の障がいに関わることなどを他の児童生徒に説明する際に、決まった内容や伝え方があるわけではありません。また、説明を受ける側の児童生徒の発達段階やこれまでの経験によっても受け取り方が変わります。

大事なことは、当事者である特別支援学級の児童生徒やその保護者がどのように話してほしいと思っているかを把握し、その内容を踏まえて校内で十分に検討し、全職員の共通理解を図った上で伝えることです。

Q4-2でも示したとおり、合理的配慮の項目の中には、「幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮」があります。中央教育審議会は、この合理的配慮について「障害のある幼児児童生徒に関して、障害によって日常生活や学習場面において様々な困難が生じることについて周囲の幼児児童生徒の理解啓発を図る。共生の理念を涵養するため、障害のある幼児児童生徒の集団参加の方法について、障害のない幼児児童生徒が考え実践する機会や障害のある幼児児童生徒自身が障害について周囲の人に理解を広げる方法等を考え実践する機会を設定する。また、保護者、地域に対しても理解啓発を図るための活動を行う。」とし、障がい種ごとの例を示しています。

この記述は、あくまでも要点を示したものであり、具体的な内容は各学校で検討する必要があります。その際に、本人や保護者の気持ちを考えずに伝えてしまうと誤解が生じる可能性があります。本人や保護者が周囲の児童生徒とのどのような関わり合いを望んでいるのかをできる限り把握し、望ましい関係づくりにつながるよう伝える必要があります。

また、学習コンテンツ「聴覚障がいのある友だち」や人権教育学習教材集「かがやき」「あおぞら」「あおぞら2」などを活用した学習を計画的に実施しながら、障がいについての理解啓発を行っていくことも大切です。

- ◆ 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」
平成24年7月 中央教育審議会初等中等教育分科会
→ 合理的配慮の観点から見た周囲の児童生徒への啓発について考え方が示されています。
- ◆ 「福岡県手話言語条例」 令和5年3月 福岡県
→ 手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に関する基本的な理念が示されています。
- ◆ 学習コンテンツ「聴覚障がいのある友だち」 令和6年2月 福岡県教育委員会
→ 聴覚障がいや手話に対する理解啓発のための児童生徒を対象とした学習コンテンツです。福岡県教育センターのホームページから活用できます。
- ◆ 人権教育学習教材集「かがやき」「あおぞら」「あおぞら2」 福岡県教育委員会
→ 各学校に副読本又はDVDとして配布されています。障がい者問題をはじめ様々な人権課題について教材や学習指導案等が掲載されています。
- ◆ インクルDB(インクルーシブ教育システム構築支援データベース)
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 Q&A
→ 学校・教育委員会が、特定の児童生徒に「合理的配慮」を提供するときに、他の児童生徒に対して留意すること等の考え方が示されています。

(柱1)連続性のある多様な学びの場における教育の充実

【Ⅰ 小中学校】【Ⅱ 高等学校】

通常の学級

学校全体で組織的に対応する特別支援教育推進体制の充実

Q7 通常の学級には、特別な教育的支援を必要とする児童生徒が、どれくらい在籍していますか。

A 令和4年に実施された文部科学省の調査によると、小・中学校の通常の学級に在籍し、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合は約8.8%、高等学校では約2.2%とされています。

文部科学省は、この調査結果に対して「学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒以外にも、特別な教育的支援を必要としている児童生徒がいることを念頭にどのような支援を行うことができるのか検討する必要がある。」と考察しています。

これらのことから、どの学校においても通常の学級に特別な教育的支援を必要とする児童生徒が在籍していると考えらるべきであり、教員はそのことを想定して授業や学級経営をする必要があると言えます。

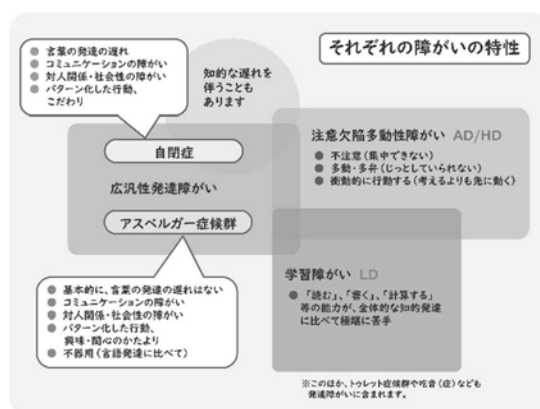
◆ 「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について」

令和4年12月 文部科学省

→ 通常の学級に関する調査の詳細や質問項目、国の分析や考察などが示されています。

Q8 発達障がいとは、どのような障がいですか。

A 発達障がいとは、発達障害者支援法によると「自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されており、対人関係・社会性の面での困難さ、行動面での困難さ、学習面での困難さなど、社会生活や学校生活において様々な場面で困難さが見られます。



(参考:発達障害情報・支援センター ホームページ)

右上の図にあるように、広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどは、それぞれが重なりあっている場合が多く、実際には単一の障がいとしてではなく、様々な様相が複合的に現れることが多く見られます。また、ハイリー・センシティブ・チャイルドと呼ばれ、生まれながらにとっても敏感な感覚や感受性のある児童生徒など発達障がいではありませんが、発達障がいの特徴と似通った特徴がある児童生徒もいます。よって、一人一人の抱える困難さをよく分析し、個々の実態に応じた支援や配慮を行うことが重要です。

◆ 「発達障害者支援法 第一章 第二条(定義)」平成28年改正

◆ 発達障害情報・支援センター ホームページ

Q9 学校の教員が、児童生徒の発達や困難さについて気になったときは、誰に相談すればよいですか。

A 相談相手としては、例えば、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭及び管理職などが考えられます。また、過去の担任からも情報収集ができます。

教員の気付きから、特別支援教育コーディネーターを中心に、校内委員会を組織的・機能的に運営していくことが大切です。学校の組織的な支援として大切なことは、全職員の共通理解のもとに有効な支援方法を検討し、いつでも、誰でも、どこでも対応できるようにすることです。

- ◆ 「初めて特別支援教育に携わる先生のための手引」平成16年3月 福岡県教育センター
→ 学校における協力体制づくりについてポイントがまとめられています。

教育的ニーズに応じた個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用

Q10 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・評価は、誰が行うのですか。

A 個別の教育支援計画は、担任が作成します。個別の指導計画については、支援が必要な教科等について、特別支援教育コーディネーターの助言や教科担当教員からの情報を受けながら担任が作成します。評価については、児童生徒の学習に関わった教員で行います。

個別の指導計画は、児童生徒の実態を把握した上で作成するものですが、児童生徒にとって適切な計画であるかどうかは、実際の指導を通して明らかになるものです。よって、計画(Plan)－実践(Do)－評価(Check)－改善(Action)のサイクルにおいて、適宜評価を行い、指導目標や指導内容、指導方法を改善し、より効果的な指導を行う必要があります。

- ◆ 「小(中)学校学習指導要領解説 総則編」平成29年7月 文部科学省
- ◆ 「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編(幼稚部・小学部・中学部)」平成30年3月 文部科学省

Q11 通常の学級に在籍する配慮の必要な児童生徒にも、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成するのですか。

A 通常の学級に在籍する児童生徒であっても、何らかの著しい困難さが明らかな場合、診断の有無に関わらず、必要に応じて個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、活用に努めます。

小学校又は中学校学習指導要領解説総則編では、「障害のある児童などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。」と明記され、通常の学級に在籍する児童生徒でも作成が努力義務となっています(Q5-1 参照)。

したがって、障がいに応じた指導方法の工夫や保護者、関係機関と連携した取組を行うために、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を効果的に活用することが望まれています。

- ◆ 「小(中)学校学習指導要領解説 総則編」平成29年7月 文部科学省
→ 特別な支援を必要とする障がいのある児童生徒に、個別の教育支援計画等を作成・活用することに努めなければならないことの法的根拠です。

Q12 前の在籍機関が、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成していない場合は、どうすればよいですか。

A 一貫した継続性のある支援を行うためには、児童生徒の実態や有用な支援についての情報共有が欠かせません。そのため、「ふくおか就学サポートノート」を保護者等に紹介するなどして、情報を収集する方法があります。

引継ぎに当たっては、「ふくおか就学サポートノート」や「引き継ぎシート」を活用したり、学校で作成した様式を用いたりして、前の在籍機関や保護者などから聞き取る内容や項目を統一した上で、引継ぎに臨むようにしておくことで、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成するための情報を効果的に収集することができます。

◆ 「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン ～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気付き、支え、つなぐために～」平成29年3月 文部科学省
→ 幼稚園から小学校への適切な情報の引継ぎのための留意点等が示されています。

生徒指導との連携に基づく児童生徒理解の促進

Q13 通常の学級で個別に合理的配慮を提供すると、不公平にはなりませんか。

A 障がいのある人が、その障がいや社会上の障壁のために、日常生活や社会生活において参加が制限されたり、活動が制約されたりすることは、差別に当たります。むしろ、障がいのある人へ、合理的配慮を提供しないことが不公平になると考えることが大切です。

日本では、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が制定され、平成28年4月から施行されています。学校をはじめとする公的機関では、合理的配慮の提供が法的に義務付けられています。

学校は日頃から障がいの理解啓発に努め、児童生徒のみならず、保護者や地域にも正しい考え方を発信していく必要があります。また、教員は、共生社会の実現を念頭に置いて、障がいの有無に関わらず、児童生徒一人一人の多様性を大切に、相互に人格と個性を尊重し合うことのできる集団を育てていくことが望まれます(Q6-3 参照)。

◆ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」
→ 障がい者の権利を侵害する行為を禁止、防止することを目的とする法律です。
◆ 「障害者の権利に関する条約」
→ 障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等を規定する条約です。

Q14 学習障がいの傾向がある児童生徒への支援や配慮のポイントは何か。

A 下の表のようなポイントが、考えられます。

①板書の工夫	文字の量や色の工夫、文字の大きさを考える。
②指導内容の提示の工夫	学習の流れ図、説明図などを提示する。
③指導内容のスマールステップ化	指導内容をできるだけ細かい段階に分け、見通しをもてるようにする。
④学習プリントの工夫	罫線やマス目を入れたり、学習のまとめを途中まで文章化したりする。
⑤指示の出し方の工夫	注目を促してから、短い言葉でポイントを絞って指示する。
⑥導入の工夫	身近な事柄や興味を引く内容を用いる。
⑦長所を活用した支援	苦手なことより得意なことを伸ばし、自信をもてるようにする。
⑧指導形態の工夫	ティームティーチングを活用したり、コース別学習やグループ学習を取り入れたりする。

これらの支援や配慮は、学習障がい(LD)に限らず、どの児童生徒にとっても学びやすくなる支援です。

- ◆ 「はじめよう学習障害(LD)児への支援」平成14年1月 福岡県教育センター
- ◆ 「色覚に関する指導の資料」文部科学省
- ◆ 「国立特別支援教育総合研究所 発達障害教育推進センター」ホームページ
- ◆ 「障害のある子供の教育支援の手引」令和3年6月 文部科学省

Q15 集中が持続しにくい児童生徒への支援や配慮のポイントは何か。

A 次のような4つのポイントに配慮することで、集中しやすい状況をつくることができます。

- ① その子が集中できる時間を考慮した内容や量の課題を設定する。
- ② 興味のある課題や教材を工夫する。
- ③ 学習の内容や流れにメリハリをつける。
- ④ 課題に取り組んでいることを認める。

まずは、なぜ集中が持続しにくいのか、理由や背景を探る必要があります(睡眠不足、学業不振、人間関係の悩みなど)。そして、集中が持続しにくい原因となっていることを取り除いていき、集中しやすくなっているかを確かめていきます。

集中が持続しにくいという状態は、ADHDの児童生徒の特徴の一つでもあります。しかし、児童生徒をよく観察していると、「集中が持続しない」のほかにも、「注意を払えない」「気が散りやすい」などの不注意の傾向や、「そわそわしている」「離席する」などの多動性の傾向、「出し抜けに答える」「順番を待てない」などの衝動性の傾向がある場合があります。児童生徒のことを多面的に見て、その児童生徒の興味・関心や得意なこと、できることに焦点を当てて支援を検討する必要があります。

- ◆ 「はじめようADHDの子どもへの支援」平成15年3月 福岡県教育センター
- ◆ 「国立特別支援教育総合研究所 発達障害教育推進センター」ホームページ
- ◆ 「障害のある子供の教育支援の手引」令和3年6月 文部科学省

Q16 問題行動を繰り返す児童生徒への支援や配慮のポイントは何か。

A 問題行動は、必ずしも障がいが必要とは限らず、児童生徒を取り巻く様々な要因によって起こるものです。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の専門スタッフと連携・協働していくことが大切です。支援のポイントは、担任一人で対応せず、学校、家庭、地域社会が一体となって取組を行うことです。

発達障がいのある児童生徒の場合は、その特徴的な行動に対し、周囲の無理解によって不適切な関わりが続くと、暴力行為やいじめなどの問題行動・不登校等の二次的な問題に派生することがあります。まずは、正しい理解による周囲からの適切な関わりを心掛けることが重要です。

- ◆ 「学校の生徒指導体制を高める専門スタッフの効果的な連携・協働 Q&A」
令和4年3月 福岡県教育委員会
- ◆ 「すすめよう！自閉症の子どもへの支援」平成20年3月 福岡県教育センター
→ 周囲の関わり方の違いによる児童生徒の成長への影響について解説されています。
- ◆ 「生徒指導提要」令和4年12月 文部科学省
→ 発達障がいに関する生徒指導上の課題や学校における組織的な対応について説明されています。

Q17 特定の感覚をいやがる児童生徒への支援や配慮のポイントは何か。

A 窓から差し込む光がまぶしすぎると感じたり、少し触れられただけでも痛みとして受け取ったり、ある食べ物の食感を気持ち悪く感じたりするなど、自分の意思とは関係なく、特定の刺激を過剰に受け入れてしまう児童生徒がいます。まずは、その児童生徒の感じ方を受け止め、学習や生活がしやすくなるように支援をしていくことが大切です。

支援のポイントは大きく4つです。

①気になるものは事前に取り除く	まぶしさが苦手な場合はカーテンを閉める、など
②気になる刺激を別の物に替える	大声が苦手なときは、適切な大きさの声で呼びかける、など
③自分で取り除くための方法を示す	手の汚れが気になるときは、おしぼりを用意してすぐに拭けるようにする、など
④できるところから少しずつ慣れるように練習する	皮膚への接触刺激が苦手なときは、乾布摩擦など本人にとって苦痛でない刺激から経験させていく、など

- ◆ 「はじめよう！自閉症の子どもへの支援」平成18年3月 福岡県教育センター
→ 感覚の特性への配慮についてまとめられています。
- ◆ 「すすめよう！自閉症の子どもへの支援」平成20年3月 福岡県教育センター
→ 感覚のアンバランスの特徴や支援の仕方について解説されています。

Q18 学校での児童生徒の様子を伝え、保護者と連携して支援を行うには、どうすればよいですか。

A まず、日頃から本人や保護者と対話し、信頼関係を築くことが重要です。その上で、学校での状況や取組、変容等を丁寧に伝えるようにしましょう。児童生徒の成長を中心に伝えながら、保護者とともに今後の対応を考え、学校と家庭が同じ目標で取り組めるように進めることが大切です。

しかし、保護者の児童生徒の困難さへの気付き方や障がいに対する考え方は、一人一人違うことを十分に考慮する必要があります。本人・保護者の意見を踏まえ、寄り添いながら、本人や保護者と学校等が教育的ニーズや合理的配慮等について時間をかけて合意形成を図り、ともに協力して児童生徒が成長できるよう支援をしていきましょう。

- ◆ 「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン ～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気付き、支え、つなぐために～」平成29年3月 文部科学省
→ 通常の学級の担任・教科担任が保護者と協働する際の視点がまとめられています。

Q19 学校が保護者に特別な支援の必要性を伝えたい場合、どうすればよいですか。

A 保護者に寄り添い、保護者との信頼関係の構築に努めましょう。そのためには、保護者の児童生徒の困難さやつまづきへの気付き方や障がいに対する理解が一人一人異なることを前提として、話す必要があります。

まず、保護者の悩みを受け止め、共感したり、「できないこと」ではなく、「できること」や「得意なこと」に注目したりして、保護者の不安を和らげることが大切です。そして、保護者の児童生徒に対する思いやニーズを捉え、児童生徒の将来について話し合っていくながら、学校卒業後の進路等の目標を明確にしたり、共有したりしていきます。目標や支援内容等について保護者に伝える際は、担任一人で判断せず、特別支援教育コーディネーター等と事前に相談、確認し、相手の立場に立って伝えることが重要です。

- ◆ 「インクルーシブ教育システム構築のための体制づくりに関する研究－学校における体制づくりのガイドライン(試案)の作成－」平成28年3月 国立特別支援教育総合研究所
→ インクルーシブ教育システムの構築に向けた学校における体制づくりに関する研究です。
- ◆ 「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン ～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気付き、支え、つなぐために～」平成29年3月 文部科学省
→ 通常の学級の担任・教科担任が保護者と協働する際の視点がまとめられています。

特別支援教育の視点を生かした通常の学級における指導の充実

Q20 各教科等において、学習への参加や学習内容の理解が難しい児童生徒に対して、日常的にできる配慮の工夫には、どのようなものがありますか。

A 各教科等の学習指導要領解説に、「障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。」とした上で、次のような工夫の例が示されています。

(国語科の例)

- 文章を目で追いながら音読することが困難な場合には、自分がどこを読むのかが分かるように教科書の文を指等で押さえながら読むよう促すこと、行間を空けるために拡大コピーをしたものを用意すること、語のまとまりや区切りが分かるように分かち書きされたものを用意すること、読む部分だけが見える自助具(スリット等)を活用することなどの配慮をする。

(算数科の例)

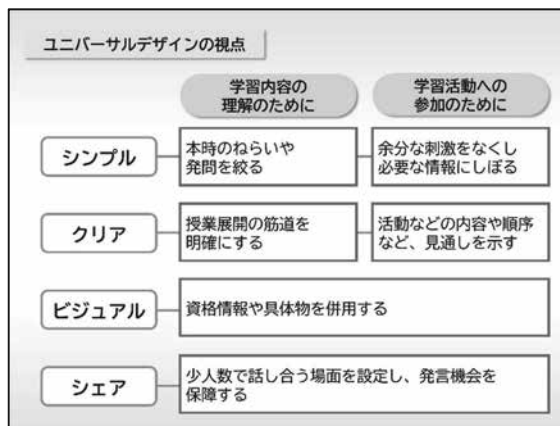
- 空間図形のもつ性質を理解することが難しい場合、空間における直線や平面の位置関係をイメージできるように、立体模型で特徴のある部分を触らせるなどしながら、言葉でその特徴を説明したり、見取図や展開図と見比べて位置関係を把握したりするなどの工夫を行う。

◆ 「小(中)学校学習指導要領解説 各教科等編」平成29年7月 文部科学省
→ 教科ごとに考えられるつまずきやその背景、つまずきに対する支援や配慮の例が示されています。

Q21 ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくりのポイントは何か。

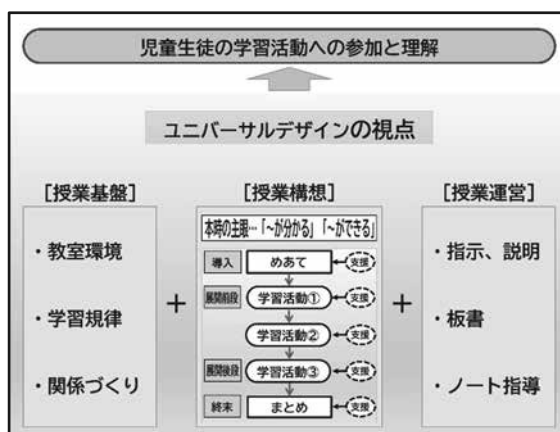
A 「シンプル」「クリア」「ビジュアル」「シェア」の4つのユニバーサルデザインの視点から授業をつくりまします。

右の図に示されている4つの視点は、教科等の本質を踏まえた「授業構想」だけではなく、物的環境や人的環境を整える「授業基盤」や、実際の授業場面における教員の発問や指示、板書、ノート指導等の「授業運営」においても重要な視点となります。つまり、「授業構想」「授業基盤」「授業運営」の3つをユニバーサルデザインの視点に基づいて工夫し、児童生徒がよりよく学習活動に参加し、よりよく学習内容を理解できるようにすることが、ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくりです。



安心して学べるよう配慮した「授業基盤」の配慮(例)

- 掲示物は、シンプルにしている。特に教室前面や前面黒板には余分な掲示をしていない。
- 黒板は、常にきれいである(黒板が白く汚れて、文字のコントラストが弱まることはない)。
- 身の回りの物音や声等、雑音が少なくなるように配慮している。
- 「学習のきまり」(発表の仕方、学び方等)を掲示し、活用している。
- 児童生徒の実態(見え方や聞こえ方、注意集中等)に応じて、座席の位置を配慮している。



(参考:「通常の学級におけるユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくり」平成27年 福岡県教育センター)

安心して学べるよう配慮した「授業運営」の配慮(例)

- 「学習の進め方」やスケジュールを示す等、1単位時間の授業の見通しをもてるような工夫をしている。
- タイマーなどによる終わりの見通し、一度に行う問題数の配慮などを心掛けている。
- 活動の進捗状況を確認できる「自己チェック表」などを活用している。
- 児童生徒の考えを把握し、全ての児童生徒が発表できる場を設けている。

◆ 「通常の学級におけるユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくり」

平成27年3月 福岡県教育センター

→ ユニバーサルデザインの視点を生かした授業の理論や実践について紹介、解説されています。

◆ 「インクルーシブ教育システムの構築に向けた通常の学級における学びを支える方途～小中高 学びを支える3つの要素～」 平成31年3月 福岡県教育センター

→ ユニバーサルデザインの視点を生かした授業の理論や実践について紹介、解説されています。

Q22 学級の支持的風土を醸成するためのポイントは何ですか。

A 学級の支持的風土とは、一人一人が自己存在感を感じ、学び合いを通して、互いのよさを尊重し、認め合える、全ての児童生徒にとって居心地のよい環境のことです。授業者は「自己存在感をもたせること」、「共感的人間関係を育成すること」、「自己決定の場を設定すること」を心掛けるとよいでしょう。

自己存在感をもたせるためには、実態やニーズを把握し、活動の場づくりをすること、自由な発想や方法、思考の過程等を認めること、一人一人を大切に作る姿勢を見せること等に努める必要があります。

共感的人間関係を育成するためには、一人一人を受け入れて褒めること、異なる意見や感情を受け入れる姿勢を示すこと、児童生徒の発言は言い終わるまで待つこと等に努める必要があります。

自己決定の場を設定するためには、学習課題や解決方法などを決定する機会を提供する等に努める必要があります。これらの3つのポイントをおさえていくと、安心して学ぶことのできる居場所が醸成され、児童生徒が合理的配慮の意思表示を示しやすくなります。

◆ 「インクルーシブ教育システムの構築に向けた通常の学級における学びを支える方途～小中高 学びを支える3つの要素～」平成31年3月 福岡県教育センター

- 第1章 理論編では3つの要素の説明や、学校全体で取り組む上での大切な考えをまとめています。
- 第2章 実践編では、研究協力校10校の実践をまとめています。
- 第3章 コラム編では、保護者との連携や関係機関等との連携の実践をまとめています。

Q23 学習上の困難さを助けるための、ICT の活用にはどのようなものがありますか。

A 発達障がい等により、通常の検定教科書で使用される文字や図形等を認識することが困難な児童生徒に向けた音声教材を活用することができます。また、Wi-Fi モバイルルーターやタブレット端末等を活用した授業配信も考えられます。

マルチメディアデージー教科書やペンでタッチすると読むことができる音声付教科書等、パソコンやタブレット等の機器を活用して学習することができます。これらは、文部科学省から委託を受けたボランティア団体等が製作し、読み書きが困難な児童生徒等に無償で提供されているもので、学校の授業における利用のみならず、家庭学習でも利用することが可能です。また、体制が整ったことで可能となった授業配信においては、同時双方向型の遠隔教育を実施することができます。授業の様子を録画することができれば、児童生徒が体調の良い時にオンデマンドで視聴することも可能です。

◆ 「音声教材の概要」文部科学省

- 音声教材について詳しく紹介されています。文部科学省のホームページからダウンロード可能です。

◆ 「マルチメディアデージー教科書」公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会

- 申請方法等の詳細については、公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会のホームページを参照してください。

◆ 「特別支援教育における ICT の活用について」文部科学省

- 特別支援教育における ICT 活用の視点や必要性、障がい種に応じた活用例等が示されています。インターネットからダウンロード可能な資料となっています。また、説明動画もあります。

Q24 教室内に、困難さのある児童生徒が複数いる場合、教員はどのような工夫をすればよいですか。

A 児童生徒が学習活動によりよく参加し、学習内容を理解できるユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくりに努めます。

個別の配慮や個別指導による対応は効果的ですが、複数の児童生徒に対応するには多くの時間を要します。そこで、「授業構想」「授業基盤」「授業運営」にユニバーサルデザインの視点を取り入れることで、困難さのある児童生徒のみならず、全ての児童生徒がよりよく参加し、理解できる授業を目指します。「授業基盤」とは授業の前提となる環境を調整すること、「授業運営」とは、実際の授業場面における指導の技術、「授業構想」とは、授業1コマの導入から終末までの流れのことです(Q21参照)。

◆ 「通常の学級におけるユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくり」

平成27年3月 福岡県教育センター

→ ユニバーサルデザインの視点を生かした授業の理論や実践について紹介、解説されています。

【Ⅰ 小中学校】【Ⅱ 高等学校】

通級による指導

通級指導教室の適切な設置

Q25 通級による指導とは、どのようなものですか。

A 小・中・高等学校等の通常の学級に在籍している障がいのある児童生徒(通級による指導の対象となる障がいの種類や程度については、巻末資料1参照)に対して、各教科等の大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部の授業について当該児童生徒の障がいの状態等に応じた特別の指導(自立活動の指導など)を特別の指導の場(通級指導教室)で行う指導のことです。

通級による指導の趣旨は、この制度を利用する児童生徒の障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服することです。そのためには、通級指導担当教員の指導と、それを生かした在籍学級担任の指導が連携して行われることが重要です。通級による指導での指導の効果が、在籍する通常の学級においても発揮され、在籍学級により適応できるようになることが大切です。

- ◆ 「小(中)学校学習指導要領解説 総則編」平成29年7月 文部科学省
→ 通級による指導に関する考え方の法的根拠となります。
- ◆ 「通級による指導ハンドブック～通級担当の1年間～」平成26年3月 福岡県教育センター
→ 通級による指導についての全体的な概要が分かります。
- ◆ 「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」令和2年3月 文部科学省

Q26 通級による指導では、どのような指導が行われるのですか。

A 障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする「自立活動」が中心です。

小(中)学校学習指導要領解説総則編(平成29年)では、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合について、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。」という規定が新たに加われました。

したがって、指導に当たっては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容をもとに、児童生徒一人一人に、障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等の的確な把握に基づいた自立活動における個別の指導計画を作成し、具体的な指導目標や指導内容を定め、それに基づいて指導を展開する必要があります。

- ◆ 「小(中)学校学習指導要領解説 総則編」平成29年7月 文部科学省
→ 通級による指導における特別の教育課程について示されています。
- ◆ 「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編(幼稚園・小学部・中学部)」平成30年3月 文部科学省
- ◆ 「特別支援学級・通級による指導 教育課程編成の手引(改訂版)」平成31年3月 福岡県教育委員会
- ◆ 「通級による指導ハンドブック～通級担当の1年間～」平成26年3月 福岡県教育センター
- ◆ 「小・中学校 特別支援学級 自立活動の指導の手引ー授業づくりのための手順モデルシートの活用ー」平成24年2月 福岡県教育センター
→ 自立活動の内容を選定し、組み合わせて個別の指導内容を決定する手続や実践例が豊富に示されています(特別支援学級の実践等ですが、通級による指導にも大変参考になります。)

Q27 通級による指導の対象となるのは、どのような児童生徒ですか。

A: 「言語障がい者」「自閉症者」「情緒障がい者」「弱視者」「難聴者」「学習障がい(LD)」「注意欠陥多動性障がい(ADHD)」「肢体不自由者」「病弱者及び身体虚弱者」の児童生徒であり、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度の児童生徒です。

通級による指導の対象となる障がい種については、学校教育法施行規則第140条に示されています。また、平成25年10月4日付け文部科学省通知「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」(巻末資料1参照)において、通級による指導の対象となる障がいの種類及びその程度が示されています。

いずれも「通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの」と示されているため、通級による指導の対象となる児童生徒は、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度の者であり、特別支援学級在籍の児童生徒は含まれません。

- ◆ 「学校教育法施行規則 140条及び141条」
- ◆ 「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」
平成25年10月 文部科学省
- ◆ 「障害に応じた通級による指導の手引 解説とQ&A」平成30年 文部科学省
→ 通級による指導の対象となる児童生徒について解説されています。
- ◆ 「障がいのある子どもの教育支援と就学事務の手引(令和4年度改訂版)」
令和4年4月 福岡県教育委員会
→ 特別支援学校、特別支援学級及び通級による指導の対象となる障がいの種類と程度が整理されています。
- ◆ 「特別支援学級・通級による指導 教育課程編成の手引(改訂版)」平成31年3月 福岡県教育委員会

Q28 知的障がいのある児童生徒は、通級による指導の対象になりますか。

A 知的障がいのある児童生徒は、通級による指導の対象ではありません(巻末資料1参照)。

知的障がいのある児童生徒は、障がいの特性や発達段階に応じた特別の教育課程や指導法により比較的多くの時間、特別支援学級において指導することが効果的であり、ほとんどの時間、通常の学級で通常の授業を受けながら通級するという教育形態はなじまないことから、通級による指導の対象となっていない。

- ◆ 「障害に応じた通級による指導の手引 解説とQ&A」平成30年 文部科学省
→ 知的障がいのある児童生徒が通級による指導の対象とならない理由について解説されています。
- ◆ 「障がいのある子どもの教育支援と就学事務の手引(令和4年度改訂版)」
令和4年4月 福岡県教育委員会
→ 特別支援学校、特別支援学級及び通級による指導の対象となる障がいの種類と程度が整理されています。

Q29 不登校の状態にある児童生徒は、通級による指導の対象になりますか。

A 不登校の状態にある児童生徒については、一般的に通常の学級の授業に出席していない状態にあることから、本来的には通級による指導の対象とはなりません。主として心理的な要因により、社会的適応が困難となり、社会生活や学校生活で支障が認められ、かつ、不登校の状況が軽度(通常の学級の授業におおむね参加していること)の場合には、通級による指導の対象となる場合も考えられます。

通級による指導を受ける児童生徒は、通常の学級に籍を置いて、その障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服のための指導を受けることとなります。したがって、在籍する通常の学級での授業に参加していることが前提となります。不登校の状態にある児童生徒が、通級による指導の対象となるかどうかの判断については、教育相談機関や教育支援センター(適応指導教室)との関係も考慮し、通級指導教室を設置する教育委員会において特に慎重に検討することが求められます。

- ◆ 「障害に応じた通級による指導の手引 解説と Q&A」平成30年 文部科学省
→ 不登校の児童生徒に対する通級による指導の考え方について示されています。

Q30 通級による指導での授業時間数には、制限がありますか。

A 指導時間については、年間35単位時間(週1単位時間)からおおむね年間280単位時間(週8単位時間)以内が標準とされています。なお、LD及びADHDの場合は、月1単位時間程度でも指導上の効果が期待できる場合があることから、下限が年間10単位時間とされています。

このように時間が定められている理由としては、対象の児童生徒が通常の学級に在籍し、そこで大部分の指導を受けることを前提としていることがあげられます。

- ◆ 「通級による指導ハンドブック～通級担当の1年間～」平成26年3月 福岡県教育センター
- ◆ 「障害に応じた通級による指導の手引 解説と Q&A」平成30年 文部科学省
→ 通級による指導の時数についての根拠が示されています。

Q31 自校通級、他校通級、巡回指導の違いは、何ですか。

A 「自校通級」とは、通級指導教室が設置された学校に在籍する児童生徒が自分の学校の通級指導教室に通う形態です。

「他校通級」とは、通級指導教室が設置されていない学校に在籍する児童生徒が同じ市町村(近隣の他市町村の場合もあります)の他の学校に設置された通級指導教室に通う形態です。

「巡回指導」とは、通級指導教室が設置されていない学校に在籍する児童生徒に対して、通級指導担当教員が、本務となる学校以外の学校に出向いて、通級による指導を行う形態です。

- ◆ 「通級による指導ハンドブック～通級担当の1年間～」平成26年3月 福岡県教育センター
→ 自校通級と他校通級の違いなどの概要が示されています。
- ◆ 「障害に応じた通級による指導の手引 解説と Q&A」平成30年 文部科学省
→ 巡回指導について、教員の身分の取り扱いや効果的に指導を行う方法等について記載されています。

Q32 年度の途中から通級による指導を受けることは、可能ですか。

A 年度の途中から通級による指導を受けることは、制度上可能です。教育支援委員会等の意見を十分に踏まえて、当該児童生徒にとって通級による指導が適切であると判断されれば、できる限り通級による指導が受けられるようにする必要があります。

障がいのある児童生徒に対しては、その障がいの状態等に応じた適切な教育の場が選択されることが大切です。それが年度の途中であっても例外ではありません。ただしその際、当該児童生徒の在籍している学校又は近隣の学校に通級による指導が設置されているかどうかにも十分配慮し、年度途中からの通級による指導がスムーズに実施できるか十分に検討する必要があります。

また、通級による指導は、通常の学級の授業の一部に替えるなどして、障がいに応じた特別の指導を行うものであることから、特に、保護者の理解と信頼を得ることが必要になります。したがって、通級による指導の実施に当たっては、家庭との連携に努める必要があります。

◆ 「障害に応じた通級による指導の手引 解説と Q&A」平成30年 文部科学省
→ 年度途中からでも通級による指導を受けることができることについて示されています。

Q33 通級による指導を行うことで、在籍学級で受けられなくなる授業は、どのように補えばよいですか。

A 在籍学級担任や教科担任が、家庭学習用の学習プリントを用意するなどして、児童生徒が通級による指導を受けている間の学習内容を補うようにします。

基本的には、通級指導担当教員と在籍学級担任が連携し、通級指導教室に通う曜日や時間帯が特定の教科等に偏らないようにすることが大切です。また、必要があれば、在籍学級担任や教科担任が放課後などに遅れが生じた教科等の指導を行うことも考えられます。

◆ 「障害に応じた通級による指導の手引 解説と Q&A」平成30年 文部科学省
→ 通級による指導を受けることによる在籍学級での授業についての考え方がまとめられています。

Q34 他校に通級する場合、行き帰りに要する時間も、授業時間としてカウントすることになるのですか。

A 指導の時間にはカウントしません。

指導時間にカウントできるのは、現実に指導を受けている時間に限られています。したがって、他校通級を実施する場合には、できるだけ交通の便の良い学校に設置し、児童生徒が通いやすいような条件を整えていく必要があります。

◆ 「障害に応じた通級による指導の手引 解説と Q&A」平成30年 文部科学省
→ 他校通級の場合の通級に要する時間について、考え方が示されています。

Q35 通級による指導を放課後や夏休みなど、在籍学級で授業が行われていない時間に行うことはできますか。

A 放課後や夏休み等の長期休業期間中に実施することも可能です。

長期休業期間中における通級による指導について、あらかじめ年間指導計画の中に組み込み、正規の教育課程として位置付ける場合には、これを授業時間に算定することができます。ただし、通級による指導を受ける児童生徒の負担が過重とならないよう配慮することが必要です。

- ◆ 「障害に応じた通級による指導の手引 解説と Q&A」 平成30年 文部科学省
→ 通級による指導の指導時間及び時期について、考え方が示されています。

Q36 中学校で通級による指導を受けていた場合、卒業後どのような進路が考えられますか。

A 令和5年度の状況では、高等学校や特別支援学校高等部、高等専門学校に進学しています。その他、教育訓練機関等に進学している生徒もいます。

高等学校の場合は、公立・私立ともに受検(受験)が可能です。また、全日制・定時制・通信制などの課程があります。県立高等学校受検の際に、障がいに応じた特別措置を希望する場合は、中学校長が「特別措置申請書」を志願予定の高等学校長に提出する必要があります(Q88参照)。

小・中学校で通級による指導を受けていて、県立高等学校等(Q37参照)でも通級による指導を希望する場合には、保護者と確認の上、高等学校へ必要な情報が引き継がれることが重要です。

詳しい進路状況については、福岡県教育委員会の「特別支援教育資料」に掲載されています。また、どのような進路であっても在籍していた中学校等から、進学先等へ情報を引き継ぎ、一貫した継続的な支援を受けられるように学校と本人、保護者が十分に共通理解を図ることが重要です。

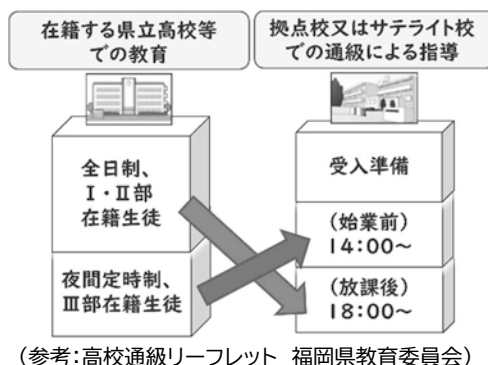
- ◆ 「令和5年度 特別支援教育資料」 福岡県教育委員会
→ 特別支援学校等の卒業後の進路状況等についてのデータが紹介されています。

Q37 高等学校での通級による指導は、どのように行われていますか。

A 県立高等学校では、4つの拠点校又は2つのサテライト教室で通級による指導を受けることができます。

全日制等の生徒は、放課後に拠点校又はサテライト校へ行き、通級指導担当教員から個別指導を受けます。指導内容は、国語や数学などの教科ではなく、特別支援学校学習指導要領にある「自立活動」です。

また、夜間定時制等の生徒は、始業前に拠点校等で個別指導を受けます。



- ◆ 「高校通級リーフレット」 福岡県教育委員会
→ 本県の県立高等学校における通級による指導について説明されています。

個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用

Q38 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・評価は誰が行うのですか。

A 個別の教育支援計画は、在籍学級の担任が作成・評価します。個別の指導計画は、在籍学級担任及び通級指導担当教員それぞれが作成・評価します。

通級による指導において個別の教育支援計画を活用することは、適切な指導及び必要な支援を行う上で有効であると同時に、通常の学級における指導を含めて学校生活全般において、適切な支援が行われることに結び付きます。個別の教育支援計画は学校が中心となって、関係機関等と連携して作成しますが、保護者も重要な支援者の一人として、作成・実施・評価における協議に参画できるようにし、その意見を十分に反映させ、本人・保護者のニーズを踏まえた支援を実施することが大切です。

また、通級指導担当教員は、在籍学級担任が個別の教育支援計画を作成する際に助言するなどして、共通理解を図っていくことが重要です(Q5-1 参照)。

- ◆ 「特別支援学級・通級による指導 教育課程編成の手引(改訂版)」平成31年3月 福岡県教育委員会
→ 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用の考え方が示されています。
- ◆ 「個別の教育支援計画・個別の指導計画の新様式例・記入例」令和3年 福岡県教育委員会
→ 学びの場ごとに様式例と記入例を作成しています。福岡県教育委員会ホームページからダウンロード可能です。

Q39 通級による指導を受けている児童生徒の引継ぎのために、どのような準備をすればよいですか。

A 引継ぎ資料は次の通級指導担当教員や学級担任(場合によっては就学・進学先の特別支援教育コーディネーターなど)に指導の現状や効果的な支援内容、課題などが伝わるように個別の教育支援計画、個別の指導計画、指導の記録などを基にして作成することが大切です。また、福岡県が作成している「ふくおか就学サポートノート」の「引き継ぎシート」を活用することもできます。

通級による指導を受ける児童生徒の中には、新しい環境に対応することが苦手な児童生徒がいます。また、通級指導担当教員が替わっても、可能な限りスムーズに通級による指導をスタートさせることができるように、新旧の通級指導担当教員が綿密な引継ぎを行います。

引継ぎにおいて最も参考になるものは、個別の教育支援計画などの各種の計画や児童生徒に関わる記録、指導時に実際に使用した教材・教具などです。現在の通級指導担当教員は、これらを基に、指導の概要をまとめた引継ぎ資料を作成します。引継ぎ資料があることで、新しい通級指導担当教員による指導の開始はスムーズになります。新しい通級指導担当教員は、これらを前任者から引き継ぎ、児童生徒の実態やこれまでの指導内容を十分に把握します。

- ◆ 「通級による指導ハンドブック～通級担当の1年間～」平成26年3月 福岡県教育センター
→ 通級による指導の引継ぎに関するポイントについて、まとめられています。
- ◆ 「ふくおか就学サポートノート」福岡県・福岡県教育委員会
→ 各学校間の「引き継ぎシート」の様式が、福岡県教育委員会ホームページからダウンロード可能です。

Q40 指導要録には、どのような内容を記入すればよいですか。

A 通級による指導を受けている児童生徒については、在籍する学校の指導要録の「指導に関する記録」の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に「(通級による指導を受けている)学校名、授業時数、指導期間、指導の内容や結果等を記入する」ことになっています。

なお、指導要録の記入については在籍学級担任が、通級による指導の記録に基づいて行い、他の学校において通級による指導を受けている場合には、当該学校から通知された指導の記録に基づき記入します。

- ◆ 「障害に応じた通級による指導の手引 解説とQ&A」平成30年 文部科学省
- ◆ 「特別支援学級・通級による指導 教育課程編成の手引き(改訂版)」平成31年3月 福岡県教育委員会
→ 通級による指導に係る指導要録の記入についての考え方が分かります。

通級による指導の充実

Q41 自立活動とは、どのような学習ですか。

A 自立活動の指導は、障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした、特別支援学校学習指導要領に示されている指導領域です。自立活動の指導には、「自立活動の指導の時間における指導」と「学校の教育活動全体を通じて行う自立活動の指導」とがあります。

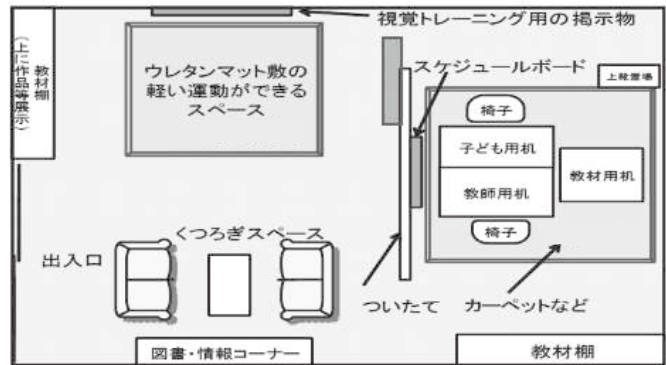
自立活動の目標は「個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達を基盤を培う」(特別支援学校小学部・中学部学習指導要領、第7章)となっています。指導の内容は、「健康の保持」、「心理的な安定」、「人間関係の形成」、「環境の把握」、「身体の動き」及び「コミュニケーション」の6つの区分の下に27項目が設けられています。自立活動の内容は、6区分全てを取り扱うものではなく、個々の児童生徒の障がいの状態等の的確な把握に基づき、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な項目を選定して取り扱うものとされています。よって、児童生徒一人一人に個別の指導計画を作成し、それに基づいて指導を展開する必要があります。

なお、自立活動の時間の設定についてはQ52を参照してください。

- ◆ 「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編(幼稚部・小学部・中学部)」平成30年3月 文部科学省
→ 自立活動の各内容項目などが示されています。
- ◆ 「小・中学校 特別支援学級 自立活動の指導の手引 - 授業づくりのための手順モデルシートの活用 -」平成24年2月 福岡県教育センター
→ 自立活動の内容を選定し、組み合わせて個別の指導内容を決定する手続や実践例が豊富に示されています。

Q42 通級指導教室の教室環境は、どのように整えたらよいですか。

A 通級指導教室には、様々な児童生徒が通ってきます。どの児童生徒も安心して過ごすことができる環境を整えることが大切です。一人一人が自分の目標に向かって主体的に学習できるように、対象となる児童生徒の障がいの特性や指導内容、指導形態(個別・グループ)、児童生徒の置かれている状況などに応じて教室環境を工夫します。(右図参照)



(参考:通級による指導ハンドブック～通級担当の1年間～

平成26年 福岡県教育センター)

<レイアウト例>

- 個別に学習できるスペース
- 作業やグループ学習ができるスペース
- 軽い運動やゲームができるスペース
- クールダウンやくつろぎのスペース

◆ 「通級による指導ハンドブック～通級担当の1年間～」 平成26年3月 福岡県教育センター

◆ 「障害に応じた通級による指導の手引 解説と Q&A」 平成30年 文部科学省

→ 障がい種別に教室環境等を整備する上でのポイントが示されています。

Q43 通級による指導では、どのような指導形態が考えられますか。

A 個別指導とグループ指導の指導形態があります。グループ指導は、個別の指導計画に示された個々の指導のねらいから、個別に学習するよりも同じ課題のある児童生徒同士で学習した方が効果的であると考えられる場合に行うものです。

個別指導は、文字どおりに通級指導担当教員と児童生徒の1対1での指導形態ですが、グループ指導は、2人以上の集団での指導形態です。1単位時間のすべてを個別指導かグループ指導で行うだけでなく、前半は個別指導を行い、後半はグループ指導を行うといった工夫もできます。

グループ指導を行う場合に、同じ時間に異なる障がい種の児童生徒を指導できるかどうかについては、指導方法の類似性が認められ、かつ2つ以上の障がい種において指導を行う専門性を有する教員がいる場合で、教育上効果的な指導を実施できるケースは可能です。

例えば、LDとADHDを対象とする通級指導教室が設置された場合において、コミュニケーション能力の改善を図るためのグループ指導、言語障がいとLDを対象とする通級指導教室において、発音などの言語能力の改善を図るためのグループ指導など、複数の人数で指導を行ったほうが教育上効果的であると認められる場合には、このようなグループ指導を行うことは可能といえます。

また、グループ指導の場合にも、個別の指導計画に基づいて個に応じた目標設定を行い、その目標が達成できたかを個別に評価することが重要です。

◆ 「通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について(通知)」

平成18年3月 文部科学省

◆ 「障害に応じた通級による指導の手引 解説と Q&A」 平成30年 文部科学省

◆ 「通級による指導ハンドブック～通級担当の1年間～」 平成26年3月 福岡県教育センター

→ 個別指導とグループ指導を行う際の留意点等について示されています。

Q44 通級指導担当教員と在籍学級担任との連携を進めていく上での、ポイントは何ですか。

A 自校通級、他校通級、巡回指導いずれの場合も通級指導担当教員が中心となって、在籍学級担任との連携を図ります。通級指導担当教員は、指導の現状や指導上の留意点、在籍学級での配慮事項などを伝えるだけでなく、在籍学級での様子や課題を在籍学級担任からしっかり聞き取るなどして、共通理解を図ります。

○ 個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成と活用による共通理解

個別の教育支援計画は、在籍学級担任が作成します。その際、通級指導担当教員が助言するなど協力します。また、個別の指導計画は、それぞれが作成します。その際には、指導方針を共有し、重点化した指導内容の分担や関連を図ります。なお、中学校においては、対象生徒の授業を行う教員が複数いることから、在籍学級担任だけでなく、当該学年の教員全員が共通理解を図ることができるようにします。

○ 通級説明会による連携

通級説明会は、年度初めや指導開始時に合わせて、通級指導担当教員が在籍校や在籍学級を訪問して行います。説明会の内容は、次のようなものが考えられます。

- ・通級による指導の仕組みについて
- ・通級による指導の障がい種に応じた指導について
- ・対象の児童生徒についての情報交換

○ 定期的な通級連絡会による連携

連絡会は、実施日をあらかじめ決めておき、年間を通じて計画的に行うことが相互のよりよい指導につながります。連絡会では、在籍学級担任とともに「学級内での様子」や「学校全体での様子」など、場面や視点を明らかにしながら、指導の現状や課題を聞き取り、適切に対応できていることと、できていないことを整理します。

○ 連絡帳を活用した日常的な連携

通級指導担当教員は、連絡帳にその時間の指導内容を簡潔に書きます。その連絡帳を、通級指導担当教員と在籍学級担任、保護者が回覧し、それぞれが記録やコメントなどを書きます。そうすることで、三者がお互いの指導の概要や現状を知り、児童生徒に対して、共通の支援をすることができます。

○ 相互参観による連携

連携する上で最も大切なことは、相互の指導の様子を実際に参観することです。特に、他校通級の場合は、年度初めにお互いの学校間で日程を調整し、計画的に授業参観をします。

◆ 「通級による指導ハンドブック～通級担当の1年間～」平成26年3月 福岡県教育センター

→ 在籍学級担任との連携についてポイントがまとめられています。

◆ 「個別の教育支援計画・個別の指導計画の新様式例・記入例」令和3年 福岡県教育委員会

→ 学びの場ごとに様式例と記入例を作成しています。福岡県教育委員会ホームページからダウンロード可能です。

Q45 通級による指導の終了に向けてどのように取り組めばよいですか。

A 通級指導担当教員が、対象児童生徒の在籍校の校長や在籍学級担任、保護者と連携を取りながら、個別の指導計画を作成し、指導目標や指導方法、終了目標を明確にして取組を進めます。

発達障がいのある児童生徒の場合、教科学習や学校生活での困難が改善されたと判断するためには、通級による指導で学んだことが、通常の学級でどのように生かされているかを確認する必要があります。その際、在籍学級での指導の記録等を根拠として示しながら、保護者・本人と合意形成を図るとともに、通級終了後も学級でどのような配慮を継続していくかを十分に話し合い、確認することが大切です。

また、入級時の判断同様に、教育課程の編成権限を有する在籍校の校長や市町村教育委員会、教育支援委員会等が十分に共通理解を図って終了を決定します。

特に、通級による指導と特別支援学級は、設置の主旨が異なるので、通級による指導を意図的に特別支援学級への転籍のための段階的措置として用いることがないように留意する必要があります。

- ◆ 「発達障害を対象とする通級指導教室における支援の充実に向けた実際研究－「発達障害を対象とした通級指導教室の基本的な運営マニュアル(試案)」の作成に向けて－」
平成24年3月 国立特別支援教育総合研究所
→ 先進的な取組を図っている学校への質問紙による調査結果から、入級退級のシステムについて例が示されています。
- ◆ 「個別の教育支援計画・個別の指導計画の新様式例・記入例」令和3年 福岡県教育委員会
→ 通級による指導の終了目標を記入できる個別の指導計画様式例[様式例 2]が提示されています。

Q46 保護者との連携は、どのように進めればよいですか。

A 面談等を通して保護者と共通理解を図りながら、児童生徒の日常生活の場である家庭、学校での適応を図ることができるように具体的な情報の共有を継続的に行って進めていきます。

通級指導担当教員が行う連携の方法としては、「連絡帳」や「面談」等があります。保護者との面談を行う場合には、あらかじめ在籍学級担任から児童生徒の様子や相談内容等について情報を得ておきます。そして、児童生徒のよさや努力、成長を具体的に伝え、適切に保護者の意図を汲みとりながら面談を行うことが大切です。

指導・支援の目標、内容・方法について、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用しながら具体的に説明したり、保護者の願いや悩みについて受容的に話を聞いたりして、信頼関係を築きながら、相談を継続していくことが重要になります。要望があれば専門機関についての情報を提供することも大切です。

また、通級による指導での児童生徒の様子を保護者に実際に見ていただく機会を設けることは効果的です。そのため、通級による指導の授業参観等を検討し、児童生徒の成長を保護者が感じることができるよう工夫が大切です。他校通級の場合は、保護者が送迎される時に合わせて少しでも会話の時間をとれるよう努めることが重要です。巡回指導の場合は、学級担任を介して、定期的に通級担当と保護者が話せるよう意図的、計画的な連携が必要です(Q44参照)。

- ◆ 「通級による指導ハンドブック ～通級担当の1年間～」平成26年3月 福岡県教育センター
→ 保護者との連携のポイントについてまとめられています。

Q47 通級による指導の記録とは、どのようなものですか。

A 通級による指導の記録は、所定の様式を定めて「いつ」「どのような指導を行ったのか」「どのような効果があったか」「課題は何か」ということが明確に分かるように作成します。

通級による指導の記録は、児童生徒に対して行った指導の内容・成果・課題を振り返り、今後の指導に生かすことその他、事績としても残します。また、この記録は、通級による指導が行われている学校及び対象となる児童生徒がいる学校の双方で保管されます。特に、「他の学校の児童生徒に対し通級による指導を行う学校においては、適切な指導を行う上で必要な範囲で通級による指導の記録を作成すること」とされており、このことは在籍校で当該児童生徒の指導要録を作成する際の参考となります。

また、通級による指導の記録には、毎回の記録と別に年度末の記録があります。在籍学級担任は通級による指導の記録を指導要録に載せる必要があり、通級指導担当教員としても、1年間の指導の成果と課題をまとめ、次年度に備える必要があります。よって年度末や対象の児童生徒の指導が終了した際に記録を作成して、これまでの資料や記録と一緒に綴じるとともに、在籍学級担任にも渡します。

- ◆ 「通級による指導ハンドブック～通級担当の1年間～」平成26年3月 福岡県教育センター
→ 通級による指導の記録について、留意点等が示されています。

【I 小中学校】

特別支援学級

学級の実態に応じた適切な教育課程の編成

Q48 特別支援学級の対象となるのは、どのような児童生徒ですか。

A 「知的障がい者」「肢体不自由者」「病弱者及び身体虚弱者」「弱視者」「難聴者」「言語障がい者」「自閉症者」「情緒障がい者」の児童生徒であり、特別支援学校の対象の児童生徒に比べ障がいの程度が軽いものの、通常の学級における指導では十分に成果をあげることが困難な児童生徒です。

特別支援学級の対象となる障がい種については、学校教育法第81条に示されています。また、平成25年10月4日付け文部科学省通知「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」(巻末資料1参照)において、特別支援学級の対象となる障がいの種類及びその程度が示されています。

いずれも「その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学級において教育を受けることが適当であると認める者」とされています。

- ◆ 「学校教育法第81条」
- ◆ 「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」
平成25年10月 文部科学省
- ◆ 「障がいのある子どもの教育支援と就学事務の手引(令和4年度改訂版)」
令和4年4月 福岡県教育委員会

Q49 LD・ADHDのある児童生徒は、特別支援学級の対象となりますか。

A LD・ADHDのみを有する場合は、特別支援学級の対象とはなりません。ただし、特別支援学級の対象となる主たる障がいとLD・ADHDを併せ有する場合は、対象となる可能性があります。

発達障がいの中でもLDやADHDのある児童生徒は、通常の学級に在籍し、必要に応じて通級による指導を受けることができるため、特別支援学級に在籍する理由としての主たる障がいとはなりません。よって、通常の学級で困難な様子がみられたら、すぐに「特別支援学級へ転籍」と考えるのではなく、その要因を分析して個別の指導計画等を作成し、計画的・組織的な支援を在籍学級で行うことが大切です。

障がいのある児童生徒の状態は様々ですので、市町村教育委員会における就学先の決定に当たっては、障がいのある児童生徒の教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うことが必要です。また、保護者に寄り添って意向を尊重しながら、児童生徒にとって必要な支援と一緒に検討することが重要です。

- ◆ 「障がいのある子どもの教育支援と就学事務の手引(令和4年度改訂版)」
令和4年4月 福岡県教育委員会
- ◆ 「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」
平成25年10月 文部科学省
→ 特別支援学級の対象となる障がいの種類と程度について記載されています。

Q50 特別支援学級における「特別の教育課程」とは、何ですか。

A 特別支援学級における特別の教育課程は、自立活動の指導に加え、児童生徒の障がいの程度や学級の実態等を考慮した上で、実態に応じて編成することができる教育課程のことです。

特別支援学級は、障がいのある児童生徒が在籍する学級です。このため、通常の学級で取り扱われる教育課程をそのまま適用することが適切ではない場合があるため、特別支援学級では、「特別の教育課程によることができる」と学校教育法施行規則第138条に規定されています。

特別支援学級で取り扱う「特別の教育課程」の編成については、小学校又は中学校学習指導要領解説において、次のように編成するものとされています。

特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。

(ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。

(イ) 児童(生徒)の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童(生徒)に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

そのため、(ア)に示された自立活動の指導(Q41参照)と合わせて、児童生徒の実態や障がいの状態等によって、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示されている重複障がい者等に関する教育課程の取扱いを参考として、(イ)に示された実態に応じた教育課程を編成することができます。

また、知的障がいのある児童生徒については、必要に応じて「生活単元学習」などの「各教科等を合わせた指導」を行うことができます(Q53参照)。

しかしながら、特別支援学級も小・中学校等の学級の一つであるため、通常の学級と同様、各教科、道徳科、外国語活動(小学校)、総合的な学習の時間及び特別活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱うことが前提となっていることを踏まえる必要があります。その上で、なぜ、その規定を参考にするということを選択したのか、保護者等に対する説明責任を果たしたり、指導の継続性を担保したりする観点から、理由を明らかにしながら教育課程の編成を工夫することが大切です。小学校又は中学校学習指導要領解説 総則編では、「知的障害者である児童生徒の実態に応じた各教科の目標を設定するための手続の例」が示されています。

知的障がいのない児童生徒の場合は、基本的に通常の学級の教育課程に「準ずる」教育課程となり、小・中学校の教育課程に自立活動を加えた教育課程となります。

- ◆ 「学校教育法施行規則 第138条」
→ 特別の教育課程を編成する法的根拠です。
- ◆ 「小(中)学校学習指導要領解説 総則編」平成29年7月 文部科学省
→ 教育課程編成の基本的な考え方についての根拠となります。
- ◆ 「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編(幼稚部・小学部・中学部)」平成30年3月 文部科学省
→ 実態に応じた教育課程の編成の考え方が示されています。
- ◆ 「インクルーシブ教育システムの推進を目指す 特別支援学級の教育課程編成・実施ガイドブック」令和3年3月 国立特別支援教育総合研究所
→ 教育課程編成に関するわかりやすい解説や具体例があります。
- ◆ 「特別支援学級・通級による指導 教育課程編成の手引(改訂版)」平成31年3月 福岡県教育委員会
→ 障がい種・学校種別の教育内容の選択・組織の例が示されています。

Q51 自立活動の時間は、必ず必要ですか。

A 特別支援学級で実施する特別の教育課程においては、自立活動の時間を必ず確保する必要があります。

自立活動は、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うための学習です(Q41参照)。そのため、特別支援学級において実施する特別の教育課程では、「自立活動を取り入れること」とされており、自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことが求められています。

自立活動の指導は、児童生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等に即して指導を行うものであるため、自立活動の時間に充てる授業時数も、個々の児童生徒の障がいの状態や特性等に応じて設定される必要があるため、一律的に標準としては示されていません。

ただし、授業時数を標準として示さないからといって、自立活動の時間を確保しなくてよいということではなく、個々の児童生徒の実態に応じて、適切な授業時数を確保する必要があります。

◆ 「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編(幼稚園・小学部・中学部)」

平成30年3月 文部科学省

→ 自立活動の時間の教育課程上の意義が示されています。

◆ 「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知)」 令和4年4月 文部科学省

→ 特別支援学級において自立活動の時間を設定しなければならないことが示されています(巻末資料2)。

Q52 自立活動の時間は、どのように設定すればよいですか。

A 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領等に示されている自立活動の内容を踏まえ、児童生徒一人一人の実態に応じたより具体的な指導目標や指導内容を設定するとともに、指導目標を達成するために必要な時数を検討し、教育課程に位置付けます。

自立活動の内容は、個々の児童生徒の困難を改善・克服するに設定される具体的な「指導内容」の要素となるものです。したがって、個々の児童生徒に設定される具体的な内容は、個々の児童生徒の実態把握に基づき、指導すべき課題を整理し、自立を目指して設定される指導目標(ねらい)を達成するために、学習指導要領等に示されている内容から必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて設定することとなります。具体的な指導内容を設定するまでの流れについては、特別支援学校学習指導要領解説自立活動編(小学部・中学部)に例示されていますので参考としてください。

◆ 「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編(幼稚園・小学部・中学部)」

平成30年3月 文部科学省

→ 障がい種ごとに実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れの例が示されています。

◆ 「小・中学校 特別支援学級 自立活動の指導の手引 -授業づくりのための手順モデルシートの活用-」

平成24年2月 福岡県教育センター

→ 自立活動の内容を選定し、組み合わせて個別の指導内容を決定する手順や実践例が豊富に示されています。

Q53 各教科等を合わせた指導とは、どのような学習ですか。

A 知的障がいのある児童生徒の学習上の特性等を踏まえ、学校での生活を基盤として、学習や生活の流れに即して学んでいくことが効果的であることから、各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動の一部又は全部を合わせて指導を行う指導形態のことです。

学校教育法施行規則第130条第2項の既定により、特別支援学級の各教科の目標や内容を特別支援学校(知的障がい)の各教科に替える場合は、各教科等それぞれの時間を設けて指導を行うほか、児童生徒の知的障がいの状態等に即した指導を進めるために、「各教科等を合わせた指導」を行うことができます。

ただし、「特に必要があるとき」に「できる」ものであるため、必要がない場合は行わなくてもよいことになっている点に留意する必要があります。

また、「各教科等を合わせた指導」は、教科や領域ではないことから、学習指導要領に目標や内容は示されていません。そのため、「各教科等を合わせた指導」を行う場合においても、各教科等の目標を達成していくこととなり、各教科等で育成を目指す資質・能力を明確にして指導計画を立てることが重要となります。

なお、総合的な学習の時間は、合わせるできない点に留意する必要があります。

【日常生活の指導とは】

児童生徒の日常生活が充実し高まるように、日常生活の諸活動を適切に指導します。

生活科の内容だけでなく、広範囲に、各教科等の内容が扱われます。例えば、衣服の着脱、洗面、手洗い、排泄、食事、清潔などの基本的な生活習慣の内容や、あいさつ、言葉遣い、礼儀作法、時間を守ること、決まりを守ることなどの日常生活や社会生活において必要で基本的な内容などがあります。

【遊びの指導とは】

遊びを学習活動の中心に据えて取り組み、身体活動を活発にし、仲間との関わりを促し、意欲的な活動をはぐくみ、心身の発達を促していきます。

遊びの指導の成果が各教科別の指導等につながることもあります。

【生活単元学習とは】

児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的に経験することによって、自立的な生活に必要な事柄を実際、総合的に学習します。

学校行事を中心とした行事単元、季節の生活を中心とした季節単元、児童生徒の生活課題を中心とした課題単元、偶発的な出来事を単元とした偶発単元が設定されます。

【作業学習とは】

作業活動を学習活動の中心にしながら、児童生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習します。農耕、園芸、紙工、木工、縫製、織物、金工、窯業、セメント加工、印刷、調理、食品加工、クリーニングなどのほか、販売、清掃、接客なども含み多種多様な作業活動が取り扱われています。

詳しくは、特別支援学校学習指導要領解説に扱う内容の例などが示されています。

- ◆ 「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編(小学部・中学部)」平成30年3月 文部科学省
→ 各教科等を合わせた指導の特徴や留意点、考え方などが示されています。
- ◆ 「特別支援学級・通級による指導 教育課程編成の手引(改訂版)」平成31年3月 福岡県教育委員会
- ◆ 「インクルーシブ教育システムの推進を目指す 特別支援学級の教育課程編成・実施ガイドブック」令和3年3月 国立特別支援教育総合研究所

Q54 自閉症・情緒障がい特別支援学級で、各教科等を合わせた指導を行うことができますか。

- A 各教科等を合わせた指導は、知的障がいのある児童生徒に対して効果のある指導形態(Q53参照)です。自閉症・情緒障がい特別支援学級でも知的障がいを併せ有する児童生徒には、「各教科等を合わせた指導」を行うことができますが、知的障がいのない児童生徒に対しては、実施できません。

自閉症・情緒障がいのある児童生徒は、知的障がい特別支援学級の児童生徒と配慮すべき困難さの実態が異なることに留意する必要があります。そのため、障がいによる困難の改善・克服を図るための自立活動(Q41参照)の指導が効果的です。

なお、知的障がいのある児童生徒においては、各教科等を合わせた指導を行うことができますが、将来の進路に向けて身に付けさせたい資質・能力を十分に保護者・本人と合意形成した上で、指導方法や指導形態を検討することが必要です。

- ◆ 「特別支援学級・通級による指導 教育課程編成の手引(改訂版)」平成31年3月 福岡県教育委員会
→ 知的障がいの有無による教育内容の選択・組織の例が分かります。

Q55 特別支援学級の時間割を作成する際の留意点は、どのようなことがありますか。

- A 学級の基本的な週時程表を年度初めに作成します。その際、指導の形態別(教科等別、各教科等を合わせた指導)の時間数、学習内容に応じた時間配当、通常の学級との交流及び共同学習に関わる事柄等について配慮し、学校の実情に応じて工夫して作成します。

留意点は、原則として週の授業時数の半分以上を目安として、特別支援学級において児童生徒の一人一人の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた授業を行うことです。ただし、例えば、次年度に特別支援学級から通常の学級への学びの場の変更を検討している児童生徒について、段階的に交流及び共同学習の時数を増やしている等、当該児童生徒にとっての教育上の必要性がある場合においては、この限りではないとされています。

また、特別支援学級に在籍する児童生徒の多くは、急な予定の変更を苦手としています。このような児童生徒の実態から、できるだけ時間割の変更が少ないように実際の授業を進めていくことが望まれます。そのために、教務担当とも連携し、交流学級との年間を見通した週時程の確認や調整が必要です。

- ◆ 「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知)」令和4年4月 文部科学省
- ◆ 「特別支援学級・通級による指導 教育課程編成の手引(改訂版)」平成31年3月 福岡県教育委員会
→ 週時程を作成する際の例や留意点等が分かります。
- ◆ 「インクルーシブ教育システムの推進を目指す 特別支援学級の教育課程編成・実施ガイドブック」令和3年3月 国立特別支援教育総合研究所
→ 時間割の工夫の例やそのための校内体制について紹介されています。

Q56 特別支援学級の児童生徒には、特別支援学級担任が全時間教えるのですか。

A 学級担任制である小学校においては、学級担任が原則指導します。教科担任制である中学校においては、教科担任が原則指導します。

特別支援学級は、小学校又は中学校等の学級の一つであることから、学級担任制である小学校では、学級担任が原則指導します。ただし、専科教員による特定の教科の指導や交流及び共同学習として交流学級の担任等が指導する場合があります。

教科担任制である中学校においては、自立活動、特別の教科である道徳、特別活動及び学級担任が有する教科については学級担任が、その他の教科については教科担任が原則指導します(Q57参照)。

しかしながら、特別支援学級において、担任ではない教員が指導することについては、多くの教員が特別支援学級に在籍している児童生徒のことを理解することにつながるとともに、児童生徒にとっても関わる大人が増えることで、活動範囲を拡大したり、経験を豊かにしたりすることにつながると考えられます。こうした場合にも、関わる教員が特別支援教育の専門性向上に努めることや児童生徒との信頼関係を構築して指導に当たること、児童生徒一人一人の実態や必要な支援・配慮について担任と常に連携しながら指導を行うことなどが大切です。

◆ 「教育職員免許法」

→ 小学校教諭及び中学校教諭免許状で指導できる教科等が示されています。

◆ 「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議 報告」

令和4年3月 特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議(文部科学省)

→ 全ての教員が特別支援教育に係る経験を増やしていく必要性が述べられています。

Q57 中学校での各教科については、どのような教員が指導することができますか。

A 教科担任制である中学校では、指導する教科の免許を有する教員が教科指導を行います。

Q56で説明したとおり、特別支援学級も中学校の学級の一つであることから、指導する教科の免許を有する教員が指導しなければなりません。そのため、特別支援学級の担任が指導することができるのは「免許状を有する教科」、「特別の教科である道徳」、「特別活動」、「総合的な学習の時間」、「自立活動」のみということになります。また、担任が教諭(主幹教諭及び指導教諭含む)で、免許外教科担任制度により許可を得ている場合は、1年間に限り専門外の教科も教えることができます。

ただし、知的障がいのある生徒に対して、教科を統合するなど特別の教育課程を編成している場合には、中学校教諭免許状を有していれば指導が可能です。

しかしながら、特別支援学級に在籍している生徒が高等学校へ多く進学している現状があるため、高等学校への進学を希望している場合には、中学校の教育課程に準ずる指導を行うことが大切です。そのため、個別の教育支援計画等に基づき、将来の進路を見据えて、本人・保護者との合意形成を図りながら、適切な教育課程を編成するとともに、教科担任が指導できる体制を構築することが重要です。

◆ 「教育職員免許法附則第2項関係」

→ 免許外教科担任制度について規定されています。

◆ 「特別支援教育資料」 毎年発行 福岡県教育委員会

→ 特別支援学校等の卒業後の進路状況等についてのデータが紹介されています。福岡県教育委員会ホームページからダウンロード可能です。

Q58 知的障がいのない児童生徒の教科等の学習は、全て交流学級でした方がよいのですか。

A 知的障がいの有無にかかわらず、特別支援学級に在籍している児童生徒については、特別支援学級で十分に教育を受けるとともに、交流学級で学習することが本人にとって負担なく、かつ教育的効果が期待される場合は交流及び共同学習として交流学級での学習を行います。

特別支援学級に在籍する知的障がいのない児童生徒は、通常の学級に「準ずる」教科等と「自立活動」からなる特別の教育課程を実施します。そのため自立活動の指導は、児童生徒の障がいの状態等に応じて特別支援学級で行う必要があります。また、自立活動の指導は、自立活動の時間だけではなく、全教育活動を通じて行うものなので、教科等の学習においても「自立活動」の視点を踏まえた支援や配慮を行いつつ、授業を行うことが重要です。よって、各教科等の授業でも、特別支援学級で行うことが基本です。

◆ 「交流及び共同学習ガイド」平成31年3月 文部科学省

→ 交流及び共同学習の事例と留意点等が示されています。

◆ 「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知)」令和4年4月 文部科学省

一人一人の障がいの状態や発達の段階に応じた個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用

Q59 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・評価は誰が行うのですか。

A 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・評価は、学級担任が主体となって実施します。

個別の教育支援計画は、学級担任が児童生徒の状況や学校の実情等に応じて、保護者や関係機関(教育・福祉・医療等)と連携を図りながら情報を収集して作成します。その後、提供している合理的配慮が適切であったか、個別の指導計画の評価等をもとに見直しを図ります。

個別の指導計画は、学級担任が中心となり、教科担任、交流学級担任等に協力を求め、児童生徒一人一人に具体的にどのように支援していくかを検討し、作成します。ただし、個別の指導計画の評価は、児童生徒の評価であるとともに、教員の指導に対する評価でもあります。教員には評価を通して指導の改善が求められます。そのため実際に指導した教員が指導の経過について週案等に記録しておくなど、日頃の工夫が必要です。また、学級担任が、交流学級担任、教科担任等と普段から児童生徒の様子について情報を共有しておくことが大切です。

◆ 「これならできる！「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」作成ハンドブック」

平成23年2月 福岡県教育センター

◆ 「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」

令和6年1月 文部科学省

→ 合理的配慮の提供における対話による合意形成の重要性について示されています。

◆ 「小・中学校におけるLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥/多動性障害)、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン(試案)」平成16年1月 文部科学省

Q60 通知表の書き方は、通常の学級と違いがありますか。

A 通知表の形式は、学校で使われている通常の学級の通知表を使用する場合と、特別支援学級で独自に作成したものを使用する場合があります。また、通常の学級の通知表を使用し、その一部を別の様式に変更したものを貼付する形式もあります。決まった形式はありませんが、次の3つの留意点を具体化することと、指導要録に反映させることを見通した形式であることが必要です。

- 学級の教育課程に基づいて、個々の児童生徒に応じた内容で作成すること。
(例:個別の指導計画に設定した短期目標と連動した項目を設定する)
- 通知表の形式は、指導のねらいや内容が示されていれば、記号で表しても記述式でもよい。特別支援学級では、記述式あるいは併用して作成されることが多い。記述は、小学生の場合は保護者に向けて、中学生では生徒自身が理解できる文章にする等、実態に応じた配慮をすること。
- 受け取った保護者や児童生徒の意欲が湧くように、良い点や伸びた点を中心に記述すること。

通知表作成の目的は、保護者に対して児童生徒の学習指導の状況を連絡し、家庭の理解や協力を求めることです。しかし、作成に関する法的な根拠はありません。また、作成、様式、内容等はすべて校長の裁量となっており、自治体によっては校長会等で様式の参考例を作成している場合もあります。通知表に記述した内容が、指導要録とも整合し、記載されるように評価項目等を設定すると効率的です。

評価をする際には、児童生徒の障がいの状態等を十分理解しつつ、様々な方法を用いて、一人一人の学習状況を一層丁寧に把握することが必要です。

- ◆ 「児童生徒の学習評価の在り方について(報告)」平成31年1月 中央教育審議会初等中等教育分科会
- ◆ 「平成29・30年改訂の学習指導要領下における学習評価に関するQ&A」令和元年11月 文部科学省
→ 指導要録と通知表の法的な性格や作成主体等が示されています。
- ◆ 「特別支援学級・通級による指導 教育課程編成の手引(改訂版)」平成31年3月 福岡県教育委員会
→ 特別支援学級における評価の方法についてまとめられています。

Q61 指導要録を作成する際の留意点は何ですか。

A 指導している教科については、指導要録に全て記載します。様式は、児童生徒の実態によって変わる場合があります。通知表に記述した内容が、指導要録とも整合し、記載されるように評価項目等を設定すると効率的です。

指導要録は、児童生徒の学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記録し、指導及び外部に対する証明等に役立たせる原簿としての性格をもつものです。様式は各学校の設置者が定めますが、特別支援学級の場合、児童生徒の実態に基づいて編成している各学級の教育課程に応じて、通常の学級と同じ様式や一部変更した様式を使用したり、特別支援学校の様式を参考にしたりする場合があります。

各教科等を合わせた指導については、その時間に指導している内容を各教科等に分けて記載し、「生活単元学習」などの項目としては記載しません。

- ◆ 「小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」平成31年3月 文部科学省
→ 別紙1(小学校)及び別紙2(中学校)の指導要録に記載する事項等について記載されています。
- ◆ 「特別支援学級・通級による指導 教育課程編成の手引(改訂版)」平成31年3月 福岡県教育委員会
→ 特別支援学級における評価の方法についてまとめられています。

交流及び共同学習の充実

Q62 交流学級の担任との連携は、どのようにすればよいですか。

A 計画的に打合せの時間を設定して、十分な連携を取り合うことが大切です。単元や題材の前後や学校行事に向けての取組など、支援方法や評価について十分に共有してください。

障がいのある児童生徒及び障がいのない児童生徒双方にとって教育活動のねらいが達成されるよう、個別の指導計画に基づく授業の実施や評価、障がいのある児童生徒一人一人の実態に応じた様々な配慮等を事前に十分検討して、計画的・組織的な交流及び共同学習を実施することが大切です。打合せの時間の設定は、職員会議後の時間の活用、10分間程度の打合せを毎日行うなどの工夫が考えられます。

- ◆ 「交流及び共同学習ガイド」平成31年3月 文部科学省
→ 第2章の1に、関係者の共通理解についてまとめられています。

特別支援学級における指導の充実

Q63 授業づくりの手順や留意点は、どのようなことがありますか。

A 個別の指導計画に基づき、次の手順で授業づくりを行います。その際、障がい特性に応じて、児童生徒の得意な学び方を生かしたり、困難を改善・克服したりできる授業構想が必要です。

【個別の指導計画に基づいた授業づくりの手順】

- ① 児童生徒の実態把握をする。
児童生徒の障がいの状態や発達段階等から、できること・できつつあること・できないこと等を把握します。
- ② 指導目標を設定する。
「児童生徒の将来を見通して今何が必要か。」「今、指導することが適切か。」「指導をしている間に目標が達成できる可能性があるか。」という3つの視点が大切です。
- ③ 指導内容・方法等の選定をする。
次の点に留意して指導内容・方法等の選定をします。
 - 指導内容については無理のない条件設定を行います。
 - 指導方法(学習形態・場)については、抵抗感、二次的な問題への配慮をします。
 - 達成感、成就感を味わえる配慮をします。
 - 評価につながる教材・教具の工夫をします。
- ④ 指導・評価をする。
指導目標が達成できたか、支援が有効であったかを評価します。その際には、保護者と連携をしたり、成果や課題を説明したりすることも必要になります。

①～④の手順で授業づくりを行う場合、児童生徒の障がいの種類や特性に応じた授業を構想することが必要となります。その際、障がいに応じた好きな学び方や困難さを踏まえることが有効です。

- ◆ 「初めて特別支援教育に携わる先生のための手引」平成16年3月 福岡県教育センター
→ 障がい種に応じた指導の仕方についてまとめられています。
- ◆ 「特別支援学級・通級による指導 教育課程編成の手引(改訂版)」平成31年3月 福岡県教育委員会
→ 指導計画の作成の手順と方法についてまとめられています。

Q64 学年・実態の異なる児童生徒を指導する際の留意点は、どのようなことがありますか。

A 学年や実態の異なる児童生徒を指導する際には、次の①～④のように、学習活動や形態を工夫することや個別の課題設定や教材・教具を準備することなどが必要です。

① 学習活動を工夫する。

教員とのコミュニケーションを大切にしながら、遊び化・ゲーム化した学習、操作活動や造形・制作活動を中心とした学習、多様な表現活動(音楽、身体、言語)を取り入れた学習等、児童生徒が集中・持続して取り組めるように学習活動を工夫します。

② 個別の課題に応じた学習を工夫する。

集団で学習する場合でも、一人一人の児童生徒の課題に応じた指導目標と学習活動を設定します。また、ICT機器の活用も効果的です。

③ 個別に教材・教具を準備する。

児童生徒の興味・関心、操作性、生活経験、安全性等を考慮し、実態や指導目標に応じて教材・教具を工夫することが学習への意欲を喚起し、内容の理解につながります。

④ 学習グループを工夫する。

学習のねらいを一つ設定して個別の課題を追究する単線型の授業が難しい場合に、ねらいを複数設定してグループを編制し、それぞれの課題を追究する複線型の指導が効果的な場合があります。

◆ 「初めて特別支援教育に携わる先生のための手引」平成16年3月 福岡県教育センター
→ 具体的な教材・教具の工夫が掲載されています。

Q65 障がい種の異なる学級が、合同で授業をしてもよいですか。

A 障がい種が異なる学級の場合、指導・支援の方法が異なるので、原則は学級ごとに授業を行います。ただし、学校行事等で一緒に活動を行う際、又はそのための準備・練習を行う際等は、次の点に留意して実施することが考えられます。

- 交流及び共同学習の考え方を参考にし、個々の児童生徒の目標と支援を明確にするとともに、交流を通して社会性の伸長を図るよう適切な指導を行うこと
- 知的障がいのある児童生徒と知的障がいのない児童生徒は教育課程に違いがあることに留意すること

障がい種の異なる特別支援学級と一緒に授業を行う際に懸念されることは、活動させるだけで具体的な目標や個々の支援が不明確になり、活動はしていたが、どのような力が身に付いたか分からないという状況になりがちなことです。

よって、合同で行う場合に重要なことは、活動の目標を共有しておくこと、また、一人一人に身に付けさせたい「学習内容」と、そのための「支援」をより明確に教員がもっておくことが必要です。

◆ 「初めて特別支援教育に携わる先生のための手引」平成16年3月 福岡県教育センター
→ 障がい種に応じた指導の仕方についてまとめられています。

Q66 保護者と連携をする際の留意点は何ですか。

A 家庭訪問や個人懇談、授業参観等の機会を利用して、指導・支援の目標、内容・方法について共通理解をします。その際、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を活用しながら学習の様子や課題について、保護者の心情に寄り添いながら具体的に説明します。また、連絡帳を使って小さな変化や成長の様子についても具体的に伝えるようにします。

中央教育審議会は、「学校や市町村教育委員会が、保護者の「伴走者」として親身になって相談相手となることで保護者との信頼関係が生まれる。」と述べています。保護者の心情に寄り添い、子供の健康、学習、発達、成長という観点を大切にしながら連携を図ることが必要です。

◆ 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」

平成24年7月 中央教育審議会初等中等教育分科会

→ 保護者や関係機関との連携の仕方についてまとめられています。

◆ 「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン ～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～」平成29年3月 文部科学省

→ 保護者との協働のポイントがまとめられています。

Q67 特別支援学級の児童生徒の目標設定と評価は、どのようにすればよいですか。

A 目標設定については、個別の教育支援計画に基づき、個別の指導計画に学期ごとの目標として短期目標を設定したり、単元ごとに個別の目標を設定したりします。

評価については、知的障がいのない児童生徒は「通常の教育課程に準ずる教育」を行うので、基本的には通常の学級の各教科と同じ基準で評価します。ただし、実態に応じて、教科によっては個別の評価基準を設けることもあります。知的障がいのある児童生徒は、実態把握を行い、個別の到達目標を基準として評価します。

知的障がいのある児童生徒の学習内容の設定については、次の3つがあります。

① 通常の学級の同学年と同じ内容

→ 教科によっては、学年と同じ内容が適切な場合があります。

② 通常の学級の下学年の内容

→ 各教科の目標や内容を下学年の各教科の目標や内容に替えることができます。

③ 知的障がい特別支援学校の各教科の内容

→ 各教科を知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えることができます。

このいずれかから個別の学習内容と、その内容がどこまでできればよいかという目標を設定します。目標設定については、実態把握を行って、実態に即した目標を設定します。仮に①の「通常の学級の同学年と同じ内容」を扱うとしても、目標は実態に応じて変えても構いません。

また、到達目標については学期の始め等に本人・保護者と共通理解をしておくことが大切です。本人・保護者の意向を踏まえながら合意形成していくことにより、個別の教育支援計画もさらに充実・更新されますし、個別の指導計画にも反映されていくことになります。

◆ 「特別支援学級・通級による指導 教育課程編成の手引(改訂版)」平成31年3月 福岡県教育委員会

→ 特別支援学級における目標設定と評価の方法についてまとめられています。

Q68 学習評価のためのテストは、誰がどのように作成し、評価すればいいですか。

A テストは、実際に指導した教員が、何を評価するのかを明確にした上で作成します。児童生徒の学習の積み重ねや努力を評価することができる形式であることが重要です。その考えから、以下の方法が考えられます。

- 児童生徒が日々使用し、使い慣れているワークシートなどと同じ形式の問題、解答用紙等をテストとして活用することができます。そのことで、日々繰り返し取り組んでいることを発揮して学習内容の習得状況を評価することができます。
- 学習終了後のペーパーテストだけでなく、日々の児童生徒の学習の様子や授業で使用したワークシート、授業の成果物等も用いて評価することが必要です。

◆ 「特別支援学級・通級による指導 教育課程編成の手引(改訂版)」平成31年3月 福岡県教育委員会
→ 特別支援学級における評価の方法についてまとめられています。

【Ⅲ 特別支援学校】

一人一人の実態に応じた指導の充実

Q69 特別支援学校では、どのような教育を行っているのですか。

A 特別支援学校では、基本的には幼稚園・小学校・中学校・高等学校に準ずる(※注)教育を行っていますが、それに加えて障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るための教育を行っています。特別支援学校の対象となる障がい種と、それぞれの学校で、主に行われている教育は、次の通りです。

視覚障がい	物の形が全く見えなかったり、見えにくかったりする幼児児童生徒に対して、見え方の状態に応じて、触る教材や拡大した教材とともに、ICT機器を活用した教材・教具等を準備し、幼稚園・小学校・中学校・高等学校に準じた教育を行っています。
聴覚障がい	身の回りの音や話し言葉が聞こえにくかったり、ほとんど聞こえなかったりする幼児児童生徒に対して、早い時期から補聴器をつけて話す指導をしたり、視覚的な教材・教具やコミュニケーション手段を活用したりして、幼稚園・小学校・中学校・高等学校に準じた教育を行っています。
知的障がい	知的機能の発達に全般的な遅れがあり、生活や学習面、社会適応面で特別な配慮を必要としている児童生徒に対して、一人一人の言語面、運動面、知識面などの発達の状態や社会性などを十分とらえた上で、個に応じた指導や集団での指導を取り入れた教育を行っています。
肢体不自由	身体の動きが不自由で特別な配慮を必要とする児童生徒に対して、エレベーターやスロープを設置するなどの環境整備やコミュニケーション補助機器としてのICT機器等の活用を通して、小学校・中学校・高等学校に準じた教育を行っています。
病弱	慢性の病気にかかっていたり身体が弱くて病気になりやすかったりして、特別な配慮を必要としている児童生徒に対して、病院に隣接した学校等で小学校・中学校・高等学校に準じた教育を行っています。また、病気の治療や療養などによる欠席のための学習空白や学習に遅れのある児童生徒に対しては、教科毎に指導内容の精選、直接・間接体験等の指導方法の工夫、個別指導や少人数グループでの指導を行い、基礎的・基本的な内容を確実に習得することができるように配慮しています。

※注:「準ずる」とは、原則として同一ということの意味しています。しかし、指導計画の作成と内容の取扱いについては、幼児児童生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達段階等を十分考慮する必要があります。

- ◆ 「学校教育法 第72条」
- ◆ 「障がいのある子どもの教育支援と就学事務の手引(令和4年度改訂版)」
令和4年4月 福岡県教育委員会
→ 特別支援学校における教育や障がいの種類に応じた教育についてまとめられています。
- ◆ 福岡県内の特別支援学校一覧(巻末資料4、5)
→ 各学校の障がい種別や所在地、連絡先等が一覧にまとめられています。

Q70 特別支援学校と小・中学校の教育課程は、どのような違いがありますか。

A 特別支援学校と小・中学校では、教育課程に次のような違いがあります。

特別支援学校は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に基づいて教育課程が編成され、小・中学校学習指導要領とは、次の点が異なっています。

障がい種	特別支援学校	
	知的障がい	視覚障がい、聴覚障がい 肢体不自由、病弱・身体虚弱
自立活動	・有り	・有り
小学部	<ul style="list-style-type: none"> 各教科は6教科(生活、国語、算数、音楽、図画工作、体育)で編成 ※「生活」は小学校の「生活」と異なる。 外国語活動については、児童や学校の実態を考慮し、必要に応じて設けることができる。 特別活動、道徳科は設けるが、総合的な学習の時間は設けない。 各教科の内容は、学年別に示さず、3段階で示す。 	<ul style="list-style-type: none"> 小学校と同じ各教科等 各教科の内容は、学年別に示す。
中学部	<ul style="list-style-type: none"> 教科「職業・家庭」(技術・家庭がない) 外国語科については、生徒や学校の実態を考慮し、必要に応じて設けることができる。 特別活動、道徳科、総合的な学習の時間は、中学部の各学年において設ける。 各教科の内容は、学年別に示さず、2段階で示す。 	<ul style="list-style-type: none"> 中学校と同じ各教科等 各教科の内容は、学年別に示す。

◆ 「特別支援学校 小学部・中学部学習指導要領」平成29年4月 文部科学省
→ 特別支援学校における教育課程編成の基本的な考え方の法的根拠となります。

Q71 特別支援学校の教育課程は、どのように編成されるのですか。

A 特別支援学校の教育課程は、特別支援学校幼稚部教育要領・同小学部・中学部学習指導要領、同高等部学習指導要領等に基づいて、幼児児童生徒の障がいの種類や障がいの状態に応じて編成されます。

視覚障がい者、聴覚障がい者、肢体不自由者、病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教育課程は、小学部では小学校の各教科等、中学部では中学校の各教科等、高等部では高等学校の各教科等にそれぞれ自立活動を加えて編成することになっています。

知的障がい者である児童生徒を教育する特別支援学校の教育課程は、小学部・中学部・高等部それぞれ設けられた教科等に自立活動を加えて編成することになっています。必要に応じて、各教科等、道徳科、特別活動、外国語活動及び自立活動を合わせた指導形態も取り入れられています。

また、特別支援学校では、個々の児童生徒の障がいの状態に応じて、弾力的な教育課程を編成することができます。このことについては、「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」として、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領、特別支援学校高等部学習指導要領に規定されています。

- ◆ 「学校教育法施行規則 第130条」
→ 各教科の特例について規定されています。
- ◆ 「特別支援学校 小学部・中学部学習指導要領」平成29年4月 文部科学省
「特別支援学校 高等部学習指導要領」平成31年2月 文部科学省
→ 特別支援学校における教育課程編成の基本的な考え方の法的根拠となります。

障がいの重度・重複化及び多様化に対応した専門性の向上**Q72 特別支援学校において、道徳教育や特別の教科である道徳の指導は、どのように実施すればよいのですか。**

A 学校における道徳教育は、特別の教科である道徳(以下「道徳科」という。)を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動のそれぞれの特質に応じて、児童又は生徒の発達段階を考慮して、適切な指導を行うことが大切です。

基本的には全ての児童生徒に道徳科を時間として設定する必要があります。ただし、知的障がい者又は重複障がい者である児童生徒を教育する場合において、特に必要があるときは、道徳科を含む各教科等の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができます。

道徳科の指導を考える際には、まず小学校・中学校の指導を基本とする必要があります。小・中学校学習指導要領解説特別の教科道徳編を熟読し、教科用図書を参考にして授業づくりを行います。

また、特別支援学校独自の事項を加えて、各教科等との関連、実態に応じた指導の重点化、体験活動の重視などを図りながら推進していくことが重要です。

組織的・計画的に道徳教育を進めるために道徳教育推進教師を中心としながらも、全ての教員が指導力を発揮し、協力して道徳教育を展開していく協力体制が必要です。

- ◆ 「小(中)学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」平成29年7月 文部科学省
- ◆ 「特別支援学校学習指導要領活用の手引～一人一人の教育の充実と学校の活性化を目指して～」令和2年11月 福岡県教育委員会

Q73 特別支援学校において、ICT を活用する際の視点や留意点は何ですか。

A ICTを活用する際の視点は、教科指導の効果を高めたり、情報活用能力の育成を図ったりするための視点と、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するための視点が必要です。

ICTを活用する際の留意点は、情報モラルを身に付けさせるとともに、学校全体で組織的に推進することです。

ICTを活用する際の視点には、障がいの有無や学校種を超えた共通の視点と、障がいによる学習上又は生活上の困難さを改善・克服するためにという特別な支援が必要な児童生徒に特化した視点(自立活動の視点)の両面からICTを活用することが重要です。

留意点としては、インターネット上での誹謗中傷やいじめ、インターネット上の犯罪や違法・有害情報の問題の深刻化、インターネット利用の長時間化等を踏まえ、最新の情報を入手しながら実態に応じた情報モラルを身に付けさせる指導を行っていくことが重要です。

また、ICT活用においては、私たち教員が機器の操作等に習熟するだけでなく、それぞれの教材・教具の特性を理解し、指導の効果を高める方法について絶えず研究するなど、ICT活用を学校全体で、組織的に推進することが重要です。

さらに、情報機器の活用が目的とならないよう注意することが必要です。

特別支援学校学習指導要領解説各教科等編(小学部・中学部)の各教科の指導計画作成に当たっての配慮事項として、以下のとおり、障がい種ごとにコンピュータ等のICT活用に関する規定が示されています。

○ 視覚障がい者である児童生徒に対する教育

視覚補助具やコンピュータ等の情報機器・触覚教材・拡大教材及び音声教材等各種教材の効果的な活用を通して、児童生徒が容易に情報を収集・整理し、主体的な学習ができるようにするなど、児童生徒の視覚障害の状態等を考慮した指導方法を工夫すること。

○ 聴覚障がい者である児童生徒に対する教育

視覚的に情報を獲得しやすい教材・教具やその活用方法等を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。

○ 肢体不自由者である児童生徒に対する教育

児童生徒の身体の動きや意思の表出の状態等に応じて、適切な補助具や補助的手段を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。

○ 病弱者である児童生徒に対する教育

児童生徒の身体活動の制限や認知の特性、学習環境等に応じて、教材・教具や入力支援機器等の補助用具を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。

○ 知的障がい者である児童生徒に対する教育

児童生徒の知的障害の状態や学習状況、経験等に応じて、教材・教具や補助用具などを工夫するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。

◆ 「特別支援学校学習指導要領活用の手引～一人一人の教育の充実と学校の活性化を目指して～」

令和2年11月 福岡県教育委員会

◆ 「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編(幼稚部・小学部・中学部)」

平成30年3月 文部科学省

→ 特別支援学校における ICT 活用の基本的な考え方の法的根拠となります。

交流及び共同学習の推進

Q74 小・中学校と特別支援学校との交流及び共同学習には、どのようなものがありますか。

A 学校間の交流や居住地校交流などがあります。居住地校交流とは、特別支援学校に通う児童生徒が授業の一環として自分の住んでいる地域の小・中学校等の学校行事に参加したり、一部の教科等の学習を共に行ったりするものです。

居住地校交流は、相互の交流を通して、障がいのある児童生徒は、地域社会の中で積極的に活動することや、地域の一員として豊かに生きることができるとの生活の基盤を形成することが求められています。また、障がいのない児童生徒は、地域社会の中で、共に助け合い支え合って生きていくことの大切さを学び、思いやりの心を育むことが求められています。

◆ 「居住地校交流の手引【改訂版】」平成28年3月 福岡県教育委員会
→ 居住地校交流の意義や進め方、実践事例等について具体的に説明された資料です。

Q75 居住地校交流を進める上での留意点は何ですか。

A 交流及び共同学習は、授業時間内に実施する場合、児童生徒の在籍する学校の授業として位置付けられていることに十分留意し、教育課程上の位置付け、指導の目標などを明確にし、事前の打合せや事後の適切な評価を行うことが必要です。

交流及び共同学習の実施に当たっては、様々な活動を効果的かつ円滑に進めるため、双方の学校において、組織的に実施することが必要です。

在籍校と居住地校をつなぐキーマンとして、管理職や特別支援教育コーディネーターなどがその役割を担い、リーダーシップを発揮したり連絡調整を行ったりするなど、学校間の連携を図ることが大切です。居住地校交流を実施するに当たっては、どのようなスケジュールで打合せを行っていくのかなど、年度当初の適切なコーディネートが重要となります。

具体的には以下のような流れが考えられます。

(P)計画段階

- ・事前の計画を具体的に立てる(内容、回数等)。
- ・両校の教員が連携する(それぞれの状況や実態を勘案し、共通理解を図る。)
- ・保護者との打合せを行う(特別支援学校が、保護者に説明等を行い、意向を把握する。)
- ・教員の共通理解を図る(小・中学校で必要に応じて校内研修等を行う。)

(D)実施段階

- ・障がい種別に特性等に応じて必要な配慮を行う。
- ・児童生徒に個別に必要な合理的配慮を行う。

(C)評価段階と(A)改善段階

- ・特別支援学校と小・中学校が連携して評価する(共通のシートなどの活用)。
- ・事後も児童生徒同士が継続的に交流できる工夫を行う(手紙の交換等)。

◆ 「居住地校交流の手引【改訂版】」平成28年3月 福岡県教育委員会
→ 居住地校交流の意義や進め方、実践事例等について具体的に説明された資料です。

地域における特別支援教育のセンターとしての役割の発揮

Q76 特別支援学校の見学をしたい場合、どのように進めればよいですか。

A 特別支援学校では学校見学が実施されています。各特別支援学校によって、見学開催日・対象・申込手続の方法等が異なりますので、まずは見学を希望する特別支援学校に問い合わせます。

特別支援学校への転入学を考えている見学の場合は、保護者・学校・市町村教育委員会が本人の教育的ニーズを把握して共有し、適切な就学先を検討していくこととなりますので、市町村教育委員会と連携して、見学を行うことが重要になります。

学校見学の機会を提供することは、本人・保護者が就学先の情報を得ることが目的です。就学先や転入学先の決定は、Q99の流れに沿って進められます。学校見学を実施した際は、保護者・学校・教育委員会で見学における疑問や感想などを共通理解し、その後の就学相談に生かします。

また、各特別支援学校では、学校説明会も開催されます。学校説明会の実施時期、内容は異なります。日程を設けて開催している学校もあれば、学校見学を随時受け付けて、説明を行っている学校もありますので、確認が必要です。特別支援学校から市町村教育委員会を通じて通知がある場合もありますが、詳細については、当該の特別支援学校に直接問い合わせることで情報を得ることができます。

- ◆ 「福岡県内の特別支援学校一覧」
→ 各学校の障がい種や所在地、連絡先等が一覧にまとめられています(巻末資料4)。
- ◆ 「障がいのある子どもの教育支援と就学事務の手引(令和4年度改訂版)」
令和4年4月 福岡県教育委員会
→ 学校見学や体験入学の機会の提供について記載されています。

Q77 福岡県特別支援教育推進ネットワークとは、どのようなものですか。

A 福岡・北九州・北筑後・南筑後・筑豊・京築の6つの地域ごとに県立特別支援学校と教育事務所などでネットワークを構成し、障がいのある幼児児童生徒に対して適切な支援を行っています。

支援の内容は、①県立特別支援学校に在籍する重複障がいのある幼児児童生徒の指導のための支援、②地域や幼稚園、保育園、認定こども園、小・中学校、高等学校等への助言・援助などです。

障がい種別にかかわらず相談を受け付けています。最寄りの特別支援学校にお問い合わせください。

- ◆ 「福岡県の特別支援教育」毎年発行 福岡県教育委員会
→ 福岡県特別支援教育推進ネットワークについて、図入りで分かりやすく説明されています。

Q78 特別支援教育に関するセンター的機能とは、どのようなものですか。

A 特別支援学校が、地域において認定こども園、保育所、幼稚園、小・中学校、高等学校等に対する教育上の支援を行うことです。

特別支援学校は、地域における特別支援教育のセンターとして、各学校の要請に応じて、教育上特別の支援を必要とする児童等の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努める旨が、学校教育法第74条に示されています。

センター的機能の具体的な内容としては、次のような機能があります。

- ・各学校の教員への支援機能
- ・各学校の教員に対する研修協力機能
- ・特別支援教育に関する相談・情報提供機能
- ・個別の指導計画や個別の教育支援計画等の作成への助言など、児童等への指導・支援機能
- ・教育・医療・保健・福祉・労働等の関係機関等との連絡・調整機能
- ・児童等への施設設備等の提供機能

- ◆ 「学校教育法第74条」
- ◆ 「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン ～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～」平成29年3月 文部科学省
→ センター的機能の内容等についてまとめられています。
- ◆ 「福岡県の特別支援教育」毎年発行 福岡県教育委員会
→ 特別支援教育に関するセンター的機能についての説明が掲載されています。

Q79 特別支援教育に関するセンター的機能を活用するためには、どのようにすればよいですか。

A 地域の特別支援学校がセンター的機能の窓口になっているので、連絡してください。その際、まずは管理職(校長)から管理職(校長)への連絡の後、実務者(特別支援教育コーディネーターなど)同士で、連絡をとってください。

各特別支援学校の特別支援教育コーディネーターに相談いただくことで、教育・医療・福祉等との連携についての助言や直接の支援を受けることができます。(Q78参照)

- ◆ 「福岡県の特別支援教育」毎年発行 福岡県教育委員会
→ 「特別支援教育に関するセンター的機能」「特別支援教育推進ネットワーク」について紹介されています。

Q80 特別支援学校の教材・教具を借りることはできますか。

A センターの機能の一つに「施設設備等の提供機能」があり、依頼した特別支援学校の授業に差し支えない範囲で教材・教具を借りることができます。特別支援学校の特別支援教育コーディネーターに相談して、どのような教材・教具があるかを紹介してもらうこともできます。

また、学校が開催するセミナー等で教材・教具を公開している特別支援学校もありますので、そのような研修会に積極的に参加して情報収集することもよいでしょう。

◆ 「福岡県の特別支援教育」毎年発行 福岡県教育委員会
→ 「特別支援教育に関するセンター的機能」「特別支援教育推進ネットワーク」について紹介されています。

Q81 特別支援学校の教員に、校内研修会への協力や支援を依頼することができますか。

A センターの機能の一つに「各学校の教員に対する研修協力機能」があります。事前に日程等の都合が合えば、研修の目的や内容等を打ち合わせて依頼することが可能です。

それぞれの学校の管理職や特別支援教育コーディネーターを窓口として連絡調整を行うことが考えられます。また、県の「発達障がい児等教育継続支援事業」を使って専門家に研修の依頼をすることもできます。(Q2-3参照)

◆ 「福岡県の特別支援教育」毎年発行 福岡県教育委員会
→ 「特別支援教育に関するセンター的機能」について、紹介されています。

【IV 一貫した継続性のある指導及び切れ目ない支援】

学校間接続時の連携の充実

Q82 学校間引継ぎは、必ず実施しなければいけませんか。

A 進級や進学後の学校へ早期の適応を図るために、特別な支援を必要とする幼児児童生徒一人一人に対して実施することが大変重要です。

個別の教育支援計画等を活用し、教育上特別な支援を必要とする幼児児童生徒の支援内容を進学先等へ適切に引き継ぎます。

特別な支援が必要な幼児児童生徒やその保護者については、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目ない支援を受けられるような体制の整備を行うことが重要です。本県では、特別支援学校のみならず、幼・小・中・高等学校等においても特別な支援が必要な幼児児童生徒一人一人に対して、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用の推進、一貫した継続性のある指導及び切れ目ない支援を目指しています。口頭による引継ぎだけではその後の確認が難しくなることから、学校等で作成された個別の教育支援計画や「ふくおか就学サポートノート」等の資料を用いて、次の進学先等に確実な引継ぎが行われることが重要です。

- ◆ 「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン ～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～」平成29年3月 文部科学省
→ 進学等における適切な情報の引継ぎのための留意点が示されています。
- ◆ 「障がいのある子どもの教育支援と就学事務の手引(令和4年度改訂版)」
令和4年4月 福岡県教育委員会

Q83 引継ぎの機会は、どのように設定するのですか。

A 校長は、前籍機関や進路先との連携を図り、特別支援教育コーディネーターや進路担当などとともに校内委員会等で期日の設定等を行います。

引継ぎを確実に行うためには、前籍機関や進路先との連携が不可欠です。そのため、校長は前籍機関や進路先との連携を図り、引継ぎができる環境を整えます。

また、引継ぎを確実に行うためには、校内委員会等において引継ぎの期日や内容、方法等について具体化するとともに、保護者の同意を得ることが重要です。

引継ぎができる環境が整ったら、校長の指示のもと、実務者同士で具体的な期日等の設定を行います。

実務者とは、特別支援教育コーディネーターや学級担任、進路担当など、当該児童生徒と関わりのある教員を中心に学校の実情に応じて決定します。ただし、一部の教員のみならず、校内委員会等で役割分担をしておくことが大切です。

- ◆ 「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン ～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～」平成29年3月 文部科学省
→ 進学等における適切な情報の引継ぎのための留意点が示されています。

Q84 学校間接続時の引継ぎの内容や留意点には、どのようなことがありますか。

A 引継ぎの際には、個別の教育支援計画及び個別の指導計画に書かれていることをできるだけ詳細に伝える必要があります。具体的な内容としては、本人・保護者の願い、幼児児童生徒の実態、家庭での様子や、学習指導の成果や課題、有用な支援方法等があります。

留意点としては、引継ぎの場面だけでなく、継続的に連絡を取り合えるよう、双方で共通理解を図っておく必要があります。

各学校においては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を進学先に適切に引き継ぐよう努めることが求められています。ただし、その際には、本人や保護者に対し、その趣旨や目的を丁寧に説明して理解を得て、あらかじめ引き継ぐ先や内容などの範囲を明確にした上で、同意を得ておく必要があります。

- ◆ 「特別支援教育コーディネーターガイド」平成30年10月 福岡県教育委員会
- ◆ 「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン ～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～」平成29年3月 文部科学省
→ 特別支援教育の推進に必要な事柄等が、管理職、特別支援教育コーディネーター、担任といった立場別に解説されています。

Q85 保護者や本人が主体となって進学先等へ引継ぎを行うための様式はありますか。

A 決まった様式があるわけではありませんが、福岡県では、引継ぎに役立つ「ふくおか就学サポートノート」を用意しています。また、市町村教育委員会が引継ぎのための文書の様式を定めている場合もあります。

「ふくおか就学サポートノート」は、小学校に入学する前から高等学校等を卒業して就職するまでの支援をサポートすることができます。家庭と学校が協力しながら作成し、進学先や就職先に提示するなど活用して、情報を引き継いでいくことができます(Q86参照)。

- ◆ 「ふくおか就学サポートノート」福岡県・福岡県教育委員会
→ 福岡県教育委員会ホームページからダウンロード可能です。

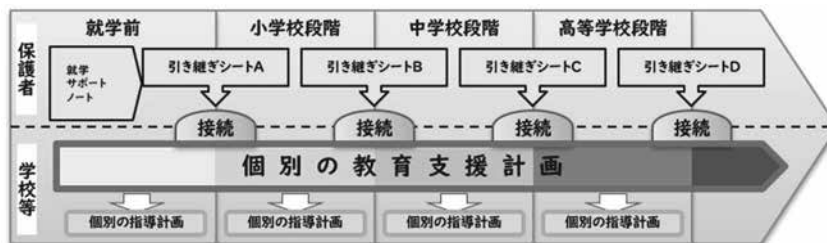


Q86 ふくおか就学サポートノート(引き継ぎシート)とはどのようなものですか。

【Q86-1 ふくおか就学サポートノートとは何ですか。】

A ふくおか就学サポートノートは、幼児児童生徒が一貫した継続性のある支援を受けることができるよう、保護者が情報を整理して各接続学校へ伝えることのできる引継ぎのためのシートです。

ふくおか就学サポートノートには、幼児児童生徒の実態について明記する「プロフィール」と各学校接続時に使用する「引き継ぎシートA・B・C・D」が含まれています。引き継ぎシートは、右図のように接続時期に応じて使用します。



(参考:福岡県特別支援教育推進プラン(第2期)概要版 令和4年 福岡県教育委員会)

【Q86-2 ふくおか就学サポートノートは、どこで入手できますか。】

A 福岡県のホームページ又は、市町村教育委員会に用意されています。詳しくは教育委員会の特別支援教育担当窓口にお尋ねください。なお、市町村によっては、独自の様式を整備している場合があります。

【Q86-3 ふくおか就学サポートノートは、誰が作成するものですか。】

A 基本的には、保護者が作成することになりますが、学校や園、又は市町村教育委員会がサポートノートの趣旨を説明したり、作成を支援しながら一緒に内容を検討したりするとよりよいと考えられます。

【Q86-4 ふくおか就学サポートノートは、誰から誰に手渡されるものですか。】

A 引継ぎの際は保護者が直接伝える方法もありますが、保護者の依頼を受けて、担当者(学校の教員など)が引継ぎの際に受け渡すことも考えられます。学校や相談機関など、情報を知ってほしい相手にノートを直接見せたり、必要な部分の写し(コピー)を渡したりします。

【Q86-5 ふくおか就学サポートノートは、いつ保護者に紹介したらよいですか。】

A 年度当初に懇談会や家庭訪問の機会を活用して紹介するなど、早い時期に紹介することが効果的です。作成の目的や趣旨を説明して保護者の同意を得て、一緒に作成していく期間を考慮すると、十分な期間が必要となります。

校内で、保護者にどのような時期に、どのように説明を行って作成を進めていくのかについて共通理解した上で、紹介していく必要があります。

- ◆ 「ふくおか就学サポートノート」 福岡県・福岡県教育委員会
→ 福岡県教育委員会ホームページからダウンロード可能です。

Q87 学校間接続時に保護者との連携に当たって、留意すべきことはどのようなことですか。

A 学級担任や特別支援教育コーディネーター等は、入学前の学校見学や体験学習と一緒に参加するなどして、保護者が新しい生活への見通しをもてるようにすることが必要です。また、引継ぎにおいて、保護者がどのようなことを進学先に伝えたいか、どのような合理的配慮を求めたいかといったことを十分に聞き取るなどして、情報を整理しておくことが大切となります。

幼児児童生徒にとって、大きな環境の変化が訪れる学校間接続時には、保護者も同様に不安を感じることもあると考えられます。見通しをもって、事前の進学先の情報収集、学校間の連絡調整等を行い、保護者と協議をしながら準備をすすめていくことが重要です(Q100参照)。

◆ 「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン ～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気付き、支え、つなぐために～」平成29年3月 文部科学省
→ 進学等における適切な情報の引継ぎのための留意点等が示されています。

Q88 県立高等学校の受検の際の特別措置とは、どのようなものですか。

A 福岡県立高等学校入学者選抜要項には以下のように記載されています。

8 通常の方法により受検することが困難な受検者への配慮事項

身体障がい、発達障がい又は疾病等のため、通常の方法により、受検することが困難と認められる者については、障がい等の種類や程度、中学校における配慮事項等を勘案し、あらかじめ特別受検室を設けるなど検査方法、検査場等について適切な措置(以下「特別措置」という。)を講じるものとする。

中学校長は、特別措置を希望する志願者がいる場合、特別措置申請書(様式 7)を令和5年12月8日(金)までに志願予定の高等学校長に提出すること。ただし、提出後に当該志願者が当初の志願予定校を変更する場合には、直ちにさきに申請書を提出した高等学校長に申し出ること。申し出を受けた高等学校長は、志願変更先の高等学校長に当該申請書を速やかに送付すること。

<令和6年度福岡県立高等学校入学者選抜要項より>

○入学者選抜における通常の方法以外の受検方法の事例

・問題用紙の拡大 ・別室受検 ・座席の配慮 など

特別措置を受けようとする場合は、「中学校における配慮事項等を勘案した特別措置であること」と、「個別の特別措置申請に基づいて対応した配慮であるので、発達障がいのある受検者の全てに同様の措置が講じられるものではないこと」を十分に踏まえておかなければなりません。

また、「入試に向けて 県立高校を目指すみなさんへ」には、以下のように記載されています。

身体の障がいや発達障がい、病気、けが等のため、通常の方法では受検が困難と認められる志願者については、特別の配慮を実施する場合があります。志願者の障がいの種類や程度等によって配慮する内容を検討する必要がありますので、在籍学校を通して受検したい高校にご相談ください。

◆ 「福岡県立高等学校入学者選抜要項」 毎年発行 福岡県教育委員会

→ 通常の方法により受検することが困難な受検者への配慮事項について記載されています。

◆ 「入試に向けて 県立高校を目指すみなさんへ」 毎年発行 福岡県教育委員会

→ 受検のときに特別の配慮を受けたいときはどうしたらよいかについて記載されています。

Q89 高等学校を受検(受験)する際に、特別な支援が必要であることを伝えると不利になりませんか。

A 高等学校等を受検(受験)する際に、特別な支援が必要であることを伝えても入学者選抜等で不利な取扱いを受けることはありません。

「発達障害を含む障害のある幼児児童に対する教育支援体制整備ガイドライン」には、「中学校から高等学校等への適切な引継ぎ」の項で、「高等学校等の校長は、生徒に障害があることが入学者選抜等において不利になるものではないことや、生徒の教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供について検討する用意があることを、保護者、地域及び中学校に対して、積極的に周知する必要があります。」と、示されていることから、特別な支援が必要であることを伝えても入学者選抜等で不利な取扱いを受けることはありません。

なお、進学先が決定したら個別の教育支援計画や個別の指導計画、「ふくおか就学サポートノート」等を活用して、引継ぎを確実に行うことが重要です。そのため、生徒の障がいの状態や支援内容等について、入学試験相談会前、入学者選抜前、入学前のそれぞれの時期に、どの情報を引き継ぐかを整理することが重要です。また、入学後も高校生活への適応状況や課題についての意見交換を行うなど、これまでの支援が途切れないようにすることが重要です。

- ◆ 「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン ～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～」 平成29年3月 文部科学省
→ 中学校から高等学校等への引継ぎについて示されており、生徒に障がいがあることが入学者選抜等において不利になるものではないことも明記されています。
- ◆ 「福岡県立高等学校入学者選抜要項」 毎年発行 福岡県教育委員会
→ 障がい等のため通常の方法により受検することが困難な受検者に対する受検の特別措置に関する申請方法について示されています。

特別支援学校における一貫した継続性のある指導・支援の充実

Q90 学びの連続性を重視する上で、教員がすべきことは何ですか。

A 小・中学校等と特別支援学校の間での入学や転学の際、個別の教育支援計画等を活用した引継ぎを適切に行うことが重要です。

小・中学校等と特別支援学校との間で児童生徒の情報の確実な引継ぎを行い、必要な支援の継続性を確保することが必要です。そのために、合理的配慮の内容や指導内容などを記入した個別の教育支援計画等を活用することが重要です。また、引継ぎ後も継続的に連絡を取り合えるよう、共通理解を図っておくことが重要です。

- ◆ 「障がいのある子どもの教育支援と就学事務の手引(令和4年度改訂版)」
令和4年4月 福岡県教育委員会
→ 早期からの一貫した支援の重要性について述べられています。
- ◆ 「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編(幼稚園・小学部・中学部)」
平成30年3月 文部科学省
→ 学部段階、学校段階等間の接続について示されています。

障がいの状態や発達の段階に応じた合理的配慮の提供

Q91 合理的配慮を提供する際の留意点は、どのようなことですか。

A 「合理的配慮」は、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものです。設置者・学校と本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ、「合理的配慮」の観点を踏まえ、可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましいとされています。また、その内容を個別の教育支援計画に明記することが求められています(Q4参照)。

- ◆ 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」
平成24年7月 中央教育審議会初等中等教育分科会
→ インクルーシブ教育システム構築に関連して合理的配慮の観点・項目について示されています。
- ◆ 「インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の充実～合理的配慮提供の7steps～」
平成29年3月 福岡県教育センター
→ 合理的配慮提供の考え方や手順・方法等が分かります。
- ◆ 「学校教育分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドライン」
平成28年3月 福岡県教育委員会
→ 合理的配慮の具体例や特別支援教育推進のために必要な取組等が分かります。

Q92 合理的配慮提供に関する参考資料は、ありますか。

A 以下のものを参考にすることができます。福岡県教育センターの資料等はダウンロードして活用することができます。

○ インクルーシブ教育システム構築支援データベース(インクルDB)

(国立特別支援教育総合研究所)

・ 「合理的配慮」実践事例データベース

文部科学省の「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」において取り組まれている実践事例について検索するシステムです。

・ 相談コーナー

都道府県・市区町村・学校からのインクルーシブ教育システム構築の相談を行っています。

・ 関連情報

インクルーシブ教育システム構築に関連する様々な情報を掲載しています。

○ 調査研究「インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の充実 ～合理的配慮提供の7steps～」に係る研究成果物等(福岡県教育センター)

・ 校内研修プラン

校内研修の年間計画を作成する際のモデルとなります。20分間程度の研修を年間5回実施することを想定しています。

・ 校内研修スライド

原稿付きの研修スライドをダウンロードして使用できます。「発達障がいについて」など、テーマ別に作成しています。

・ 配慮事項検討シート(視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱)

本人や保護者の要望を受けて配慮事項を検討する際に活用することができます。PC上でシート内の各項目をクリックすると、参考になる画像を見ることができます。

・ サポートヒントシート(福岡県教育委員会・福岡県教育センター作成)、活用手順シート

サポートヒントシートは、日常の指導の中で気になる児童生徒に対して、特別支援教育の視点から理解を深め、その支援について検討するものです。活用手順シートを併せて使用すれば、通常の学級に合った合理的配慮の検討ができます。

・ 提供場面・時期決定シート

検討した合理的配慮の提供が、1年間や1日の中で特に必要になるときはいつかを決定することができるシートです。

◆ 「インクルDB(インクルーシブ教育システム構築支援データベース)」 国立特別支援教育総合研究所

→ 合理的配慮の具体例や提供の手順・方法等が分かります。

◆ 「インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の充実 ～合理的配慮提供の7steps～」

平成29年3月 福岡県教育センター

→ 合理的配慮提供の考え方や手順・方法等が分かります。

(柱2)就学前における早期からの相談・支援の充実

幼稚園等における特別支援教育推進体制の整備

Q93 保育所(園)や幼稚園では、どのように特別支援教育が進められていますか。

A 保育所(園)や幼稚園では、障がいのある幼児の保育や教育について、一人一人の障がいの状態等により、生活上などの困難が異なることに十分留意し、個々の幼児の障がいの状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討し、適切な指導を行っています。

保育所(園)については、厚生労働省から出されている「保育所保育指針」に、幼稚園については、文部科学省から出されている「幼稚園教育要領」にそれぞれ示されています。

その中に、いずれも「障害のある子供の保育(幼児などへの指導)」として、保育者・指導者が配慮すべきことが示されています。その中では、集団の中で障がいのある幼児が成長できるよう環境を整えることや保護者や関係機関と連携を図ること、支援のための計画を個別に作成し活用することなどが示され、小学校への適切な就学ができるよう保育及び教育が展開されています。

福岡県では、就学前における支援の充実のための施策の方向として「幼稚園等における特別支援教育推進体制の整備」を進めています。具体的には福岡県幼稚園新規採用教員研修で特別支援教育に関する研修を実施するとともに、配慮を要する幼児に対する個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用を支援しています。

- ◆ 「幼稚園教育要領解説」平成30年2月 文部科学省
 - ◆ 「保育所保育指針解説書」平成30年2月 厚生労働省
 - ◆ 「福岡県特別支援教育推進プラン(第2期)」令和4年4月 福岡県教育委員会
- 福岡県の就学前における支援のための施策について分かります。

Q94 保育所(園)や幼稚園でも、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成しているのですか。

A 保育所(園)や幼稚園においても、何らかの困難さが明らかの場合、診断の有無に関わらず、必要に応じて個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成・活用しています。

幼稚園では、平成30年の幼稚園教育要領の改訂により、障がいのある幼児などの指導に当たっては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、活用に努めることとされています。

障がいのある幼児などは、学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活を含め、長期的な視点で幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要です。このため、教育関係者のみならず、家庭や医療福祉などの関係機関と連携するため、それぞれの側面からの取組を示した個別の教育支援計画を作成し活用していくことが考えられます。

個別の指導計画は、個々の幼児の実態に応じて適切な指導を行うために園で作成されるものです。個別の指導計画は、教育課程を具体化し、障がいのある幼児など一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するものです。そのため、障がいのある幼児などの指導に当たっては、適切かつ具体的な個別の指導計画の作成に努める必要があります。

- ◆ 「幼稚園教育要領解説」平成30年2月 文部科学省
- 個別の教育支援計画等の作成・活用について分かります。

市町村教育委員会における早期からの相談・支援体制の整備

Q95 就学先決定について相談ができる機関はどこですか。

A 居住する市町村教育委員会の就学事務担当課が相談窓口となります。

市町村教育委員会は、域内に住所を有する児童生徒について適切な就学ができるように、障がいのある児童生徒については、障がいの状態等を踏まえて総合的な観点から就学先の決定を行います。

保育所(園)や幼稚園等に相談された場合も、最終的には、市町村教育委員会と相談する機会をもつこととなります。市町村教育委員会と十分に話し合い、時間をかけて検討できるように早めに相談をすることが大切です。

- ◆ 「障がいのある子どもの教育支援と就学事務の手引(令和4年度改訂版)」
令和4年4月 福岡県教育委員会
→ 就学先決定における市町村教育委員会の立場等について分かります。

Q96 小学校に入学してからの支援について、どのように決定していくのですか。

A 入学児童の障がいの状態に応じて、必要となる支援内容を保護者・学校・教育委員会と一緒に検討し、可能な支援について話し合います。そして、個別の教育支援計画等を作成し、合理的配慮について検討します。その際、次のような手順で行います。

- ①引継ぎ資料、面談をもとに、本人・保護者の要望を把握します。
- ②児童の実態を把握します。
- ③要望の内容について、校内委員会で検討します。
- ④基礎的環境整備が十分でない場合などは、他の手段で補うことができないか検討します。
- ⑤保護者と合意形成し、合理的配慮を決定して、個別の教育支援計画へ記入します。
- ⑥合理的配慮をいつ、誰が提供するかを明確にして、個別の指導計画に具体化します。

福岡県では「ふくおか就学サポートノート」を作成しており、保護者が子供についての情報や希望する支援等についてまとめ、学校等に伝えることができるようになっています。上の②の場面で、学校と保護者が連携し、引継ぎ資料を作成すると必要な支援についての話し合いがスムーズに進みます。

- ◆ 「インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の充実 ～合理的配慮提供の7steps～」
平成29年3月 福岡県教育センター
→ 合理的配慮の決定までの手順が詳しく示されています。
- ◆ 「ふくおか就学サポートノート」 福岡県・福岡県教育委員会
→ 福岡県教育委員会ホームページからダウンロード可能です。

Q97 就学前児の支援は、市町村ではどのような担当部署が関わっていますか。

A 内容に応じて、教育委員会・福祉担当課・母子保健担当課などが関わっています。

市町村立幼稚園が設置されている自治体では、幼稚園での支援については教育委員会が関わっています。その他、全般的な児童の福祉サービスについては、各市町村の福祉担当課（子育て支援担当課）が窓口となっています。また、各市町村の保健センターでは、乳幼児健診や子育て教室等を実施しており、適切な相談機関の紹介や助言をしています。

市町村によっても違いがあるので、詳しくは居住する市町村の役所にお尋ねください。

◆ 「ちょっと気になる子(発達障がい)の子育て応援パンフレット」

令和2年3月 福岡県・福岡県教育委員会

→ 県内の様々な相談機関について紹介されています。

Q98 福岡県では、就学前の発達の気になる子供をもつ保護者を対象とした教育相談は、行われていますか。

A 福岡県では、心と体の発達教育相談事業を実施しています。また、各市町村においても、市町村の保健センター・子育て支援の部署・家庭児童相談室などで相談を受け付けています。

福岡県では、就学前の子供の保護者を対象として、毎年7月から8月にかけて各教育事務所で「心と体の発達教育相談」を実施しています。保護者に対して、適切な情報提供や早期からのきめ細かな就学相談及び支援を行うため、子供の発達や発育について専門的な知識をもつ相談員が個別に対応しています。また、子育てで悩んだり迷ったりしている保護者の方に、気になる子供を対象としている相談窓口を一覧にしたパンフレットを作成しています。

◆ 「福岡県特別支援教育推進プラン(第2期)」 令和4年4月 福岡県教育委員会

→ 福岡県の就学前における支援のための施策について分かります(巻末資料6)。

◆ 「ちょっと気になる子(発達障がい)の子育て応援パンフレット」

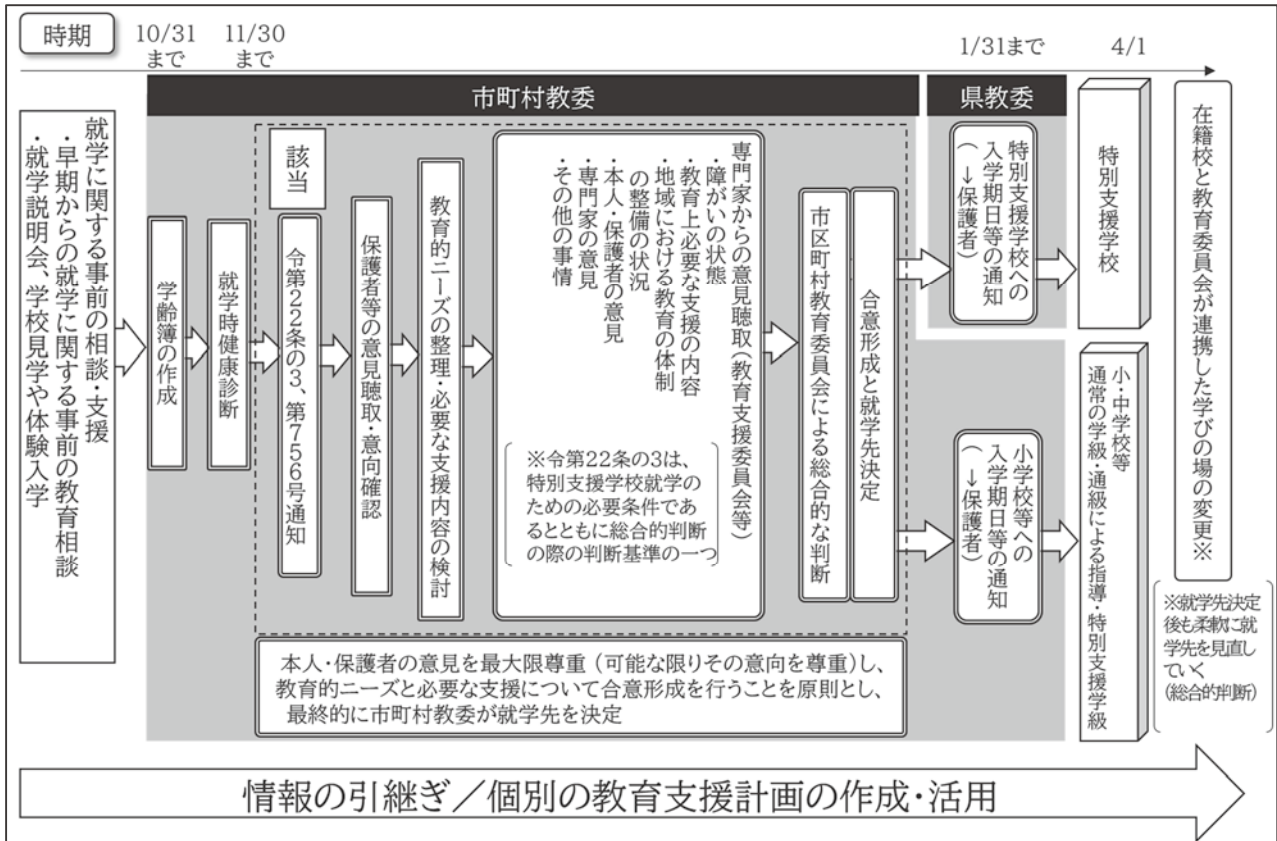
令和2年3月 福岡県・福岡県教育委員会

→ 県内の様々な相談機関について紹介されています。

障がいのある子供の就学相談や学びの場の検討等の支援の充実

Q99 就学先決定までの流れとは、どのようなものですか。

A 下の図のような流れとなります。



(参考:障がいのある子どもの教育支援と就学事務の手引(令和4年度改訂版) 令和4年4月 福岡県教育委員会)

市町村教育委員会は、本人・保護者に対する情報提供や相談、専門家からの意見聴取などを十分に行うとともに、本人・保護者の意向を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則として、最終的には市町村教育委員会が、その子供にとって最も適切な就学先を決定することとなります。ただし、図にあるように、学校教育法施行令第22条の3に非該当の子供は、地域の小・中学校等への入学となることに留意する必要があります。

基本的な方向性として、障がいのある子供と障がいのない子供ができる限り同じ場で共に学ぶことを目指すべきであり、その場合にはそれぞれの子供が、授業内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか最も本質的な視点となります。

◆ 「障がいのある子どもの教育支援と就学事務の手引(令和4年度改訂版)」

令和4年4月 福岡県教育委員会

→ 就学先決定の基本的な考え方や流れ、留意点等について分ります。

◆ 「学校教育法施行令 第22条の3」

→ 特別支援学校への就学の該当となる障がいの程度に関する法的根拠です(巻末資料1)。

Q100 保護者から、学校見学の希望があった場合、どうすればよいですか。

A 市町村教育委員会は、保護者から学校見学の依頼があった場合、見学の目的や希望日時、また、子供が同行するか、体験が可能かなどを話し合うことで、見学について具体的に調整します。見学要請を受けた学校は、教育委員会からの連絡を受けて、見学受入れの準備を進めます。

学校等において、学校見学や体験入学の機会を提供することは、本人・保護者が就学先に関する情報を得る上で重要であり、学校に抱く印象や学校の雰囲気や保護者の就学先の決定に大きな影響を与える場合も少なくありません。したがって、学校見学を行う際には、単なる学校施設の見学に終始することなく、見学場面における学習のねらいや内容、次にどのような学習に発展していくのか等について具体的に学校から保護者へ説明をすることが必要です。

また、子供が実際の授業に参加する体験入学は、我が子が学習する姿を保護者が見学することにより、子供の能力や適性、教育内容や方法について具体的に知ることができる機会です。

学校見学や体験入学を実施した際は、保護者の疑問や感想を確認することに加え、本人の意向を確認することも、その後の就学相談に生かすために重要です。

◆ 「障がいのある子どもの教育支援と就学事務の手引(令和4年度改訂版)」

令和4年4月 福岡県教育委員会

→ 就学先決定における学校見学や体験入学について書かれています。

保健・医療及び福祉との連携の充実

Q101 関係機関との連携を行う際の留意点は何ですか。

A 連携を行う際には、校内委員会等で園や学校の方針を定めた上で、取組を進めていくことが重要です。各学校等で連絡の窓口を明確にして、支援の内容に合わせて連携を図っていきます。その際、どこの機関と連携するか、情報収集や確認をしておくことが大切です。また、保護者に関係機関への相談を促す際には、相談内容に沿った機関であるかどうかを事前に把握してから紹介することが大切です。

○ 医療機関との連携

子供たちの中には、てんかん・心疾患・喘息など疾患や障がいをも併せ有する場合があります。必要に応じて主治医と服薬や症状について情報を交換する他、家庭との情報の共有が大切になってきます。行事等では学校医との意見調整を図るほか、宿泊学習などでは現地の医療機関との連携も必要になります。

○ 相談機関との連携

発達障がい者支援センターや福祉・医療・保健関係機関などの相談機関では、保護者や教員の話(学習・行動・生活面の様子)や各種検査の結果、持参した資料等から具体的な支援方法について様々なアドバイスを受けることができます。また、近隣の特別支援学校にも教育相談を要請することができます。

特別支援教育コーディネーター等が窓口となって相談の申し込みを行ったり、放課後の指導・支援の成果や課題等について連絡を取ったりすることで継続した連携を図ることが大切です。

園や学校が関係機関との連携を行う際には、管理職が事前に教育委員会に連絡・相談して進めることが肝心です。連携先の関係機関について情報収集し、学校の目的や方針にあった連携が可能か、効果的・継続的な連携ができそうかなどを教育委員会と検討することで、安心して連携を進めることができます。

- ◆ 「福岡県障がい者福祉情報ハンドブック 2022」 令和4年4月 社会福祉法人福岡県社会福祉協議会
→ 障がい者福祉に関する情報やサービスの状況がまとめられています。
- ◆ 「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン ～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気付き、支え、つなぐために～」 平成29年3月 文部科学省
→ 校長が、専門家等や関係機関との連携するための窓口等がまとめられています。

(柱3)卒業後の自立と社会参加を目指した支援の充実

キャリア教育の充実

Q102 特別支援教育における「自立」とは、どのような意味ですか。

A 「自立」とは、幼児児童生徒がそれぞれの障がいの状態や発達段階等に応じて、主体的に自己の力を可能な限り発揮し、よりよく生きていこうとすることを意味しています。

- ◆ 「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編(幼稚部・小学部・中学部)」
平成30年3月 文部科学省
→ 自立活動の目標から、「自立」の定義について示されています。

Q103 特別支援教育におけるキャリア教育とは、どのようなものですか。

A 中央教育審議会は「キャリア教育」とは、「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基礎となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」と定義しており、その上で、「障害のある児童生徒については、先述の各学校段階において示した考え方に加え、個々の障害の状態に応じたきめ細かい指導・支援の下で、適切なキャリア教育を行うことが重要である。」としています。

学校でキャリア教育を進めるに当たって、障がいのある児童生徒については、自己の抱える学習や社会生活上の困難について総合的に適切な認識・理解を深め、困難さを乗り越えるための能力や対処方法を身に付けるとともに、職業適性を幅広く切り開くことができるよう、個々の特性・ニーズにきめ細かく対応し、職場体験活動の機会の拡大や体系的なソーシャルスキルトレーニングの導入等、適切な指導や支援を行うことが重要です。具体的な取組として、キャリア・パスポートの作成などが挙げられます

特別支援学校高等部学習指導要領では、自立と社会参加に向けた職業教育の充実に関し、地域や産業界と連携し、職業教育や進路指導の充実を図ることが規定されており、特別支援学校高等部(知的障がい)の専門教科として「福祉」が設けられています。各学校においては、時代のニーズに合った就業につながる職業教育に関する教育課程の見直しや就業に向けた支援方法の開発を推進することが求められています。

- ◆ 「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(答申)」
平成23年1月 中央教育審議会
→ キャリア教育の基本的な考え方が示されています。
- ◆ 「特別支援学校学習指導要領解説 総則等編(高等部)」平成31年2月 文部科学省
→ 「就業やボランティアにかかわる体験的な学習に指導」を通して、「勤労の尊さ」「創造することの喜び」の体得、「望ましい勤労観、職業観」の育成、「社会奉仕の精神」の涵養を図ることが示されています。
- ◆ 「特別支援教育充実のためのキャリア教育ガイドブック」平成23年
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
→ 特別支援学校におけるキャリア教育と教科等との関係などの考え方が分かります。

職業教育の推進

Q104 一人一人の社会的・職業的自立に向けての基盤となる能力・態度とは、具体的にはどのようなものですか。

A 「キャリア発達に関わる諸能力」としての「基礎的・汎用的能力」が参考になります。

「基礎的・汎用的能力」は、以下のような4つの能力によって規定されています。

【人間関係形成・社会形成能力】	多様な他者の考えや立場を理解し、相手の意見を聴いて自分の考えを正確に伝えることができるとともに、自分の置かれている状況を受け止め、役割を果たしつつ他者と協力・協働して社会に参画し、今後の社会を積極的に形成することができる力
【自己理解・自己管理能力】	自分が「できること」「意義を感じること」「したいこと」について、社会との相互関係を保ちつつ、今後の自分自身の可能性を含めた肯定的な理解に基づき、主体的に行動すると同時に、自らの思考や感情を律し、かつ、今後の成長のために進んで学ぼうとする力
【課題対応能力】	仕事をする上での様々な課題を発見・分析し、適切な計画を立ててその課題を処理し、解決することができる力
【キャリアプランニング能力】	「働くこと」の意義を理解し、自らが果たすべき様々な立場や役割との関連を踏まえて「働くこと」を位置付け、多様な生き方に関する様々な情報を適切に取捨選択・活用しながら、自ら主体的に判断してキャリアを形成していく力

これらの能力は、それぞれの学校・地域等の実情や、各学校の児童生徒の実態を踏まえ、学校ごとに目標を定めることが重要です。

◆ 「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(答申)」

平成23年1月 中央教育審議会

→ 基礎的・汎用的能力について解説されています。

◆ 「特別支援教育充実のためのキャリア教育ガイドブック」平成23年 国立特別支援教育総合研究所

→ 特別支援教育におけるキャリア教育の考え方、具体的な育てたい力について詳しく解説されています。

関係機関との連携の強化とICTを活用した就職支援の充実

Q105 ICTを活用した就職支援には、どのようなものがありますか。

A 在宅就労を視野に入れた情報処理技術の習得や分身ロボットの活用などがあります。

「特別支援学校 ICT 活用就労事業」では、外出が困難で就労を目指すことが難しかった生徒であっても、在宅就労も視野に入れた進路選択の幅を広げることを目的に、職業生活に必要な情報処理技能を身に付けたり、分身ロボットを活用した受付・接客を体感したりする等、ICTを活用した就労促進に取り組んでいます。

◆ 「福岡県の特別支援教育」毎年発行 福岡県教育委員会

→ 本県の特別支援教育全般について紹介されており、特別支援学校における取組について分かります。

学校卒業後に向けた引継ぎ及び移行支援の充実

Q106 特別支援学校や特別支援学級の卒業後の進路先には、どのようなところがありますか。

【Q106-1 特別支援学校の中学部を卒業した後、どのような進路が考えられますか。】

A 特別支援学校の高等部又は高等学校への進学、福祉施設等の利用、企業等への就職などが考えられます。中学部から公立高等学校の受検は可能です。私立高等学校については、それぞれの学校の受験の規定について確認する必要があります。

特別支援学校の高等部は、入学者選考を受検して合格した場合に入学できます。同じ特別支援学校の中学部から高等部に入学する場合も同様です。

【Q106-2 特別支援学校の高等部を卒業した後、どのような進路が考えられますか。】

A 特別支援学校の専攻科や大学等への進学、福祉施設等の利用、企業等への就職などが考えられます。

特別支援学校の高等部に在籍する生徒は、高等学校と同様に大学の受験ができます。その際、大学入学共通テストでは、受験上の配慮について相談することができます(Q109参照)。いずれの進路を選択するにしても、本人の実態や状況を考慮しつつ見学や体験を行うなど、早くから希望する学校・施設等について積極的に情報を収集することが大切です。

【Q106-3 中学校で特別支援学級に在籍していた場合、卒業後どのような進路が考えられますか。】

A 特別支援学校高等部や高等学校、高等専門学校等への進学、福祉施設等の利用、企業等への就職などが可能性として考えられます。

特別支援学校高等部の場合は、一人一人の障がいの種類や程度に応じた学校へ進学することになります。その際は、入学を希望する学校の手続にそって入学願書等を提出し、選考を受けることになります。

高等学校の場合は、公立、私立ともに受検(受験)が可能です。また、全日制・定時制・通信制などの課程があります(Q88参照)。

実際の進路状況については、福岡県教育委員会の「特別支援教育資料」に掲載されています。また、いずれの場合にしても卒業する際の在籍校から、進学先等へ必要に応じて情報を引き継ぎ、一貫した継続的な支援を受けられるように学校と本人・保護者が十分に共通理解を図ることが重要です。

◆ 「特別支援教育資料」 毎年発行 福岡県教育委員会

→ 特別支援学校等の卒業後の進路状況等についてのデータが紹介されています。福岡県教育委員会ホームページからダウンロード可能です。

Q107 中学校における障がいのある生徒への進路指導は、どのようなことに留意して行うとよいですか。

- A 対象生徒の障がいの程度を考慮しつつ、将来の自立と社会参加を見据え、本人や保護者の希望を踏まえて、様々な可能性を検討しながら継続的な進路指導を行うことが大切です。特に、「特別支援学級に在籍していた生徒だから、特別支援学校の高等部」というように、安易に決めてしまうことがないように留意する必要があります。

福岡県教育委員会が作成している「特別支援教育資料」では、中学校の特別支援学級や通級による指導を受けていた生徒の卒業後の進路状況を掲載しています。いずれも「進学」と「就職・その他」があり、進学先や就職先等も様々です。進路指導に当たって最も重要なことは、学校卒業後の自立と社会参加のための力を、本人の特性や興味・関心等、本人に最も合う方法で学ぶことができる進学先や本人の力を発揮できる就職先を選択することです。

特別支援学校の高等部は、学校教育法施行令22条の3に規定されている障がいの種類と程度に該当する生徒が入学選考を受けて、入学する学校です。よって、特別支援学級や通級による指導を受けていても、その規定に該当しなければ受検する資格はありません。中学校は、生徒の有する障がいの種類や程度をよく勘案し、非該当の生徒に対し、特別支援学校高等部を勧めることなどがあってはなりません。

また、特別支援学校の高等部卒業後の資格は、「特別支援学校高等部卒業」となり「高等学校卒業」とは異なります。特別支援学校の高等部を卒業して、大学等を受験することは可能ですが、中には「高等学校卒業」の資格が必要な進学先等もあります。障がいのある生徒の担任と本人・保護者のみならず、進路指導担当者や特別支援教育コーディネーター、管理職等、中学校内で情報を共有しながら、出願時期等に細心の注意を払いつつ学校卒業後の将来の職業選択も視野に入れて、高等学校か、特別支援学校の高等部か、その他の進路に進むかなどを十分に検討することが重要です。

進学先等の検討に当たっては、本人・保護者と学校の教員が、一緒に学校見学に行くなどして、本人にとって学校の雰囲気や通学方法等が合っているか、本人がその学校に進学したいと希望しているかなどをよく確かめ、本人の意向を尊重することにも留意する必要があります。

◆ 「特別支援教育資料」 毎年発行 福岡県教育委員会

→ 本県における特別支援学校、特別支援学級等の現状や卒業後の進路状況について分かります。

Q108 卒業後の日常生活等の支援を行う関係機関には、どのようなものがありますか。

- A 県内には、次のような関係機関等があります。

- 障害者就業・生活支援センター
- 発達障がい者支援センター
- 自立生活センター
- 相談支援センター・事業所等 など

県内には、公的機関・民間事業所等を含め、様々な障がい者福祉のための機関等があります。利用者のニーズに応じて、相談する機関も異なると考えられますので、「福岡県障害者福祉情報ハンドブック2022」等を参考にしたり、居住する各市町村の障がい福祉担当課宛てに相談したりすると情報が得られます。

◆ 「福岡県障害者福祉情報ハンドブック2022」 令和4年4月 社会福祉法人福岡県社会福祉協議会

→ 県内の障がい者福祉に関係する機関や施設、情報が連絡先等を含めて掲載されています。

Q109 特別支援学校高等部を卒業して、大学を受験することは可能ですか。

A 大学を受験をすることは可能です。その際、大学入学共通テストで、特別な配慮が必要な場合は、申請をすることができます。

大学入学共通テストでは、受験上の配慮についての事前相談を受け付けています。そして、配慮が必要な場合の申請方法として「出願前申請」と「出願時申請」があり、申請を受けての審査を経て許可された場合、配慮が行われるようになっています。申請に当たっては、障がい等の種類や程度、希望する配慮によって必要な提出資料が異なります。また、希望する受験上の配慮によっては審査に時間がかかる場合もあるため、できるだけ出願前の申請を大学入試センターは勧めています。

私立大学や国公立大学の二次試験等では、大学によって対応が異なることが考えられます。詳しくは、学校と本人、保護者とで十分に検討した上で大学に直接問い合わせてください。

特別支援学校においては、一人一人に応じた進路相談や進路指導を行っています。大学の進学を検討している場合は、早めに学校へ相談することが大切です。

◆ 「受験上の配慮案内」 毎年発行 大学入試センター

→ 受験上の配慮申請の様式、受験までの日程、申請方法等、必要な情報や資料がダウンロード可能です。

Q110 福岡県では特別支援学校の生徒の就労のために、どのような取組を行っていますか。

A 特別支援学校「技能見学会」及び「交流会」等の取組を行っています。

特別支援学校「技能見学会」及び「交流会」では、企業等の人事担当者に会場校である特別支援学校高等部の作業学習等を見学していただいたり、他校の生徒が製作した製品を見ていただいたりすることを通して、参加企業の障がい者雇用の理解を深める取組を行っています。

また、学校の教員と企業等の人事担当者との交流会において情報交換をするなど、就業体験等の受入先確保に向けた取組を行っています。

◆ 「福岡県の特別支援教育」 毎年発行 福岡県教育委員会

→ 本県の特別支援教育全般について紹介されており、特別支援学校における取組について分かります。

社会体験活動、障がい者スポーツ、文化芸術活動の推進

Q111 障がい者スポーツや社会体験活動等に関する福岡県の取組には、どのようなものがありますか。

A 福岡県パラスポーツ発掘・育成事業「フクオカ・パラスター・プロジェクト」やケア・トランポリン教室、各障がい種を対象としたキャンプなどがあります。

障がい者がスポーツを楽しめる機会を確保することにより、障がい者のスポーツ普及、振興、健康維持、増進機能の向上を図ると共に地域間の交流を深めることを目的として、福岡県障がい者スポーツ協会では、福岡県パラスポーツ発掘・育成事業「フクオカ・パラスター・プロジェクト(F-STAR)」「スポーツ教室」「スポーツ用具貸与事業」等の取組を行っています。

また、特別支援学校では、障がいのある児童の体力の向上及び健康の保持増進を図ることを目的し、ケア・トランポリンを活用した健康・体力増進事業としてケア・トランポリン教室を行っています。

さらに、福岡県身体障害者福祉協会では、「グラウンド・ゴルフ大会」「フライングディスク大会」を開催しています。

社会体験活動としては、福岡県立少年自然の家等で各障がい種を対象にキャンプが行われています。視覚障がいのある児童生徒を対象として玄海自然の家、聴覚障がいのある児童生徒を対象として英彦山青年の家、知的障がいのある児童生徒を対象として社会教育総合センターでそれぞれ行われています。

- ◆ 一般社団法人福岡県障がい者スポーツ協会 ホームページ
→ 障がい者スポーツのイベントや障がい者スポーツクラブの紹介などがあります。
- ◆ 一般社団法人日本ケア・トランポリン協会 ホームページ
→ ケア・トランポリンやケア・トランポリン教室について紹介されています。
- ◆ 公益財団法人福岡県身体障害者福祉協会 ホームページ
→ 障がい者スポーツだけでなく、様々な障がい者支援事業に取り組まれています。
- ◆ ふくおか社会教育ネットワーク ホームページ
→ 福岡県の社会教育に関する情報の提供と社会教育関連機関が紹介されています。

(柱4)安全・安心かつ効果的に学べる教育環境の整備

特別支援学校設置基準等に基づいた学校施設の整備

Q112 学校施設の整備を進めるために、何をすればよいですか。

A 校内環境のバリアフリー化に向けて、できることを検討しましょう。

児童生徒の動線上や活動スペースを点検し、不必要な備品等を取り除いたり、壊れかかっているものを修繕したりすることも、バリアフリーにつながります。

ほかにも、福岡県教育センターの「配慮事項検討シート」や「サポートヒントシート」には、校内環境のバリアフリー化をする際のヒントとなる事例が紹介されています。

◆ 「インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の充実～合理的配慮提供の7steps～」

平成29年3月 福岡県教育センター

→ 福岡県教育センターホームページより、「配慮事項検討シート」、「サポートヒントシート」がダウンロード可能です。「配慮事項検討シート」には、参考となる写真も掲載されています。

Q113 障がい特性に応じて、教育環境を工夫したいです。具体的にはどのような例がありますか。

A 次のような工夫の例が考えられます。

- 知的障がいの児童生徒は、興味・関心に結びつくもの、操作による反応が短時間に現れるもの、生活に密着したもので具体的な操作ができるものなどを教材・教具とすることが効果的です。
- 自閉症の児童生徒に対しては、教室内の整理整頓をすること、掲示物の色や貼り方等はシンプルで分かりやすくすること、環境の構造化のアイデアを取り入れることなどが効果的です。

他にも視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、病弱、言語障がい、情緒障がい、発達障がい(LD、ADHD等)や重度・重複障がいなど様々な障がいの種類や程度が考えられます。それぞれに応じた教育環境の工夫については、「初めて特別支援教育に携わる先生のための手引」が参考になります。

また、ICTの活用も有効です(Q114参照)。

◆ 「初めて特別支援教育に携わる先生のための手引」平成16年3月 福岡県教育センター

→ 障がい種別の支援のポイントがまとめられています。

◆ 「特別支援教育におけるICTの活用について」文部科学省

→ 障がい種ごとにICT活用の例が示されています。

ICT環境の整備と活用の推進

Q114 障がいのある児童生徒がICTを活用することには、どのようなよさがあるのですか。

A 学校種、学級種、障がい種によって、次のような活用事例があります。

【通常の学級】

〈ADHD〉・・・集中したり、じっとしていたりすることが苦手な児童生徒に対する大型ディスプレイを使った視覚情報の提示

学級での学習に集中して参加することが難しい、衝動性がある、姿勢が崩れやすい、問題を読み取ることが難しい等の特性のある児童生徒に対して、大型ディスプレイを活用して視覚的な情報を提示することで、興味・関心を引きつけたり、理解の促進を図ったりしました。

【通級による指導】

〈LD〉・・・読むことや書くことが苦手な児童生徒に対するタブレットPCを使った漢字学習

読むことや書くことが苦手な児童生徒に対して、タブレットPCによる漢字の学習を行いました。アプリを使用し、視覚情報を活用しながら、漢字の読み方や書き順を自主的に学習することができました。

【特別支援学級】

〈肢体不自由、自閉症〉・・・ノートPCを使った「おはなし」の作成

肢体不自由のある児童生徒と、自閉症のある児童生徒の合同授業で、どちらの児童生徒も、話し言葉での表現は可能ですが、文章での表現に困難さがあるため、ストーリー展開のある文章表現が難しいという課題がありました。

そこで、ノートPCと学習ソフトウェアを活用し、4枚の絵を使って起承転結を意識しながら「おはなし」の構成を考える授業を展開しました。視覚的な情報が提示されるため、児童生徒たちは自分でストーリーの構成を考えながら、お話を作成することができました。

【特別支援学校】

〈視覚障がい〉・・・全盲の生徒が画面読み上げソフトと検索エンジンを用いて文書作成を行った事例

対象生徒は、点字を使用しているため、普通文字の文書作成を行う場合は漢字の読み方等に関する情報を読み上げる画面読み上げソフトを用いました。また、それらを有効に用いて文書を作成し印刷したり、画面表示情報を点字化してファイル管理の仕組みを理解しやすくしたりする工夫を行いました。

〈聴覚障がい〉・・・タブレットPCを利用し自己学習を行った事例

タブレットPCのアプリを利用し、①正しい漢字の筆順を色を変えながら学ぶ、②手話について動画を見ながら学ぶ、③自分の発音(母音)がタブレットPC画面に表記され正しい発声訓練ができる等、自分が利用できる時間に自分のペースで自己学習が深められました。

〈病弱・身体虚弱〉・・・テレビ会議システム等を用いた遠隔教育

対象生徒は、病気があるため、入院、感染予防、登校制限等により空間的、時間的、人間的(人との交流)に制約がありましたが、テレビ会議等のシステムを使用して、離れた場所からの教育、体調に応じてタイムラグを考慮した教育、また、遠隔地にいる仲間(病気のある他の病院の児童生徒だけでなく、前籍校の友人)との交流による教育等が実施できました。

◆ 「学びのイノベーション事業 実証研究報告書」平成26年3月 文部科学省

→ 第3章に、特別支援学校におけるICT活用の取組についてまとめられています。

◆ リーフレット「特別支援教育でICTを活用しよう」国立特別支援教育総合研究所

→ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が平成23年度～27年度の間に行ってきた中期特定研究「特別支援教育におけるICTの活用に関する研究」に基づいて作成されたものです。

◆ 「発達障害のある子供たちのためのICT活用ハンドブック」文部科学省

→ 特別支援学級編、通級指導教室編、通常の学級編があります。

医療的ケア児への支援と関係機関との連携の推進

Q115 医療的ケアとは何ですか。

A 「医療的ケア」とは、日常生活に必要な医療的な生活援助行為とされており、保護者が医師からの指導を受け家庭で行っている行為をいいます。

具体的には、たんの吸引や経管栄養、導尿などを指し、医療機関で行われる医行為とは区別されます。

- ◆ 「学校における医療的ケアガイドライン～医療的ケア児の安全・安心な教育環境の整備のために～」
令和5年2月 福岡県教育委員会
→ 医療的ケアについて解説されています。法令もまとめられています。

Q116 医療的ケアは誰がするのですか。

A 医療的ケアは医行為に当たることから、基本的には医師や看護師等の医療の資格を有していない者が反復継続する意思をもって行うことが禁じられていますが、平成24年の4月から社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正により、一定の研修を修了した介護職員等(教員を含む。)が一定の条件の下で、特定行為を行うことが可能になりました。

- ◆ 「学校における医療的ケアガイドライン～医療的ケア児の安全・安心な教育環境の整備のために～」
令和5年2月 福岡県教育委員会
→ 医療的ケアの実施について解説されています。
- ◆ 「小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケアを安心・安全に受け入れるために～」
令和3年6月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
→ 医療的ケアの実施者について解説されています。

Q117 医療的ケアを実施するための手続きは、どのようにするのですか。

A 医療的ケアを実施するための手続きは、学校において安全に医療的ケアが実施されるように医療的ケア関係者の役割と連携に基づき、学校における医療的ケアを共同して担うものであることを互いに確認するという重要な意味をもちます。したがって、一つ一つの手続きの趣旨を正しく理解し、適切に行う必要があります。

市町村の教育委員会において、地域の実情や学校の体制に応じて手続きが策定されていますので、各教育委員会にお問い合わせください。県立学校においては、新規と継続とでは手続きが異なり、その手続きには複数の書類が必要です。詳しくは、「学校における医療的ケアガイドライン～医療的ケア児の安全・安心な教育環境の整備のために～」を参考にしてください。

- ◆ 「学校における医療的ケアガイドライン～医療的ケア児の安全・安心な教育環境の整備のために～」
令和5年2月 福岡県教育委員会
→ 医療的ケアを実施するための手続きが、新規手続きと継続手続きに分けて詳しく解説してあります。また、必要な書類の様式が示されています。

障がいによる学習上または生活上の困難に応じた教育環境の整備

Q118 特別支援学校の通学区域は決まっていますか。

A 小学部・中学部については通学区域が決められています。高等部(訪問教育を除く。)については県内全域の県立特別支援学校の高等部(訪問教育を除く。)を受検することができます。

福岡市・北九州市・久留米市・大牟田市立の特別支援学校は、その市の居住者が入学の対象になります(一部例外の地域があります。)

◆ 「障がいのある子どもの教育支援と就学事務の手引(令和4年度改訂版)」

令和4年4月 福岡県教育委員会

◆ 福岡県内の特別支援学校一覧(巻末資料5参照)

→ 各学校の障がい種別や所在地、連絡先等が一覧にまとめられています。

Q119 特別支援学校には、どのようにして通学するのですか。

A 実態に応じてJR等の公共交通機関を使い、自分で通学する場合や保護者等の送迎で通学する場合があります。また、通学用のバスが運行している特別支援学校では、原則として登下校時にバスを利用することができます。

寄宿舍のある学校では、寄宿舍から通学する児童生徒もいます。寄宿舍での生活の仕方や利用の仕方、それぞれの学校で異なりますので、通学方法と同様に、事前に学校に確認する必要があります。

また、通学バスの利用基準の他、詳細については、それぞれの学校で異なる場合がありますので、入学を検討している学校に確認する必要があります。

◆ 「福岡県の特別支援教育」毎年発行 福岡県教育委員会

→ 各県立特別支援学校の寄宿舍の有無について記載されています。

Q120 特別支援教育支援員とは、どのような役割があるのですか。

A 特別支援教育支援員は、学級担任や教科担任等との連携の上、障がいのある児童生徒に対して食事・排せつ・教室の移動補助等学校における日常生活の介助をしたり、発達障がいのある児童生徒に対して学習活動上のサポートを行ったりします。

具体的には次のような役割が想定されます。

- | | |
|-------------------------|---------------------|
| ①基本的な生活習慣確立のための日常生活上の介助 | ②発達障がいの児童生徒に対する学習支援 |
| ③学習活動、教室間移動等における介助 | ④児童生徒の健康・安全確保関係 |
| ⑤運動会(体育大会)等の学校行事における介助 | ⑥周囲の児童生徒の障がい理解促進 |

連携のポイントは、支援方針の共通理解です。そのために、きめ細やかな打合せが大切です。支援の内容や対象児童生徒の特性などについて学級担任等が特別支援教育支援員に説明をすることから始めます。その後は、機会を捉えて、打合せや情報交換を行い、同一歩調で支援が進められるように配慮します。特に、学級担任と特別支援教育支援員との役割分担を明確にして、双方が責任をもって指導や支援ができるように留意する必要があります。

また管理職は、特別な支援が必要な児童生徒への対応について、学校経営上の課題として、随時、その状況を評価し改善する必要があります。特別な支援を必要とする児童生徒に対する指導や支援が効果的に行われるよう、学級担任等と特別支援教育支援員との連携が十分に図られているかを日常的に確認し、組織体制の充実に努めます。

- ◆ 「特別支援教育支援員を活用するために」平成19年6月 文部科学省
→ 特別支援教育支援員の役割や活用事例などについてまとめられています。

Q121 障がいのある幼児児童生徒への支援について、どこに相談すればよいですか。

A 福岡県教育センターの教育相談や各市町村の発達センター、特別支援学校のセンター的機能などを活用できます。相談の際には、学校長を通して相談機関に連絡をします。
また、巡回相談を活用し、専門家に相談することもできます。

相談をする際は、「どのような実態の児童生徒か」ということだけではなく、これまでに「どのような支援をしてきたのか」、「本人や保護者はどんな願いをもっているのか」など、個別の教育支援計画及び個別の指導計画や関連する資料をもとに相談をすることが重要です。

- ◆ 福岡県教育センター ホームページ
→ 「来所相談」の方法や「メール相談」の入力画面等が掲載されています。
- ◆ 「障がいのある子どもの教育支援と就学事務の手引(令和4年度改訂版)」
令和4年4月 福岡県教育委員会
→ 障がいのある子供の相談支援体制について、関係機関の連絡先等が載っています。

(柱5) 専門性の向上と支援体制の整備・充実

特別支援教育を担う人材の育成及び専門性の向上維持

Q122 特別支援教育に関して、教員が身に付けるべき資質・能力には、どのようなものがありますか。

A 福岡県では、令和4年12月に「福岡県教員育成指標」を改訂しました。福岡県教員育成指標には、市町村立学校用と県立学校用がありますが、「特別な配慮や支援を必要とする子供への対応」に必要な資質・能力はどちらも同じです。

福岡県育成指標では、「特別な配慮や支援を必要とする子供への対応」に必要な資質・能力として、キャリアステージに応じて、次の資質・能力を示しています。

段階	資質・能力
養成	特別な配慮を必要とする児童生徒の特性や支援の意義を理解できる。
基礎・向上	個別の指導計画等に基づき、児童生徒の特性や実情を踏まえた個に応じた学習上・生活上の指導及び支援ができる。
充実・深化	組織的な連携のもと、個別の指導計画等の改善・充実に図りつつ、個に応じた適切な指導及び必要な支援の工夫ができる。
発展①	主体的に関係機関等との連携や校内での連絡調整を図るなど、学校全体での指導及び支援を主導することができる。
発展②	関係機関等と連携した校内組織運営を行い、児童生徒の教育的ニーズに応じた指導・助言ができる。
発展③	関係機関等との連携を確立・強化し、組織的な児童生徒の理解及び個に応じた指導・支援を推進できる。

◆ 「福岡県教員育成指標」 令和4年12月 福岡県教育委員会
→ 福岡県教育センターホームページからダウンロード可能です。

Q123 教職員の専門性の向上のために連携できる関係機関には、どのようなところがありますか。

A 関係機関が実施する研修を受講することによって、専門性の向上を図ることができます。

関係機関	内容
福岡県 特別支援教育課	「福岡県特別支援教育推進教員養成講座」 県内の特別支援教育を推進できる中心的な人材の育成を図るもの。各地区からの推薦を受けて受講が可能となる。
福岡県 教育センター	「キャリアアップ講座」 視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、発達障がいに関する基礎的・基本的な理解と、教育的ニーズに応じた指導・支援の考え方について学ぶことができる。原則集合研修として実施されるが、オンデマンド配信による研修もある。 「ミドルリーダー養成講座」 特別支援教育スペシャリストコース、特別支援学校経営参画コース、特別支援教育専門的指導力向上コースに分かれ、4～7日に渡って大学教授等の講師からより専門的な内容を学ぶことができる。選考された受講者が参加できる。 「サポートシリーズ校内研修」 校内研修で使用してもらうことを想定し、各障がい種別の指導や支援の考え方のほか、インクルーシブ教育システム、特別支援学級の授業づくりに関するスライド資料が掲載されている。約20～30分程度で終わる程度に要点を絞ってまとめている。パスワードは不要。誰でもダウンロード可能となっている。
独立行政法人 教職員支援機構	「校内研修シリーズ」「動画教材」には、特別支援教育に関する動画が多く収められている。登録不要で誰でも視聴できる。
独立行政法人 国立特別支援 教育総合研究所	「NISE 学びラボ～特別支援教育 e-ラーニング～」 利用登録をすれば、個人でも団体でも、視聴可能である。

※ 令和5年度現在

Q124 特別支援学校教諭免許状の取得方法には、どのような方法がありますか。

A 免許状取得に必要な単位を修得し、福岡県教育委員会に必要な書類をそろえて申請を行う必要があります。単位の修得方法として、以下の方法があります。

- 福岡県教育職員免許法認定講習の受講(下記は令和5年度の例)
 - ・ 特別支援教育に関する科目として、8科目設定されています。
 - ・ 受講対象者:特別支援学校に勤務している教諭若しくは講師、又は勤務しようとする教諭
 - ・ 会場:福岡教育大学等
- 国立特別支援教育総合研究所の免許法認定通信教育の受講
 - ・ インターネットによる免許法認定通信教育が、無料で開講されています。
 - ・ 受講対象者:特別支援教育に携わる教員を主として、幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校又は特別支援学校の現職教員で、視覚障害教育領域及び聴覚障害教育領域の免許状を保有していない者
 - ・ パソコン・タブレット端末等で約15時間の映像講義の受講を修了し、単位認定試験を受け、単位を取得できます。
 - ・ 開設科目等、詳細は、下記のホームページをご参照ください。
- 課程認定を受けている大学又は、免許法認定通信講習・公開講座の利用
 通学課程の大学と通信課程の大学とがあります。下記の文部科学省ホームページに、大学の一覧が掲載されています。

- ◆ 「免許法認定通信教育総合情報サイト」 国立特別支援教育総合研究所
 → 免許法認定通信教育についての情報を確認できます。
- ◆ 「免許法認定講習・公開講座・通信教育」 文部科学省
 → 免許法認定講習等に関する情報がまとめられています。

Q125 特別支援学級や通級による指導を担当する場合、特別支援学校教諭免許状が必要ですか。

A 小・中学校等の特別支援学級での指導や通級による指導に必要な免許は、その学校種の免許、つまり小学校教諭免許状・中学校教諭免許状です。

しかし、令和3年1月の中央教育審議会答申では、「特別支援学級や通級による指導の担当教師については、特別支援学校教諭免許状取得に向けた免許法認定講習等を活用し、例えば自立活動や発達障害に関する事項など、特別支援学級担当等の資質向上に資する知識技能等の修得を促すことが必要である。」と記されています。よって、特別支援学級担任や通級指導担当教員が、より専門性を向上するため、特別支援学校教諭免許状を取得することは望ましいことです。

- ◆ 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申) 令和3年1月 中央教育審議会
 → 特別支援学級担任や通級指導担当教員の専門性の向上について、国の方針が示されています。
- ◆ 「教育職員免許法 第3条 第3項」
 → 特別支援学校の教員であるために必要とされる免許状についての法的根拠

Q126 特別支援教育に関する学習指導案や教材について、参考となるものはありますか。

A 国立特別支援教育総合研究所や福岡県教育センターHP等、以下のページを参考にできます。

【国立特別支援教育総合研究所】

- 支援教材ポータル…特別支援教育の教材・支援機器・学校での実践事例を明示
- インクルーシブ教育システム構築支援データベース…「合理的配慮」実践事例、法令・通知や関連用語の解説、インクルーシブ教育システム構築に関する保護者向けのQ&Aなどを掲載
- 発達障害教育推進センター…研修ビデオを掲載

【福岡県教育センター】

- 指導案データベース…校種・学年・教科・キーワードでの検索が可能(令和5年8月現在、特別支援学級104実践、通級による指導35実践、特別支援学校189実践の指導案を掲載)
- 特別支援教育 教材・教具 動画コンテンツ…障がい種別に、3～5分間程度の教材・教具作成に役立つ動画を掲載(令和5年8月現在、90本の動画を掲載)

◆ 国立特別支援教育総合研究所 ホームページ

◆ 福岡県教育センター ホームページ

→ 上記の他にも、授業等で活用できる情報が多く掲載されています。無料で資料のダウンロードが可能です。

組織としての専門性の強化及び支援体制の整備・充実

Q127 特別支援教育に関する校内委員会とは、どのようなことをするのですか。

A 校内委員会は、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、発達障がいを含む障がいのある児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行います。

校内委員会で行うことの例として、次のことが挙げられます。

- 児童生徒等の障がいによる学習上又は生活上の困難の状態及び教育的ニーズの把握
- 教育上特別の支援を必要とする児童等に対する支援内容の検討
(個別の教育支援計画の作成・活用及び合理的配慮の提供を含む。)
- 教育上特別の支援を必要とする児童等の状態や支援内容の評価 等

参考として、校内委員会の1年間の活動例を示します。

1 学期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援教育に係る推進計画・推進組織等の確認 ・ PTA総会等における理解啓発に向けての打合せ ・ 実態把握の実施に向けての計画 ・ 事例研究(個別事例に対する情報収集・整理)
2 学期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事例研究(個別事例に対する支援の方向性の検討) ・ 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用に向けての会議 ・ 巡回相談の活用 ・ 教職員研修に向けての計画
3 学期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事例研究(個別事例に対する実践評価) ・ 新入生説明会における理解啓発に向けての打合せ ・ 次年度の推進計画・推進組織の検討

- ◆ 「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン ～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～」平成29年3月 文部科学省
→ 校内委員会の役割や支援までの手順等が示されています。
- ◆ 「特別支援教育コーディネーターガイド」平成30年10月 福岡県教育委員会
→ 校内委員会など、特別支援教育の校内体制について示されています。

Q128 特別支援教育コーディネーターの役割は何ですか。

A 主に、以下のような役割があります。

- 1 学校内の関係者や関係機関との連絡調整
 - (1) 学校内の関係者との連絡調整
 - (2) ケース会議の開催
 - (3) 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成
 - (4) 外部の関係機関との連絡調整
 - (5) 保護者に対する相談窓口
- 2 各学級担任への支援
 - (1) 各学級担任からの相談状況の整理
 - (2) 各学級担任とともに行う児童生徒理解と学校内での教育支援体制の検討
 - (3) 進級時の相談・協力
- 3 巡回相談員や専門家チームとの連携
 - (1) 巡回相談員との連携
 - (2) 専門家チームとの連携
- 4 学校内の児童等の実態把握と情報収集の推進

- ◆ 「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン ～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～」平成29年3月 文部科学省
→ 特別支援教育コーディネーターの役割について示されています。
- ◆ 「特別支援教育コーディネーターガイド」平成30年10月 福岡県教育委員会
→ 校内委員会など、特別支援教育の校内体制について示されています。

Q129 学校内OJTで、特別支援教育の専門性を向上しようとするとき、参考となる資料はありますか。

A 教員が、特別支援教育に係る資質・能力をどの程度身に付けているか、これから身に付ける必要のある資質・能力にはどのようなものがあるのかを知るためのツール「特別支援教育セルフチェック」があります。

全ての教員で「特別支援教育セルフチェック」を使い、自分自身の課題を知るとともに、複数人(メンターチームや同学年など)で課題を共有することによって、効果的に専門性を向上することができます。

- ◆ 令和2・3・4年度福岡県重点課題研究指定・委嘱事業「通常の学級における特別の支援を必要とする児童生徒に関わる教員の指導力向上を目指した支援体制整備」
→ 福岡県教育センターホームページから「特別支援教育セルフチェック」のダウンロード及び、「特別支援教育セルフチェック」の説明動画の視聴ができます。

Q130 福岡県の小・中学校を支援できる関係機関の連携先は、どうすれば分かりますか。

A 福岡県には、教育・医療・保健・福祉・労働等の様々な連携先がありますので、参考を参照していただくか、お近くの教育事務所や市町村の関係行政部署等にお問い合わせください。

- ◆ 「福岡県障がい者福祉情報ハンドブック 2022」 令和4年4月 社会福祉法人福岡県社会福祉協議会
→ 障害者福祉に関する情報やサービスの状況がまとめられています。
- ◆ 「発達障がいへの対応を行っている医療機関リスト」 福岡県
→ 福岡県ホームページからダウンロード可能です。
- ◆ 発達障がい者支援センター
- ◆ 福岡障害者職業センター
- ◆ 福岡県障がい者リハビリテーションセンター
- ◆ 障害者就業・生活支援センター

教師に求められるICT活用指導力の向上

Q131 特別支援教育におけるICT活用のポイントは何ですか。

A 特別支援学校学習指導要領には、各教科の指導計画の作成に当たっての配慮事項として、障がい種ごとにコンピュータ等のICTの活用に関する規定が示されています。特別支援教育においては、ICTを活用して、指導方法の工夫を行うことや、指導の効果を高めることが求められています。

ICTの活用には、大きく二つの視点から考えることがポイントです。

- 視点1:教科指導の効果を高めたり、情報活用能力の育成を図ったりするためにICTを活用する視点
- 視点2:障がいによる学習上又は生活上の困難さを改善・克服するためにICTを活用する視点

視点1は、教科等又は教科等横断的な視点に立った資質・能力であり、障がいの有無や学校種を超えた共通の視点です。各教科等の授業において、他の児童生徒と同様に実施するものです。

視点2は、自立活動の視点であり、特別な支援が必要な児童生徒に特化した視点です。各教科等及び自立活動の授業において、個々の実態等に応じて実施するものです。

- ◆ 「特別支援教育におけるICTの活用について」 文部科学省
→ 障がい種ごとに、ICT活用の例が示されています。
- ◆ 「教育の情報化に関する手引-追補版-」 令和2年6月 文部科学省
→ 教員に求められるICT活用能力のチェックリストが載っています。

巻末資料

巻末資料1 特別支援学校、特別支援学級及び通級による指導の対象となる障がいの種類と程度

	特別支援学校	特別支援学級	通級による指導
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの	(弱視者) 拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの	(弱視者) 拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの	(難聴者) 補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のもの	(難聴者) 補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
知的障害者	一 知的発達に遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	知的発達に遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも	
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも	(肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者) 肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの	(病弱者及び身体虚弱者) 一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの	
言語障害者		口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で、その程度が著しいもの	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
自閉症・情緒障害者		一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも	(自閉症者) 自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの (情緒障害者) 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
L D			全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
A D H D			年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

◆ 「障がいのある子どもの教育支援と就学事務の手引(令和4年度改訂版)」令和4年4月 福岡県教育委員会

巻末資料2 特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知)

4文科初第375号
令和4年4月27日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の長 殿
附属学校を置く各国公立大学法人の長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長

文部科学省初等中等教育局長
伯井美徳

特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知)

特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として行われることが重要です。また、インクルーシブ教育システムの理念の構築に向けては、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様な柔軟な仕組みを整備することが重要です。

これらを踏まえれば、小・中学校や特別支援学校等が行う、障害のある子供と障害のない子供、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動する「交流及び共同学習」が大きな意義を有することは言うまでもありません。また、障害者基本法においても、「国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない」とされているところです。

このため、文部科学省は、小・中学校や特別支援学校等の学習指導要領等における交流及び共同学習に関する記載の充実及び教育委員会や学校に向けた参考資料である交流及び共同学習ガイドの改訂等を通して、交流及び共同学習を積極的に進めてきました。現在においては、一部の地域で取り組まれている、特別支援学校に在籍する児童生徒と居住する地域の学校との積極的な交流等についても、より重要性が増していると考えております。

また、交流及び共同学習には、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする「交流」の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする「共同学習」の側面があり、この二つの側面を分かちがたいものとして捉えて推進していく必要があるという、基本的な考え方も併せて示してきたところです。

しかしながら、文部科学省が令和3年度に一部の自治体を対象に実施した調査において、特別支援学級に在籍する児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学び、特別支援学級において障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた指導を十分に受けていない事例があることが明らかとなりました。冒頭で述べたとおり、インクルーシブ教育システムの理念の構築においては、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であり、「交流」の側面のみ重点を置いて交流及び共同学習を実施することは適切ではありません。

加えて、同調査においては、一部の自治体において、

- ・ 特別支援学級において特別の教育課程を編成しているにもかかわらず、自立活動の時間が設けられていない
- ・ 個々の児童生徒の状況を踏まえ、特別支援学級では自立活動に加えて算数(数学)や国語の指導のみを行い、それ以外は通常の学級で学ぶといった、機械的かつ画一的な教育課程の編成が行われている
- ・ 「自校通級」、「他校通級」、「巡回指導」といった実施形態がある中で、通級による指導が十分に活用できていない

といった事例も散見されました。

本通知は、こうした実態も踏まえ、これまで文部科学省が既に示してきた内容を、より明確化した上で、改めて周知することを主な目的とするものです。

各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、域内の市町村教育委員会におかれては所管の学校に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、都道府県の知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各公立大学法人におかれては附属学校に対して、各文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、本通知の趣旨について周知くださるようお願いいたします。

記

第1 特別支援学級又は通級による指導のいずれにおいて教育を行うべきかの判断について

- 特別支援学級又は通級による指導のいずれにおいて教育を行うべきかの判断については、関係の法令及び「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」(平成25年10月4日付け文科初第756号)等の通知や、令和3年6月に改訂した「障害のある子供の教育支援の手引」を参照し、客観的かつ円滑に適切な判断を行うことが必要であること。
- 通級による指導の対象となる児童生徒について、その児童生徒が通学する小・中学校等に通級による指導の場を設けることが容易ではない場合に、安易に特別支援学級を開設することは適切とは言えないこと。どのような学びの場がふさわしいかは、その児童生徒の教育的ニーズが大前提となるため、市区町村教育委員会においては、令和3年6月に改訂した「障害のある子供の教育支援の手引」等を参照しつつ、必要に応じて都道府県教育委員会とも相談しながら学びの場(通級による指導の場合の実施形態も含む。)について入念に検討・判断を進める必要があること。

第2 特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の時数について

- 交流及び共同学習を実施するに当たっては、特別支援学級に在籍している児童生徒が、通常の学級で各教科等の授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしていることが重要である。このため、「平成29年義務標準法の改正に伴い創設されたいわゆる『通級による指導』及び『日本語指導』に係る基礎定数の算定に係る留意事項について」(令和2年4月17日付事務連絡)にある通り、障害のある児童生徒が、必要な指導体制を整えないまま、交流及び共同学習として通常の学級で指導を受けることが継続するような状況は、実質的には、通常の学級に在籍して通級による指導を受ける状況と変わらず、不適切であること。
- また、「障害のある子供の教育支援の手引」にあるように、特別支援学級に在籍している児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学んでいる場合には、学びの場の変更を検討すべきであること。言い換えれば、特別支援学級に在籍している児童生徒については、原則として週の授業時数の半分以上を目安として特別支援学級において児童生徒の一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた授業を行うこと。
- ただし、例えば、次年度に特別支援学級から通常の学級への学びの場の変更を検討している児童生徒について、段階的に交流及び共同学習の時数を増やしている等、当該児童生徒にとっての教育上の必要性がある場合においては、この限りではないこと。

「改善が必要な具体的な事例」

- ・ 特別支援学級に在籍する児童生徒について、個々の児童生徒の状況を踏まえずに、特別支援学級では自立活動に加えて算数(数学)や国語といった教科のみを学び、それ以外は交流及び共同学習として通常の学級で学ぶといった、機械的かつ画一的な教育課程を編成している。
- ・ 全体的な知的発達に遅れがあるはずの知的障害の特別支援学級に在籍する児童生徒に対し、多くの教科について交流及び共同学習中心の授業が行われている。
- ・ 通常の学級、通常の学級における指導と通級による指導を組み合わせた指導、特別支援学級、特別支援学校という学びの場の選択肢を、本人及び保護者に説明していない。
- ・ 交流及び共同学習において、「交流」の側面のみ重点が置かれ、特別支援学級に在籍する児童生徒の個別の指導計画に基づく指導目標の達成が十分ではない。
- ・ 交流及び共同学習において、通常の学級の担任のみに指導が委ねられ、必要な体制が整えられていないことにより、通常の学級及び特別支援学級の児童生徒双方にとって十分な学びが得られていない。

第3 特別支援学級に在籍する児童生徒の自立活動の時数について

- 特別支援学級における自立活動については、小学校等学習指導要領や特別支援学校学習指導要領に、
 - ・ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、(中略)自立活動を取り入れること
 - ・ 学校における自立活動の指導は、(中略)自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする
 - ・ 小学部又は中学部の各学年の自立活動の時間に充てる授業時数は、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて、適切に定めるものとすると記載されている。このため、特別支援学級において特別の教育課程を編成しているにもかかわらず自立活動の時間が設けられていない場合は、自立活動の時数を確保するべく、教育課程の再編成を検討すべきであること。

第4 通級による指導の更なる活用について

- 通級による指導の実施形態については、「自校通級」、「他校通級」、「巡回指導」それぞれの実施形態の特徴、指導の教育的効果、児童生徒や保護者の負担等を総合的に勘案し、各学校や地域の実態を踏まえて効果的な実施形態の選択及び運用を行うこと。
- 実施形態の選択に当たっては、児童生徒が在籍する小・中学校等で専門性の高い

通級による指導を受けられるよう、自校通級や巡回指導を一層推進することが望ましいこと。なお、通級による指導の充実に関しては、他校通級に係る児童生徒の移動にかかる時間や保護者の送迎の負担等を含め、今後文部科学省において、関係者の意見を聴取するなどして、より教育的な効果の高い運用の在り方について検討を行う予定であること。

- また、地域全体で必要な指導を実施することができるよう、行政区を超える学校の兼務発令を活用するなど、専門性の高い人材による効果的かつ効率的な指導を行うための方策について検討を行うことが適当であること。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課企画調査係

TEL:03-5253-4111(内線 3191, 3195)

E-mail: tokubetu@mext.go.jp

文部科学省初等中等教育局財務課企画調査係

TEL:03-5253-4111(内線 2072, 3746)

E-mail: zaimu@mext.go.jp

巻末資料3 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告(概要)

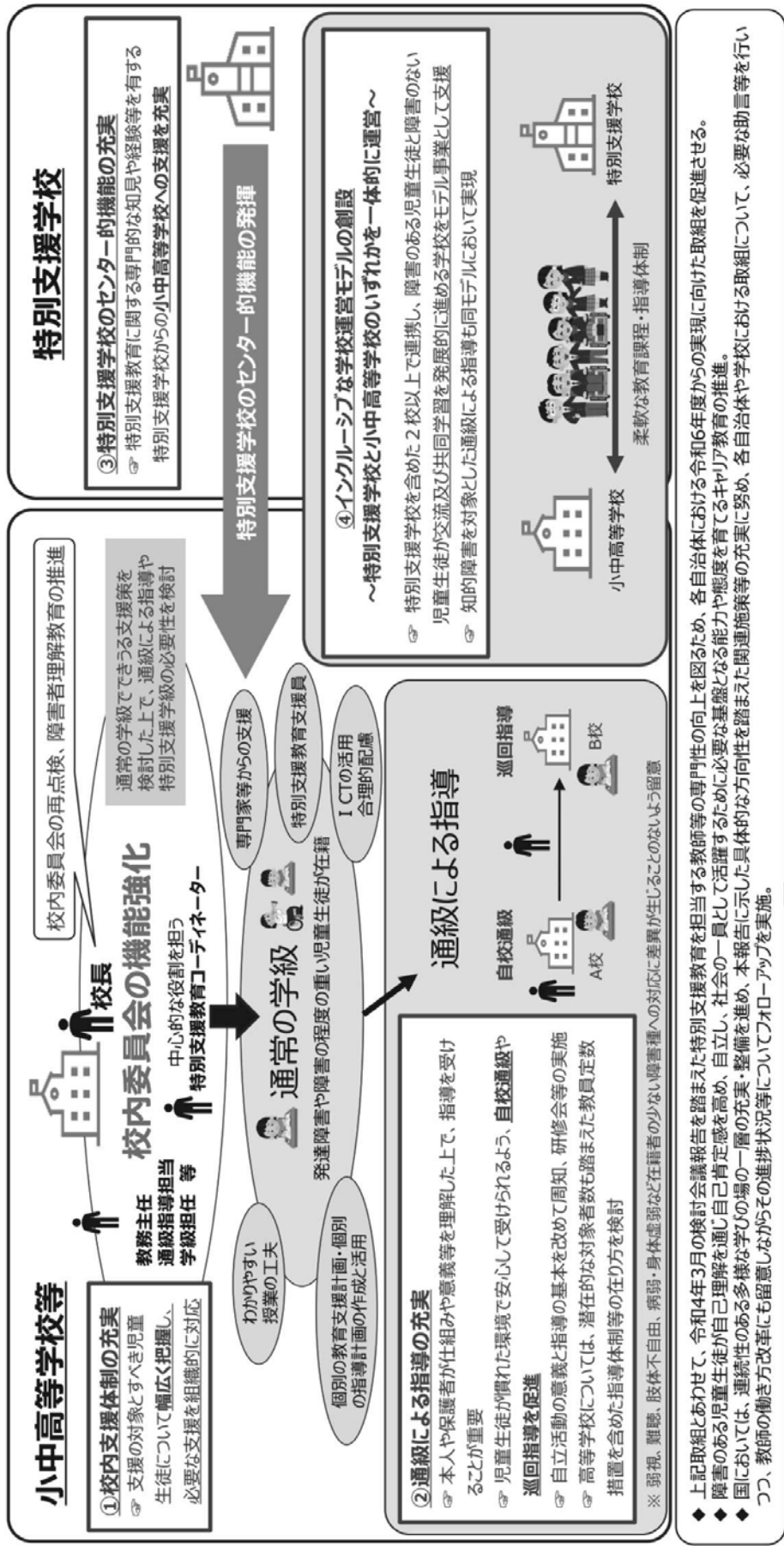
通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告(概要)

(令和5年3月13日)

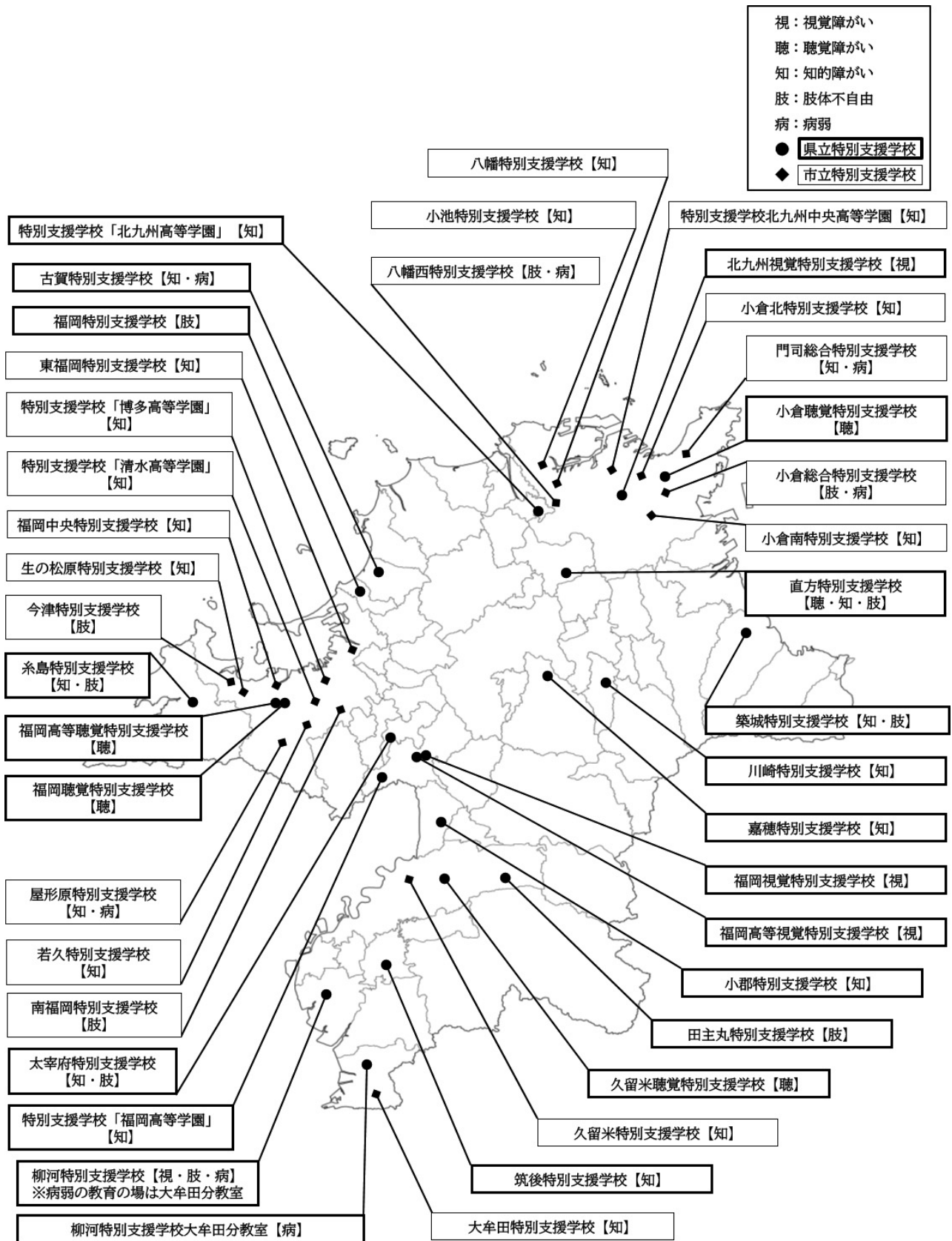
別添2

現状・課題

- ① 学習面又は行動面で著しい困難を示すことされた児童生徒：小中学校8.8% 高等学校2.2% → 全ての学級に特別な教育的支援が必要な児童生徒が在籍している可能性のうち、校内委員会で支援が必要と判断：小中学校28.7% 高等学校20.3% → 校内委員会の機能が十分に発揮されていない
- ② 他校通級は、小学校では約3割、中学校では約2割 → 児童生徒や保護者の送迎等の負担
 高等学校においては、通級による指導が必要と判断された生徒が受けられていない実態がある → 実施体制が不十分
- ③ 障害の程度の重い児童生徒が通常の学級に在籍（就学先決定にあたり本人・保護者の意見を最大限尊重） → より専門的な支援が必要
- ④ 令和4年9月9日障害者権利委員会の勧告 → 障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶための環境整備の推進が必要



卷末資料4 福岡県内の特別支援学校所在地一覧



※令和6年1月現在

巻末資料5 福岡県内の特別支援学校一覧

No.	学校名	障がい種別	設置学部等					訪問教育	寄宿舎	郵便番号	所在地	電話	FAX
			幼	小	中	高	専						
1	県立築城特別支援学校	知的障がい 肢体不自由	●	●	●				829-0102	築上郡築上町築城1561	0930-52-3121	0930-52-1574	
2	県立小倉聴覚特別支援学校	聴覚障がい	●	●	●			○	802-0061	北九州市小倉北区三郎丸2丁目9-1	093-921-3600	093-931-9904	
3	県立北九州視覚特別支援学校	視覚障がい	●	●	●			○	805-0016	北九州市八幡東区高見5丁目1-12	093-651-5419	093-651-9095	
4	県立特別支援学校「北九州高等学園」	知的障がい				●		○	809-0026	中間市大辻町18-1	093-246-3000	093-246-3010	
5	県立古賀特別支援学校	知的障がい 病弱		●	●	●		○	811-3113	【小・中】（知的障がい・病弱） 古賀市千鳥4丁目3-1 【高】（知的障がい） 古賀市千鳥3丁目4-1	【小・中】 092-943-8674 【高】 092-942-7175	【小・中】 092-943-9159 【高】 092-944-4562	
6	県立福岡特別支援学校	肢体不自由		●	●	●		○	811-0119	糟屋郡新宮町緑ヶ浜4丁目1-1	092-963-0031	092-963-3271	
7	県立福岡聴覚特別支援学校	聴覚障がい	●	●	●			○	814-0021	福岡市早良区荒江3丁目2-1	092-821-1212	092-822-9861	
8	県立福岡高等聴覚特別支援学校	聴覚障がい				●	●		814-0021	福岡市早良区荒江3丁目2-2	092-845-6931	092-822-6503	
9	県立太宰府特別支援学校	知的障がい 肢体不自由		●	●	●		○	818-0134	太宰府市大字大佐野557-1	092-924-5055	092-924-5089	
10	県立福岡視覚特別支援学校	視覚障がい	●	●	●			○	818-0014	筑紫野市牛島114	092-924-1101	092-928-8742	
11	県立福岡高等視覚特別支援学校	視覚障がい				●	●	○	818-0014	筑紫野市牛島151	092-925-3053	092-925-5061	
12	県立特別支援学校「福岡高等学園」	知的障がい				●		○	818-0047	筑紫野市古賀304	092-921-2244	092-928-0845	
13	県立糸島特別支援学校	知的障がい 肢体不自由		●	●	●		○	819-1111	糸島市泊965	092-324-8100	092-324-8400	
14	県立小郡特別支援学校	知的障がい		●	●	●		○	838-0123	小郡市下岩田2341-3	0942-73-3437	0942-72-9217	
15	県立久留米聴覚特別支援学校	聴覚障がい	●	●	●				839-0852	久留米市高良内町2935	0942-44-2304	0942-45-0139	
16	県立田主丸特別支援学校	肢体不自由		●	●	●		○	839-1212	久留米市田主丸町石垣1190-1	0943-73-1537	0943-72-4341	
17	県立柳河特別支援学校 (大牟田分教室)	視覚障がい 肢体不自由 病弱	●	●	●			○	832-0823	柳川市三橋町今古賀170	0944-73-2263	0944-73-6291	
18	県立筑後特別支援学校	知的障がい		●	●	●		○	833-0034	筑後市下北島318	0942-53-0528	0942-52-0329	
19	県立川崎特別支援学校	知的障がい		●	●			○	827-0003	田川郡川崎町川崎2343	0947-72-7788	0947-72-6701	
20	県立嘉穂特別支援学校	知的障がい		●	●			○	820-0206	嘉麻市鴨生328-1	0948-42-1511	0948-42-4508	
21	県立直方特別支援学校	聴覚障がい 知的障がい 肢体不自由	●	●	●			○	822-0007	直方市下境410-2	0949-24-5570	0949-24-5508	
22	北九州市立門司総合特別支援学校	知的障がい 病弱		●	●	●			800-0006	北九州市門司区矢野町13-1	093-372-6631	093-372-6632	
23	北九州市立小倉北特別支援学校	知的障がい		●	●	●			803-0846	北九州市小倉北区下津4丁目3-1	093-592-2103	093-592-2104	
24	北九州市立小倉総合特別支援学校	肢体不自由 病弱		●	●	●		○	802-0803	北九州市小倉南区春ヶ丘10-3	093-921-0075	093-921-0190	
25	北九州市立小倉南特別支援学校	知的障がい		●	●	●		○	802-0816	北九州市小倉南区若園4丁目1-1	093-921-5511	093-921-3766	
26	北九州市立小池特別支援学校	知的障がい		●	●	●			808-0132	北九州市若松区小敷583-1	093-601-1298	093-601-1299	
27	北九州市立八幡特別支援学校	知的障がい		●	●	●			806-0047	北九州市八幡西区鷹の巣3丁目7-1	093-641-8675	093-641-3738	
28	北九州市立八幡西特別支援学校	肢体不自由 病弱		●	●	●		○	807-0075	北九州市八幡西区下上津役4丁目8-2	093-612-2210	093-612-2271	
29	北九州市立特別支援学校「北九州中央高等学園」	知的障がい				●			804-0093	北九州市戸畑区沢見1丁目3-47	093-861-0112	093-861-0114	
30	福岡市立福岡中央特別支援学校	知的障がい		●	●	●		○	810-0065	福岡市中央区地行浜2丁目1-18	092-847-2789	092-847-2790	
31	福岡市立若久特別支援学校	知的障がい		●	●	●			815-0042	福岡市南区若久2丁目3-13	092-551-2652	092-551-5551	
32	福岡市立屋形原特別支援学校	知的障がい 病弱		●	●	●		○	811-1351	福岡市南区屋形原2丁目31-1	092-565-4901	092-565-4930	
33	福岡市立南福岡特別支援学校	肢体不自由		●	●	●		○	812-0857	福岡市博多区西月隈5丁目6-1	092-581-2242	092-581-2988	
34	福岡市立東福岡特別支援学校	知的障がい		●	●	●		○	813-0025	福岡市東区青葉3丁目8-1	092-691-5402	092-691-5401	
35	福岡市立生の松原特別支援学校	知的障がい		●	●	●			819-0043	福岡市西区野方7丁目825	092-812-0151	092-812-0152	
36	福岡市立今津特別支援学校	肢体不自由		●	●	●		○	819-0165	福岡市西区今津5413	092-806-8181	092-806-8180	
37	福岡市立特別支援学校「博多高等学園」	知的障がい				●			812-0034	福岡市博多区下呉服町10-40	092-263-9300	092-263-9301	
28	福岡市立特別支援学校「清水高等学園」	知的障がい				●			815-0031	福岡市南区清水1丁目8-4	092-408-9001	092-408-9002	
39	大牟田市立大牟田特別支援学校	知的障がい		●	●	●		○	836-0896	大牟田市天道町24	0944-56-9671	0944-52-0111	
40	久留米市立久留米特別支援学校	知的障がい		●	●	●		○	830-0051	久留米市南1丁目2-1	0942-39-6131	0942-39-6132	

卷末資料6 「福岡県特別支援教育推進プラン(第2期)」(概要版)

「福岡県特別支援教育推進プラン」の位置づけ

福岡県総合計画 (R4～R8)

- 県政全般に係る政策及び施策の基本的方向を定めたもの

福岡県教育振興基本計画 (R4～R8)

- 本県の教育分野の施策の方向を示すもの

福岡県特別支援教育推進プラン (R4～R8)

- 本県における特別支援教育推進の理念と重点的に取り組む施策を示すもの

福岡県特別支援教育推進プラン
(第2期)

～ 一人一人が輝く共生社会の実現を目指して ～

「福岡県特別支援教育推進プラン(第2期)」の基本的考え方

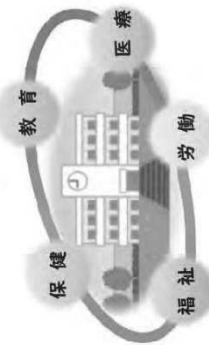
障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を認め合える共生社会の実現を目指すためには、「障害者の権利に関する条約」に基づくインクルーシブ教育システムの構築が不可欠であり、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を着実に推進していく必要があります。

県教育委員会では、第1期推進プランにおける成果と課題、国の動向や新たな課題を踏まえ、基本的な視点としての5つの柱は、第1期推進プランの柱を継承するとともに、柱の名称の一部見直しを行いました。そして、この5つの柱に基づき、今後5年間で取り組むべき施策の方向性を示しました。

「福岡県特別支援教育推進プラン(第2期)」の実施に当たって

(1) 推進体制

障がいのある子供の自立と社会参加に向けた主体的な取組を一貫して支援するため、関係者間の連携・協力を密にし、効果的かつ総合的に施策の推進を図ります。



(2) 点検・評価

特別支援教育推進に関する施策については、第2期推進プランの策定趣旨を踏まえ、年度ごとに点検・評価を行い、施策ごとの進捗状況を公表します。

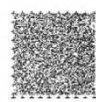
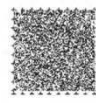


「福岡県特別支援教育推進プラン」が新しくなりました。

第1期推進プランにおける成果と課題、国の動向や新たな課題を踏まえ、柱の名称の一部見直しを行い、今後5年間で取り組むべき施策の方向性を示しました。



福岡県教育委員会



福岡県特別支援教育推進プラン(第2期)の主な改定のポイント

柱2 就学前における早期からの相談・支援の充実 P22

第1期推進プランの成果と課題

- ・ 就学前検診の対象となる幼児数の増加
- ・ 子供一人一人のニーズに最も的確に応える指導を提供できる学びの場の検討

主な改定のポイント

- ・ 早期からの教育相談・支援の充実
- ・ 障がいのある子供の就学相談や学びの場の検討等の支援の充実

【施策の方向】

- (1) 幼稚園等における特別支援教育推進体制の整備
- (2) 市町村教育委員会における早期からの相談・支援体制の整備
- (3) 障がいのある子供の就学相談や学びの場の検討等の支援の充実
- (4) 保健・医療及び福祉との連携の充実

柱1 連続性のある多様な学びの場における教育の充実 P10

第1期推進プランの成果と課題

- ・ 個別の教育支援計画等の作成率の向上
- ・ 特別な支援が必要な児童生徒数の増加
- ・ 学校間接続時ににおける個別の教育支援計画等を活用した引継ぎの充実
- ・ 障がいの重度・重症化及び多様化に対応した専門性の向上

主な改定のポイント

- ・ 柱の体系を学校種別に学びの場を示し、施策の方向性を整理
- ・ 切れ目のない支援のための、学校間接続時における個別の教育支援計画等を活用した引継ぎの充実

【施策の方向(共通内容一部改)】

- (1) 一人一人の障がいの状態や発達段階等を踏まえ、学びの場に応じた指導の充実
- (2) 個別の教育支援計画等を活用した学校間接続時における引継ぎの充実

I 小中学校

- 1 通常の学級
 - 【施策の方向(例)】
 - 特別支援教育の視点を生かした通常の学級における指導の充実
- 2 通級による指導
 - 【施策の方向(例)】
 - 通級指導教室の適切な設置及び指導の充実
- 3 特別支援学級
 - 【施策の方向(例)】
 - 学級の実態に応じた適切な教育課程の編成

II 高等学校

- 【施策の方向(例)】
- 特別支援教育の視点を生かした指導及び高等学校の通級による指導の充実

III 特別支援学校

- 【施策の方向(例)】
- 障がいの重度・重症化及び多様化に対応した専門性の向上及び特別支援教育のセンターとしての役割の発揮

柱3 卒業後の自立と社会参加を目指した支援の充実 P24

第1期推進プランの成果と課題

- ・ デジタルシステム型現場実習等による、関係機関との連携の促進
- ・ 生徒の多様なニーズに沿った実習先・就職先の新規開拓と就職後の早期離職の改善

主な改定のポイント

- ・ ICTを活用した就職支援の充実
- ・ 新たな職種に対応した専門教育や職業教育の充実

【施策の方向】

- (1) キャリア教育の充実
- (2) 職業教育の推進
- (3) 関係機関等との連携の強化とICTを活用した就職支援の充実
- (4) 学校卒業後に向けた引継ぎ及び移行支援の充実
- (5) 社会体験活動、障がい者スポーツ、文化芸術活動の推進

柱4 安全・安心かつ効果的に学べる教育環境の整備 P26

第1期推進プランの成果と課題

- ・ 対象児童生徒数の増加に伴う教室不足の解消
- ・ ICT活用による指導の充実のための支援体制整備
- ・ 医療的ケアを必要とする子供への支援の充実

主な改定のポイント

- ・ 特別支援学校設置基準等を踏まえた施設整備
- ・ ICT環境の整備と活用
- ・ 医療的ケア見込法に基づく支援の充実

【施策の方向】

- (1) 特別支援学校設置基準等に基づいた学校施設の整備
- (2) ICT環境の整備と活用の推進
- (3) 医療的ケア児への支援と関係機関との連携の推進
- (4) 障がいによる学習上又は生活上の困難に応じた教育環境の整備

柱5 専門性の向上と支援体制の整備・充実 P28

第1期推進プランの成果と課題

- ・ 特別支援学校教諭免許状の取得率向上
- ・ 特別支援教育に関する専門性の向上
- ・ 教員のICT活用指導力の向上

主な改定のポイント

- ・ 特別支援教育を担う人材育成
- ・ 教員の特別支援教育に関する基礎的理解の促進
- ・ 教師に求められるICT活用指導力の向上

【施策の方向】

- (1) 特別支援教育を担う人材の育成及び専門性の維持向上
- (2) 組織としての専門性の強化及び支援体制の整備・充実
- (3) 教師に求められるICT活用指導力の向上

柱5 専門性の向上と支援体制の整備・充実 P28

第1期推進プランの成果と課題

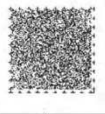
- ・ 特別支援学校教諭免許状の取得率向上
- ・ 特別支援教育に関する専門性の向上
- ・ 教員のICT活用指導力の向上

主な改定のポイント

- ・ 特別支援教育を担う人材育成
- ・ 教員の特別支援教育に関する基礎的理解の促進
- ・ 教師に求められるICT活用指導力の向上

【施策の方向】

- (1) 特別支援教育を担う人材の育成及び専門性の維持向上
- (2) 組織としての専門性の強化及び支援体制の整備・充実
- (3) 教師に求められるICT活用指導力の向上



巻末資料7 特別支援教育推進計画(様式)

(様式)

令和〇年度 〇〇学校特別支援教育推進計画

【〇〇立〇〇学校】

目指す子供の姿

(学校全体の児童生徒) 共生社会の実現のために、目指す児童生徒像を示す。
 (特別支援教育対象の児童生徒) 将来の自立と社会参加を見据えて、目指す児童生徒像を示す。

本校特別支援教育の重点目標・指標

◎【体制整備に関する重点目標】現状と課題から、学校として目指す本年度の重点目標を設定する。
 ★【達成目標】特別な支援が必要な児童生徒の個別の教育支援計画等を活用した学校間引継ぎ率(__人中__人の__)%

連続性のある多様な学びの場における教育の充実 (柱1)

通常の学級における指導の充実

- ・通常の学級に在籍し、特別な支援を必要とする児童生徒に関する取組(保護者連携、関係機関との連携を含む)を示す。
- ・学校組織として、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が共に学ぶことができるための取組を示す。
- ・保護者への理解・啓発に関する取組を示す。

在籍学級との連携

通級指導教室における指導の充実

- ・通級指導教室において指導を受けている児童生徒に関する取組を示す。
- ・保護者連携、関係機関との連携の取組を示す。

交流及び共同学習

特別支援学級における指導の充実

- ・特別支援学級に在籍する児童生徒に関する取組を示す。
- ・保護者連携、関係機関との連携の取組を示す。

一貫した継続性のある指導及び切れ目ない支援

- ・就学前からの接続(柱2)や卒業後の進路(柱3)に係る連携に関して学校が行う取組を示す。

インクルーシブ教育システム構築のための学校体制整備

安全・安心かつ効果的に学べる教育環境の整備(柱4)

- ・児童生徒の実態に応じた施設面での環境整備や学習上の困難を軽減する教材等に関する取組を示す。

専門性の向上と支援体制の整備・充実(柱5)

- ・課題を解消するための教員の専門性の向上及び校内委員会等の支援体制整備の視点で取組を示す。

本校の特別支援教育に係る現状と課題

- ・学校が行っている特別支援教育に係る現状をもとに、そこから生じる課題について示す。その際、上の「重点目標・指標」欄に示す内容と対応する現状と課題を中心に示す。

★【現状値】特別な支援が必要な児童生徒の個別の教育支援計画等を活用した学校間引継ぎ率(__人中__人の__)%

※ 簡潔に表記してください。なお書式中の「柱」は、「福岡県特別支援教育推進プラン(第2期)」と対応しています。
 ※ ★の「学校間引継ぎ率」は必須項目です。「学校間引継ぎ率」とは、転出又は卒業(予定を含む)した児童生徒の中で個別の教育支援計画等を活用した引継ぎが必要な児童生徒に対して、進学先等と引継ぎの実施ができた児童生徒の割合です。

索引

あ

医療的ケア	P91
インクルーシブ教育システム	P15・97
音声教材	P37

か

各教科等を合わせた指導	P53・54・57
学習障がい	P32
学級の支持的風土	P37
基礎的環境整備	P22・78
キャリア教育	P83
教育支援委員会等	P19・80
教育相談	P79・93
ケア・トランポリン	P88
居住地校交流	P66
合理的配慮	P15・21・22・23・24・28・31・74・75・76・78・98
交流及び共同学習	P27・58・59・66
個別の教育支援計画	P23・24・25・26・30・31・44・56・60・71・74・77・78・98
個別の指導計画	P23・24・25・26・30・31・44・48・56・58・60・71・74・77・98

さ

自校通級	P41・47・105
実態把握	P20・24
指導要録	P45・57
自閉症	P29・89
就労	P84・87
就学先決定	P78・80
巡回指導	P41・47・48・105
巡回相談	P17・93
障がい者スポーツ	P88
障害者の権利に関する条約	P15

自立	P83
自立活動	P39・43・45・51・52・55・56・64
進路指導	P86・87
センター的機能	P68・69
た	
他校通級	P41・42・47・48・105
通級による指導	P39・40・41・42・43・44・48・49・101・102
通級による指導の記録	P45・49
特別支援学級	P50・51・52・53・54・55・56・101・102
特別支援学校	P62・63・64・67・68・69・101・108・109
特別支援教育	P15・16
特別支援教育コーディネーター	P30・34・68・69・70・82・99
特別支援教育支援員	P93
特別支援教育推進計画	P16・112
特別の教育課程	P51・52・55
な	
二次的な問題	P33・58
は	
ハイリー・センシティブ・チャイルド	P29
発達障がい	P29・89
バリアフリー	P89
引継ぎ	P24・31・44・70・71・74・85
引き継ぎシート	P31・44・72
ふくおか就学サポートノート	P31・44・70・71・72・74
福岡県特別支援教育推進ネットワーク	P67
福岡県特別支援教育推進プラン（第2期）	P16・110・111
不登校	P33・41
ま	
マルチメディアデジター教科書	P37
免許状	P55・96
や	
ユニバーサルデザインの視点	P36・38

A	
ADHD	P32・40・41・46・50・89・90
I	
ICTの活用	P37・59・65・84・89・90・100
L	
LD	P32・40・41・46・50・89・90